

藩政成立期における藩主の「鵜鷹 逍遙」的行為の政治文化的意義

— 初代讃岐高松藩主松平頼重の藩政における

「遊獵」「舟遊」等の位置づけ—

溝 渕 利 博

Historical significance in terms of political culture in “cormorant fishing and falconry” activities in the early years of feudal administration — Evaluation of “hunting” and “boating” by the first Sanuki Takamatsu Fieldon Daimyo, Yorishige Matsudaira—

Toshihiro Mizobuchi

要約

初代讃岐高松藩主松平頼重の公式記録である『英公日曆』『英公実録』等には、松平頼重が讃岐高松に入封してからの行動が具に記録されている。本稿では、それらの記載内容の内、特に儀礼的象徴を自ら演じた頼重の行動特性を分析するとともに、顕著であった鵜鷹逍遙的行為の政治文化的意義がどこににあったのかを考察し、藩政成立期における国替藩主が、どのようにして領域を掌握し、領国支配の正統性を浸透させて、藩政の基礎を作ったのかを明らかにしたい。

キーワード：讃岐高松藩、松平頼重、藩政成立期、鵜鷹逍遙的行

為、象徴儀礼、政治文化史

Abstract

“Eiko Nichireki” and “Eiko Jitsuroku” and other official records cover in detail how Yorishige Matsudaira, the first Sanuki Takamatsu-han daimyo, acted since he moved to Sanuki Takamatsu.

In this paper, consideration is given to the significance of Yorishige's frequent cormorant fishing and falconry in terms of the history of the political culture as well as the analysis of his characteristic behavior as a ceremonial symbol. Moreover clarification is given to the ways the relocated daimyo in the Edo period controlled his territory, got legitimacy for his ruling infiltrated there, and built the foundations of his feudal administration.

Keywords : the Sanuki Takamatsu-han, Matsudaira Yorishige, the formation of feudal administration, cormorant fishing and falconry much of acts (boat cruise, hunting, cormorant fishing, river cruise), Symbolic ritual, political cultural history

提出年月日 二〇一二年十一月三〇日 高松大学発達科学部講師

目次

はじめに

一 讃岐高松藩の地政学的位置と政治的役割 …………… 3

(一) 讃岐高松藩の地政学的位置 …………… 3

① 讃岐の地理的環境 ……………

② 讃岐の歴史的風土 ……………

③ 讃岐人の気質風土 ……………

(二) 讃岐高松藩の成立背景にみる政治的役割 …………… 6

① 高松松平家の由緒と家格 ……………

② 讃岐高松藩の藩祖松平頼重 ……………

③ 『英公日曆』にみる松平頼重の讃岐高松藩への
国替意図 ……………

二 初代讃岐高松藩主松平頼重の藩政における

「鵜鷹逍遙」的行為の特徴 …………… 9

(一) 下館時代の松平頼重の行動特性 …………… 10

(二) 高松時代の松平頼重の行動特性 …………… 12

① 松平頼重の「遊胤」…陸・山の支配 ……………

a 鷹狩 b 鹿狩 c 高松藩の放鷹制度と鷹匠 ……………

② 松平頼重の「舟遊」…海の支配 ……………

a 舟遊 b 諸島検 ……………

③ 松平頼重の「川遊」…川の支配 ……………

a 鵜飼 b 川遊 c 魚網 ……………

三 初代讃岐高松藩主松平頼重の藩政における

「饗応儀礼」の特徴 …………… 37

(一) 松平頼重の「饗応儀礼」の実態 …………… 37

① 下館時代 ② 高松時代 ③ 讃岐高松藩の年中行事と儀礼 ……………

(二) 松平頼重の「饗応儀礼」の政治的役割 …………… 45

① 主従関係の構築と再確認 ……………

② 領内統治機構の整備と領内支配体制の確立 ……………

③ 高松藩における鷹をめぐる贈答儀礼と鷹の鳥の下賜儀礼 ……………

四 藩政成立期における藩主の「鵜鷹逍遙」的行為の
政治文化的意義 …………… 52

(一) 支配領域(領地領海)の掌握 …………… 52

① 「遊胤」による軍事訓練と御留山設定による
領国支配の拠点づくり ……………

② 「舟遊」による水軍編成と西国・中国監視の役割 ……………

③ 「川遊」による領内支配領域の拡大と御留川指定による
御用鮎確保システムの確立 ……………

(二) 領国支配の正統性の確保 …………… 58

① 狩る王の系譜と食す国の伝統 ……………

② 領国支配者の条件 ……………

③ 儀礼的行為の象徴性と政治社会的機能 ……………

(三) 家臣団編成と寺社・領民対策 …………… 63

① 家臣団編成 ② 寺社対策 ③ 領民対策 ……………

おわりに …………… 66

はじめに

藩政成立史の研究については、戦前が制度史的研究であったのに対して、戦後は社会経済史研究の視点から多くの研究実績が蓄積されてきたが、現在では、藩社会・藩世界などの「藩」を軸とした新しい概念が提起され、地域社会や領民までを含んだ総合的な研究が進んでいる。特に「藩」の核となる大名家の政治的構造や性格を、幕政と藩政との関係を踏まえながら、幕藩制的秩序に係る実態論的研究が深められ、近世前期における大名家の近世的政治秩序形成過程や中後期における藩政改革の内実が明らかになってきている^①。また、近年では近世儀礼に関する研究が進み、儀礼と社会の枠組みとの関係が論ぜられ、近世社会の政治的文化的構造についての分析も行われている^②。

これまで讃岐の藩政史研究については、主として政治経済史を中心として行われてきたが、藩政史における儀礼の意義や役割については、あまり研究がなされていないのが現状である^③。今後は藩の文化的儀礼的側面からのアプローチも必要になってくると考えられる。讃岐の藩政成立期にあたる十七世紀には、水戸藩御連枝の松平頼重が入封して讃岐高松藩が成立している。初代藩主松平頼重の行動は、『英公日曆』や『英公実録』などの日記・

実録類に記録されており、讃岐高松藩成立期における藩主の具体的な政治行動を知ることができる。その中で目立つのが、「遊獵」や「舟遊」などの「鵜鷹逍遙」的行為が多いことである。

本稿では、藩政成立期における国替藩主の「鵜鷹逍遙」的行為の行動特性を分析することによって、のちに高松藩において象徴的儀礼ともなる藩主の「鵜鷹逍遙」的行為の政治文化的意義はどこにあったのかを考察するとともに、松平頼重のように国替によって新領地に着任した大名が、どのようにして領域を掌握し、領国支配の正当性を浸透させて、藩政の基礎を作ったかを明らかにしたい。もとより儀礼的行為と政治的行為は相互依存関係にあり、儀礼的行為の背後にある政治文化的意義を考察しつつ、地域社会との関係にも触れながら、それらが領主権力の確立と幕藩制的秩序の構築に果たした役割と機能についても述べてみたい。

一 讃岐高松藩の地政学的位置と政治的役割

(一) 讃岐高松藩の地政学的位置

① 讃岐の地理的環境

近世の藩には、それぞれ由緒や規模、家格や歴史も違い、地理

的環境や歴史的風土も異なる。藩政史を考える場合、これらの地域特性を前提条件として十分に考慮する必要がある。地域特性を考える場合、参考になるのが地政学的なものの見方である。地政学は地理的な環境が政治や軍事・経済などに与える影響を研究するものであるが、ここでは、讃岐の地理的環境が讃岐高松藩の領国支配にどのような影響を与えたかを考える。

讃岐は、『万葉集』で柿本人麻呂が「玉藻よし讃岐の国は国柄か見れども飽かぬ神柄か、ここだ貴き天地日月とともに足り行かむ」と歌ったように、瀬戸内海に面した風光明媚な土地柄で産物も豊富な上、都にも近く、畿内から西日本に向かう海上交通の要所であったため、軍事的にも経済的にも重要な位置を占めており、古代から中央政府が瀬戸内海の海上支配権を掌握しようとして讃岐に進出してきている。このように讃岐は、地政学でいう「交通地域」に該当し、常に中央政府の政治状況と直結しながら、その動向に左右されるという地政学的位置にあったといえる⁴⁾。

一方、陸上では、讃岐は南部の讃岐山脈から北に縦走した丘陵帯と平野部に点在するメサやビュート型の溶岩台地などによって、いくつかの小さな地域に分けられた小地域分立型の地形であったため、政治的にも小豪族が分立し合い、それらを統合する大きな政治勢力が育たなかった。それゆえ中央や他国の政治勢力

の侵入と支配を容易に受け入れざるを得ない素地があったといえる。つまり、ランドパワー（陸上権力）が他国に比べて弱く、シーパワー（海上権力）を手中に収めた勢力に支配されやすい傾向があった⁵⁾。

② 讃岐の歴史的風土

讃岐は古代から瀬戸内海交通の要衝でもあったため、要人の往来や進んだ文物との接触が進み、早くから文化が栄えた。そのため中央の政治動向や文化の流行などについては、敏感に反応したものと考えられる。

室町時代には、讃岐国は東西に二分割され、東方は七郡、西方は六郡の守護代二人制が執られており、『蔭涼軒日録』の明応二年（一四九三）六月十八日条に「讃岐国ハ十三郡ナリ。六郡香川之ヲ領ス、寄子衆亦皆小分限ナリ、然リト雖モ香川ト能ク相従フ者ナリ。七郡ハ安富之ヲ領ス、国衆大分限者惟レ多シ、然リト雖モ香西党首トシテ皆各々三昧シテ安富ニ相従ワサル者惟レ多シナリ」とあるように、東讃岐には大分限者が多く、伝統的に領内統治が難しい政治状況にあったことが分かる。

天正十五年（一五八七）に生駒親正が讃岐国に封じられ、国内には豊臣氏ゆかりの太閤蔵入地が設けられるなど、豊臣政権下でも讃岐国は重要な地点として位置づけられていたことがわかる。

さらに親正が築城した高松城は、全国初の最大の海城で港湾機能を重視する構造となっており、その規模や海を意識した縄張りなどから判断して、当時讃岐高松が豊臣政権下における瀬戸内海を掌握・防衛する重要な役割を担っていたと考えられる⁶⁾。

また、寛永四年（一六二七）八月には幕府隠密が讃岐を探索し、高松城や城下の様子と略図、上級家臣の石高・名前、家中の馬・鉄砲の数、舟数、川の名前、所領の物成・麦作・米作の景況などを記しているが、「一、讃州へ入申候と、稲の出来様水きわたち悪く御座候間」と記され、水の便が悪かったことが分かる⁷⁾。

『高松藩記』にも「讃岐国ハ川浅ク水乏シク常水ノ川一ツモコレナク、清天五日ヲ経レハ水湿ノ潤イナ、霖雨二日ニ及ヘハ洪水ノ難アリ」とあり、雨が少なく、水の確保に苦しみ、代々の統治者は河川の改修や溜池の築造などの治水事業に腐心していた。元禄三年（一六九〇）の『土芥寇讎記』によれば、「国ニ禽獣魚柴薪多シ。土地上也。城本ハ国ノ北ノ方少東ヘヨル。物毎自由也」とあるが⁸⁾、瀬戸内海の漁業権をめぐる国境争論（論所）が頻発してしばしば幕府に提訴され、幕府役人の立ち会いの下で調停や、幕府奉行所で裁決がなされている。

③ 讃岐人の気質風土

讃岐は国土が狭く、水源も少なかったため、絶えず境界争いや

水利争いが起こっている。平安時代の『藤原保則傳』（『続群書類従』所収）には、三善清行が、元慶六年（八八二）から四年間讃岐権守であった藤原保則について書いた文章の中で、讃岐の風土と讃岐人の気質について「伝へ聞ク、讃岐国ハ倫紙ト能書者多シ。（中略）コノ国ノ庶ノ民ハ、皆法律ヲ学ヒテ、論ヲ執ルコト各異ナリヌ。邑里畔ヲ疆リテ動モスレハ諍詔ヲ成セリ」と述べている。讃岐人の特色、その第一は良紙と能書家が多く、五大師を輩出するなど宗教家や学者を育てる風土や伝統があったことである。第二は皆よく法律を学んでおり、万事にで緻密で細かく計算高いところである。狭い土地に多人数が暮らすために生まれた生活の知恵ともいえる。このように讃岐人は古代から宗教的寛容と世俗的細かさの両面を持ち合わせていた。

『土芥寇讎記』によれば、「奢分限ニ過タル故ニ、借金スル者多シ。家中風俗御三家ニ似タリ。家中ノ仕置大様也。侍ノ風俗良シ」とある。また、元禄十四年（一七〇一）刊の『人国記』（『改定史籍集覧』所収）には「讃岐国之風俗、氣質弱ク、邪智之人、百人ニ而半分斯ノ如キ也。武士之風俗別而諂強ク、方便ヲ以テ立身ヲスヘキナドト思フ風儀之由、兼テ聞及フニ替ラサル形儀也。別而大内・寒川・三木・三野・山田郡此ノ如キ也」とあり、特に高松藩は親藩であったことも関連して、中央志向が強く、武士は

もとより領民の間にも大勢に順応して立身出世を第一義とする風儀があったとされている⁹⁾。また、「然シ国人常ニ正邪善悪ヲ反省シ、賢者ノ教ヲ以テ矯正セハ、氣質直トナリ風儀正ナラスト云フコトナシ」と人心教化の必要性を説いている。

(二) 讃岐高松藩の成立背景にみる政治的役割

① 高松松平家の由緒と家格

讃岐高松藩は徳川一門のいわゆる家門で、表高は十二万石である。高松松平家は水戸徳川家の御連枝で、「先途」(極位極官)は従四位上中将、讃岐守に叙任され、「殿席」(江戸城での控えの間)は黒書院溜之間いわゆる溜間詰大名席で、幕政の重要事項や老中の任命などについて將軍の諮問に与るなど、幕府から一種の元老格待遇を受け重くみられていた家柄である¹⁰⁾。特に初代藩主松平頼重は、水戸初代藩主徳川頼房の長子で、家康の孫にもあたっていたので、御連枝の中でも最も高い位置づけられて幕府の信も厚く、かつ水戸徳川家と高松松平家とは本藩と支藩にも似た関係があつて交流も深かった。また、高松松平家の成立には尾張・紀伊・水戸の御三家が大きく関わっており、成立後も水戸家のみならず、様々な場面において尾張家・紀伊家とのつながりがあつた。元禄三年(一六九〇)頃編纂の『土芥寇讎記』には「家中風俗御

三家ニ似タリ」と評されている。さらに、將軍名代として朝廷への「御使」という溜詰大名の重要な仕事があり、必然的に朝廷との親密さをもたらし、後水尾上皇とも和歌を通じて親しく交際するようになっていく¹¹⁾。

讃岐高松藩歴代藩主の在任期間等は次の通りである。

歴代藩主 氏名 在任期間等

初代	松平頼重	寛永十九年二月～延宝元年二月	隠居～元禄八年四月卒
二代	松平頼常	延宝元年二月～宝永元年二月	隠居～宝永元年四月卒
三代	松平頼豊	宝永元年二月～享保二十年七月卒	
四代	松平頼桓	享保二十年十二月～元文四年九月卒	
五代	松平頼恭	元文四年九月～明和八年七月卒	
六代	松平頼真	明和八年八月～安永九年三月卒	
七代	松平頼起	安永九年四月～寛政四年七月卒	
八代	松平頼儀	寛政四年九月～文政四年五月	隠居～文政十二年八月卒
九代	松平頼恕	文政四年五月～天保十三年四月卒	
十代	松平頼胤	天保十三年五月～文久元年七月	隠居～明治十年十二月卒

十一代 松平頼聰 文久元年七月～明治二年六月高松藩知事

～明治三六年十月卒

② 讃岐高松藩の藩祖松平頼重

松平頼重は、徳川家康の十一男である水戸藩祖徳川頼房の子として元和八年（一六二二）七月一日に江戸で生まれている。水戸家では頼房の二人の兄（尾張の徳川義宣・紀伊の徳川頼宣）にまだ子がいないことを遠慮して頼重の誕生を発表せず、家臣の三木仁兵衛之次（後に水戸藩家老）の麴町別邸で養育させ、後に京都の慈濟院に移した。その間に弟の光圀が生まれ、頼重より先に將軍に御目見したので、これより光圀が長子の扱いを受け、後に水戸藩主を継ぐことになった¹²。光圀はこれを心苦しく思い、頼重の子に水戸藩を継がせ、自分の子頼常に高松藩を継がせた¹³とされている¹⁴。

やがて頼重は將軍家光の命によって京都から呼び返され、寛永十四年（一六三七）には初めて頼房と対面し、翌年には伯父頼宣の仲介で將軍家光への御目見えが実現している。將軍御目見えを果たしたことで大名としての出仕が可能となり、寛永十六年（一六三九）十八歳のときに下館五万石の藩主となっているが、さらに近い将来には身分にふさわしい封地を与えることを約束されていたと伝えられている¹⁵。水戸家では、頼重に多数の家室

と優秀な家臣を与え、家臣には頼重の生活状況を記録させて、父の頼房に報告させたという。この日帳をもとに後に整理編集したものが『英公日曆』であり、『英公実録』『英公外記』である¹⁶。

寛永十九年（一六四二）には高松十二万石に移封されたが、このときも、英勝院が家光に「讃州ハ殊外遠国ニテ、其上渡海危、島国之由承莊朗、何トソ江戸近キ国ニ被差置被下候ハ、難有可奉存」と言ったところ、家光は「其儀尤ニ候、乍去、今程江戸近国ニ思召寄之所無之間、先、讃州へ被遣候。近年之内ニ、能所出来可申候、官位着座等之儀ハ水戸殿ヨリ上ニハ後々迄モ成申間敷候。身体格計リ之儀ハ水戸殿ヨリ少シ大身ニモ可成事ニ候。讃州ニ久敷ハ被指置間敷候間、心安可思召之旨上意之由ニ御座候」と答えるなど、本来水戸家を継ぐはずだった頼重の処遇に家光が配慮していることが分かる¹⁷。このように頼重を祖とする高松松平家は、水戸藩の連枝ではあるが、実質的には家光による取り立て大名として優遇され、幕府内では井伊家や会津松平家とともに、歴代当主が溜間詰となる常溜大名として重きをなしていったのである。

初代藩主としての事績は、城や城下町の建設、江戸等の藩邸整備、領内の土木工事等の大型事業を次々と実施し、高松藩の基礎を固めた功績は大きい。ただし、江戸や上方からの借金は増加せ

ざるを得ず、度々藩士の知行米削減を行わなければならなかった。藩財政上の体質的な問題については後々の藩政改革の課題となった。頼重は寛文九年（一六六九）に病気を理由に世子頼常に公務代行をさせる許可を得てからは熱海に湯治に行くなど静養していたが、延宝元年（一六七三）五二歳のとき、在職三四年で隠居し、「源英」と称した。栗林荘について延宝三年の出家後には石清尾山に閑居し、寛文六年には中村御殿を建てて移った。時折、江戸や京都に出かけるなど悠々自適の生活を楽しんでいたが、元禄八年（一六九五）四月十二日に享年七四で亡くなり、仏生山法然寺に埋葬された。諡号は「英公」である。

頼重の人物像については、武芸として剣術（一刀流）、槍術（宝藏院流）、鉄砲（外記流）を学び奥義を極め、「やはら（柔術）」も得意であった。学問では下館藩主となったときに頼房の儒者負香川安斎を、さらに高松転封に際しては頼房から付けられた儒者岡部拙斎をそれぞれ師と仰いだ。自ら家臣に講義を行うなどしている。文学では、和文・和歌に堪能で、和文集『源頼重集』、歌集『麓塵集』を残している。特に和歌では「我が身ひとつのたのしみ」となかり打ち込み、特に明暦二年（一六五六）に後西天皇即位の際に將軍の「御使」として参内した折、拜謁した縁から、万治元年（一六五八）から三年間、後水尾上皇にその歌を奉

納し、合点（評価）と添削を受けた。また、和歌の名手として知られる公家の中院通茂とも親しく交際している。また、慶安三年（一六五〇）には京都栗田口の陶工森嶋作兵衛を高松に招いて、栗林荘の北門で焼かせ、作兵衛は正保四年（一六四七）に召し抱えられて「紀太理兵衛」と改めた。代々藩の御庭焼として保護するなど、文化振興にも力を注いでいる。延宝三年（一六七五）成立の『武家勸忍記』には、頼重について「将タル人ノ可嗜事一ツトシテ欠ル事ナシ、剩四神道唱歌ヲ志シ、僧侶ヲ敬ヒ其外自ラノ行ニ聊違事ナシ」と記されている¹⁷⁾。

③『英公日曆』にみる松平頼重の讃岐高松藩への国替意図

『英公日曆』の寛永十九年（一六四二）二月廿八日の条には、「八ツ半時ニ黒書院之奥座敷江殿様を被為召、御前ニ而讃岐国被仰付候。西国中国之御目附心と思召由被仰出候。夫ニ付大殿様御前江被召出候而、其通り被仰付候」とあり、三代將軍家光から讃岐高松転封と「西国中国ノ目附心ト思シ召サル」旨を申し渡されている。また、『英公実録』にも高松拝領の際に將軍から「西国中国ニ於ヒテ目附タラムコトヲ欲ス命有リ」と記され、『増補高松藩記』には「特命親論中国西国ヲ觀察スヘシ」とあり、慶安四年（一六五一）嚮中西国監察之特命ヲ受クルニ公ヲ以テス也」と記されている¹⁸⁾。

讃岐高松藩の成立には、寛永十年（一六三三）のキリスト教禁止令・貿易制限令、同十五年に起こった天草・島原一揆、同十六年のポルトガル船来航禁止令、正保四年（一六四七）のポルトガル船長崎来航など、国内外の情勢の変化によって西日本に対外的・軍事的な緊張が高まり、瀬戸内海の沿岸警備が重視されるという時代的背景があった。このような時期、寛永十二年から同十九年までの間に松山松平・松江松平・高松松平家の三家が相統いて、何れも外様大名が割拠する中国・四国地方へ配置され、特に四国においては、伊予の松山・今治、讃岐高松に最初の徳川系御家門大名が定着したことは何らかの幕府の意図が感じられ、注目に値する。すなわち、松平頼重の讃岐高松藩への国替は、「西国中国の目附」としての働きを期待されたもので、幕府の海禁体制整備期にあたって瀬戸内海沿岸防備体制の強化の意味で配置されたものと考えられ、將軍家光の「西国中国の目附たれ」との命はこうした内容を含んで発せられたものと解される¹⁹。讃岐には塩飽水軍などの中世以来の優れた海軍力を保有する地域が存在していたことも関係していると考えられる。

頼重は初入国に先立つ寛永十九年四月二十四日に、前藩主生駒家の船団四三艘及び船道具をそのまま引き継ぎ、さらに紀伊徳川家からは軍船二艘が武器を備えて贈呈された上、自らも入封と同

時に二艘の大船を建造して、領内の諸島のみならず瀬戸内海の巡視を行い、阿波沖から豊前小倉まで巡視している。その際には長崎に行く計画もあったとされている²⁰。

二 初代讃岐高松藩主松平頼重の藩政における「鵜鷹逍遙」的行為と特徴

鵜鷹逍遙とは鵜を使って漁をし、鷹を使って狩りをする遊興である。鵜飼は鵜養、宇甘とも書き、記紀に吉野川と廬城川の鵜飼がでてくる。『令義解』職員令によれば、古代の鵜飼は宮内省大膳職雑供戸に属して、鵜の上覧は鷹や馬と同じように宮中行事として扱われ、儀式めいた場面があった。鷹狩は放鷹ともいい、飼いは慣らした鷹を拳にすえ、山野に放って野鳥を落したり捕えたりさせたりする行事である。

武家社会になると鵜飼と鷹狩とを合わせて「鵜鷹逍遙」と呼んだ。『庭訓往来註』六月七日程には「鵜鷹逍遙、鵜に高魚をとり鷹にて鳥を取也。逍遙ハマか心に任せて遊ぶ事也」とある。武田信玄は永禄元年（一五五八）の『武田信玄家法』の中で「鵜鷹逍遙のこと、余酖すべからず。諸隙を妨げ不奉公のものと成り」と警告し、万治二年（一六五九）頃成立の『武家諫忍記』の教法之巻

にも「人主嗜之条々」として、「鵜鷹逍遙ニ猥ニ不可長事」という項目が挙げられるなど武家社会において盛んに行われていたことが分かる。織田信長は永禄七年（一五六四）に長良川の鵜飼を見物し、鵜飼にそれぞれ鵜匠の名称を授け鷹匠と同様に遇し、一戸に禄米十俵あてで給与している。徳川家康も、『御遺状御宝蔵入百箇状』によれば、「鵜、鷹狩は前人これを制すといえども、逍遙は無益の殺生にあらず。諸侯狩猟して獲るを上天に奉る。異域、本朝、武林の古格なり。士卒は弓馬になれ、太平に乱世を忘れざるの意趣、これまた欠くべからざること」と、鍛錬の一方法として役立つからと鵜飼の価値を認めている。

ここ数年、「鵜鷹逍遙」や放鷹（鷹狩）史の研究が活況を呈し、歴史研究者のみならず、文学・考古学・民俗学・生態学など、様々な方面から注目されている²¹。

（一）下館時代の松平頼重の行動特性

①遊猟

岡本庄右衛門の『嵯峨御由緒日記』によれば、頼重は「寛永八年二月十三日、晴天。当春兎角殺生御好み遊ばされ候故、今日慈濟院へ参り詮長老に相頼み、兎角御学問遊ばされ候様に仕り度存じ奉り候間」とあり、射猟を好み学問に心を留めないのが、詮長老に願ひ、

二月十五日から慈濟院に移り住み学問に専念することになった。それでも「同三月晦日、晴天。今日天童寺門内にて小鳥御取り遊ばされ、慈濟院にて御自身御亮入り、詮長老殊の外迷惑仕り候」と、寺で鳥を撃つて詮長老を困らせるほど、猟好きであった²²。寛永十六年（一六三九）十一月三日に下館へ入封した頼重は、翌日から連日のように鳥打ちを行い、八日からは領内各地に遊猟して封内の地理民情を視察することに努めている。『英公日曆』には次のように記されている²³。

一、同（十一月）四日、御書院前ニ而かし鳥壹ツ、木つつきを御指被成候。一、同五日、御藏之後ニ而小鳥六ツ御さし被成候。夫より直ニ御帰り御祝の御次第。一、十一月七日、晝九ツ過ニ二の丸邊ニ而小鳥一ツ御おとし被成候。一、同（十一月）八日、朝五ツ時分御鷹野御成被成候而八ツ時分ニ御帰り被成候御勝負無御座候。一、同日（八日）、晝御書院前ニ而鳩一ツ鉄砲ニ而被遊候。御城之下之沼ニ而小鴨被遊候。但鉄砲ニ而其邊ニ而鳩も一ツ被遊。一、同九日、五ツ時分ニ具（久）下田へ御鷹野ニ御出被成候。御こぶしニ而真雁一ツ、御鉄砲ニ而雁一ツ被遊候而晝八ツ過ニ御帰り、其刻具下田ニ而鯉一本御取被成候。一、同日（十日）、八ツ過御鷹之雁ニ而御家中へ御振舞被下候、

但御書院ニ而。一、同十一日、御鷹野ニ御出被成御こぶしにして取し不申候。御鉄砲にて鴨二ツ被遊候。夫より具下田之田之堀ニ而御とうあみ被遊鯉十本上り申候。具下田之町ニ而御晝辦當御つかひ被成候。七ツ過御帰り被成候。一、同十三日、御鷹野ニ御出被成候。御鷹ニ而雁一ツとまり申候。御鉄砲ニ而鴨一ツとまり申候。朝五ツ時御出被成七ツ過ニ御帰り被成候。一、同十四日、朝五ツ時分ニ御鷹野ニ御出被成候。鉄砲ニ而雁三ツ鴨二ツ御とまり申候。一、同十五日、五ツ過ニ御あみニ而御殺生ニ御出被成小鳥三十五被為取候て暮六ツ御帰り被成候。一、同十六日、雁二ツ鷹二ツ大殿様江被遊候。御鷹野ニ御出被遊御鉄砲ニ而菱喰四ツ御鷹ニ而一ツ御合被成候。一、同十七日、御書院の前ニ而御鉄砲ニ而大ばんを被遊候、但御小姓衆に御うたせ被成候。同十八日、御鷹野ニ御出被成候、雁二ツ鷹一ツ御鷹ニ而御合被成候。御鉄砲ニ而かし鳥一ツ被遊候。一、同二十日之朝、御鷹野ニ御出御鷹ニ而雁一ツ鴨一ツ御合せ、御鉄砲ニ而雁一ツ被遊候。同二十一日、小鳥殺生ニ御出被成候。御鉄砲ニ而雁三ツ鷹二ツ鳩三ツ被遊候。鷹二ツ御鷹ニ而御合被成候。一、同二十三日、御城之山之邊ニ而狐かり被成候。夫より具下田ニ被成御座狐かり御座候。右両所ニ而狐三疋、うさぎ式疋せこのものため申候。

頼重の在国期間は、寛永十六年十一月三日から閏十一月八日まで約二ヶ月間ではあったが、その間、連日のように城下の鷹場や久下田での鷹狩、五行川での投網を行っており、閏十一月十三日には領内の境界を視察し、翌十四日には巡視のついでに遊獵して、真壁の浅野采女長重の領内にまで行っている。下館城は天慶三年（九四〇）に藤原秀郷が築いたのが始まりと伝えられ、秀郷は他に上館（久下田城）・中館（伊佐城）も築いたという。下館城は文明十年（一四七八）頃から結城氏の家臣水谷勝氏が代々居城としていた。従って、頼重が久下田で頻繁に鷹狩を行ったのも、旧領主水谷氏と関連の深く下館藩の北部の拠点であった久下田を特に意識して行ったものと考えられる。この経緯は、頼重が讃岐高松藩に入封したときに、引田を重視したことと繋がっていると考えられる。

② 投網

『英公日曆』によると、頼重は下館に入封した寛永十六年「十一月七日、御城下五行川ニ而御とうあみ（投網）被遊候」同日（十一月八日）、夫より直ニ五行川江出被成候。同九日、五ツ時分ニ具（久）下田へ御鷹野ニ御出被成候。御こぶしニ而真雁一ツ、御鉄砲ニ而雁一ツ被遊候而晝八ツ過ニ御帰り、其刻具下田ニ而鯉一本御取被成候」同十一日、御鷹野ニ御出被成御こぶしにして取し不

申候。御鉄砲にて鴨二ツ被遊候。夫より具下田之田之堀ニ而御と
うあみ被遊鯉十本上り申候。具下田之町ニ而御晝辦當御つかひ被
成候」とある。

下館城は五行川に臨む河岸段丘上に築かれており、五行川を天
然の要塞としていた。下館藩の統治するには、政治の拠点であつ
た上館城・中館城・下館城と、利根川水系小貝川の支流で下館領
内の経済流通の動脈であつた五行川を押える必要があつたと想像
される。

鷹狩は中・近世を通じて「武」を象徴する行為であり、鷹狩・
投網など狩猟・漁労行為は、田畠以外の支配領域である山野河海
に対する広域支配権の象徴行為であつたとされている⁽²⁴⁾。新封
された下館領内において、連日このような鷹狩や川漁を行ったの
は、領内支配を誇示する新領主の「武」のデモンストレーション
と見るのが歴史的な評価であり、近世初頭の新領主の入封時にお
ける必要不可欠の行為であつた。決して若い新領主の気ままな遊
興ではなかつた⁽²⁵⁾。頼重の下館治世は短期間であつたが、その
治世の果たした役割は小さいものではなく、「徳川一門として、
水谷氏の持つ中世的、土豪的体制を打破し、幕府の中央集権のも
とに下館地方を完全に組み入れ、その支配体制を制度化して、藩
制の確立を図つた」と評価されている。

(二) 高松時代の松平頼重の行動特性

松平頼重は寛永十九年(一六四二)五月に讃岐高松へ入封する
と、下館入封の時と同じように連日のように「遊獵」「舟遊」「川
遊」に出掛けている。表1・表2によれば、「遊獵」は前期(寛
永十九年から慶安二年まで)が最も多く、全体の七一・二%を占
め、「舟遊」は前期が最も多く全体の三九・〇%で、次いで中期
(承応二年から寛文元年まで)が三〇・三%、後期(寛文二年か
ら同十一年まで)の二〇・六%がそれに続いている。「川遊」は
前期が最も多く四七・二%、次いで後期が三九・一%で続いてい
る。「鵜鷹遣遙」的行為を全体としてみてみると、前期が最も多
く全体の六二・九%、中期が二三・五%と続き、前・中期を合わせ
ると全体の八六・四%を占めている点に時代的な特徴である。

① 松平頼重の「遊獵」：陸・山の支配

a 鷹狩

頼重は、寛永十九年六月二十九日に石清尾山で遊獵したのを初
めとして、表3のように領内各地で狩りを行っている。特に多
かつたのは引田の与治山や鴨部小田の官府山で、数日から十数日
間遊獵を行っている。時期的には鳥たちが飛来する初秋から冬に
かけての季節が多く、鷹狩の季節となった。家康も正月に鷹狩を
行うことを恒例としていた。また、頼重は参勤交代の途中でも狩

表1 松平頼重の「鵜鷹逍遙」的行為の回数

在 国 期 間	遊 獵	舟 遊	川 遊	合 計	
寛永19年5月28日～寛永20年5月10日	54回	52回	6回	112回	
正保元年8月7日～正保2年4月8日	27回	8回	4回	39回	
正保3年7月14日～正保4年5月2日	37回	10回	1回	48回	
慶安元年7月19日～慶安2年5月2日	40回	15回	0回	55回	
慶安3年11月14日～慶安4月4月22日	15回	22回	0回	37回	
承応2年2月22日～承応3年6月21日	19回	25回	3回	47回	
明暦2年3月24日～明暦3年9月25日	14回	32回	0回	46回	
万治元年7月19日～万治2年5月3日	6回	7回	0回	13回	
万治3年9月10日～寛文元年5月15日	1回	2回	0回	3回	
寛文2年7月3日～寛文3年3月6日	0回	0回	0回	0回	
寛文4年3月26日～寛文5年正月27日	3回	3回	1回	7回	
寛文6年4月6日～寛文7年正月27日	2回	3回	3回	8回	
寛文8年3月28日～寛文9年正月26日	1回	0回	3回	4回	
寛文10年3月23日～寛文11年10月2日	3回	39回	2回	44回	
延宝元年2月19日隠居	合 計	222回	218回	23回	463回

(『英公日曆』『英公外記』『英公実録』『曆世年譜』より作成)

表2 松平頼重の「鵜鷹逍遙」的行為の主な実施場所

地 域	遊 獵	舟 遊	川 遊	合 計
引田 (引田山・城山・与治山・蕪越)	24回	4回	回	28回
小田 (官府山・小田浦・小田山)	12回	4回	回	16回
栗林荘	9回	回	回	9回
木太郷	8回	回	回	8回
志度	4回	4回	回	8回
林村	4回	回	回	4回
鵜足郡宇足津村	3回	2回	回	5回
羽床村	3回	回	回	3回
下屋敷	2回	回	回	2回
石清尾 (山)	2回	回	回	2回
根来山	2回	回	回	2回
香西	2回	回	回	2回
国分村	2回	回	回	2回
一宮村	2回	回	回	2回
長尾村	2回	回	回	2回
鶴羽村	1回	回	回	1回
屋島	1回	3回	回	4回
帰来村	1回	回	回	1回

地 域	遊 獵	舟 遊	川 遊	合 計
六条村	1回	回	回	1回
野間村	1回	回	回	1回
乃生崎	1回	回	回	1回
木曾	1回	回	回	1回
白峯	1回	回	回	1回
水主	1回	回	回	1回
伊座村	1回	回	回	1回
猿飼山	1回	回	回	1回
北条郡大池	1回	回	回	1回
福江村（福善池）	1回	回	回	1回
四条村	1回	回	回	1回
満濃池	1回	回	回	1回
甲島	1回	10回	回	11回
男木島	回	9回	回	9回
庵治	回	8回	回	8回
稲木島	回	6回	回	6回
塩飽（牛島・瀬居島・与島）	回	6回	回	6回
大島	1回	4回	回	5回
小豆島	回	2回	回	2回
直島	回	2回	回	2回
香西	回	2回	回	2回
紅峯麓	回	2回	回	2回
鱒濱	回	2回	回	2回
小槌	回	2回	回	2回
大槌	回	1回	回	1回
江尻	回	1回	回	1回
椎門	回	1回	回	1回
鋳島	回	1回	回	1回
鎧島	回	1回	回	1回
大鳴門・小鳴門	回	1回	回	1回
音川	回	回	9回	9回
御坊川	回	回	7回	7回
岩部川	回	回	3回	3回
鮎滝	回	回	2回	2回
山田川	回	回	2回	2回
坂田村	回	回	2回	2回
飯田川	回	回	1回	1回
瀧宮川	回	回	1回	1回
合 計	98回	78回	29回	205回

（『英公日曆』『英公外記』『英公実録』『曆世年譜』より作成）

りをしていく。寛永二十年（一六四三）正月には兜島で獺を、正保四年（一六四七）三月には引田近くの島では海驢を撃ち獲るなど、「遊獵」は陸上だけでなく、海上でも行われたことが分かる。

鷹狩は別名放鷹、鷹野などと呼ばれ、古代から権威の象徴的な意味を持ち、国家主権の一部とみられていた。この考えは鷹の雛採取権と山林支配権とも結びついて、天皇家から武家政権にも継承された。『東照宮御実紀』附録二四には「おほよそ鷹狩は遊獵の為のみにあらず、遠く郊外に出て下民の疾苦、土風を察するはいふまでもなし。（中略）一つには御撰生のため、一つには下民の艱苦をも近く見そなはし。山野を奔駆し身体を労働して、兼ねて軍務を調達し給はんとの盛慮にて」とあり、近世における支配者の放鷹観を知ることができる²⁶。徳川家康は征夷大將軍就任以降、鷹支配権の独占を強めるとともに、これを天皇家からの預かりとして、鷹によって得た鶴を天皇に献上するのを例とした。このため、近世大名は鷹を好んで松に止まる姿を床の間や襖に飾った。徳川將軍家の鷹支配権は、古代天皇家の鷹狩権と、在地領主の山野・鷹巢支配権という二つの系譜をひいたものであった²⁷。秀忠は鷹を使った狩猟より鉄砲による狩猟を得意としたが、家光は鷹狩を好み、將軍在位中数百回も行い、將軍専用の鷹場を設置し鷹匠・鳥見・餌差・犬牽などの職制を整備した。諸藩の大名も

表3 松平頼重の「遊獵」関連記事

年	月 日	歴 史 事 項
寛永19年 (1642)	6月29日	石清尾山に遊獵す。
	7月26日	石清尾に遊獵す。
	8月20日	引田山に獵し、舟に乗り帰城す。
	閏9月18日	香西に獵し、遂に舟に乗りて白峯に至る。
	閏9月19日	獵して別荘に至る。
	閏9月22日	本丸に至り、鳥銃にて小鳥を打つ。
	10月2日	遊獵す。三日・四日・七日・十二日・十八日・廿二日・廿五日、同し。
	10月6日	本丸に至り、小鳥を打つ。八日・十日、同し。廿一日、小鳥を打つ。
	10月26日	封内を巡検し、国分村に憩ひ、福江村に至る。福善池に於いて白鳥を獲たり。宇足津村に宿す。白鳥を膳して、饗を老中・番頭に賜ふ。
	10月27日	宇足津村を發し、途中遊獵す。四条村に憩ひ、象頭山に上り、満濃池に至り、羽床村に宿す。
	10月28日	一宮村に憩ひ、長尾村に宿す。鳥を獲たる所、老中・番頭に賜ふ。
	10月29日	長尾村を發し、引田村に宿す。引田之山にて御遊獵し、同村に泊す（英公外記）。引田御殿へ御着、鹿御放。
	寛永20年 (1643)	10月30日
11月11日		遊獵す。十二日・十八日・廿二日・二十九日。
12月9日		遊獵す。十三日・十八日・廿五日、同し。
正月3日		本丸に至り、鳥銃にて小鳥を打つ。十三日、同し。
正月4日		遊獵す。九日・十二日・十六日・廿一日、同し。
正月10日		遊獵して志度に宿す。十一日帰城す。
2月6日		遊獵す。七日・九日・十一日・十四日・廿日・廿二日、同し。
2月13日		下屋敷に至り、追鳥狩を為す。
2月25日		遊獵し、引田村に宿す。御遊獵の為に御船にて引田へ御出（英公外記）
2月26日		引田城山に獵す。（鹿四頭を獲たり）城山御鹿狩（英公外記）

年	月 日	歴 史 事 項
寛永20年 (1643)	2月28日	遊猟す。(鹿二十五頭を獲たり) 引田山御鹿狩 (英公外記)。廿九日、舟、引田を發して帰城す。
	3月9日	遊猟す。
寛永21年 (1644)	4月11日	遊猟して遂に船藏に至り、船を観る。
	9月2日	遊猟す。
	9月15日	大島・甲島に遊猟す。
	9月18日	遊猟して引田村に宿し、留まること五日。廿三日、帰城す。
	10月2日	遊猟す。三日・四日・七日・八日・十九日・廿二日・廿五日、同し。
	10月8日	遊猟して宇足津村に宿し、留まること四日。十二日、帰城す。
	10月18日	本丸に至り、鳥を捕る。
	11月朔日	遊猟す。五日・八日・十三日・十六日・廿七日・廿九日、同し。
	11月10日	遊猟して羽床村に宿す。十一日、帰城す。
	11月18日	遊猟して引田に宿し、留まること八日。廿日、與治山に登る。廿五日、帰城す。
	12月3日	遊猟す。
正保元年 (1644)	12月6日	遊猟して北條郡大池に宿す。七日、帰城す。
	11月	大内郡引田村与治山に狩す (増補高松藩紀)。
	12月10日	遊猟して国分村に宿し、留まること四日。十三日、帰城す。
	12月18日	遊猟す。廿九日、同し。
正保2年 (1645)	12月19日	遊猟して林村に宿す。廿日、帰城す。
	正月12日	遊猟す。
	正月13日	晩、遊猟す。
	正月18日	遊猟す。
	正月19日	遊猟す。
	正月25日	遊猟す。
	2月1日	引田村に猟し、留まること八日。同月七日、引田御殿にて引田村組頭・近村政所為 四十余人へ御酒御肴御振舞。八日、帰城す。(鹿七八頭を獲たり)
正保3年 (1646)	3月4日	遊猟す。
	3月7日	本丸に於いて鳥銃を打つ。
	7月18日	放鷹し、栗林荘に至る。
	8月2日	放鷹。四日、同し。
	8月18日	遊猟す。
	8月25日	遊猟す。引田村に帯留八日。九月三日、引田村より騎馬にて帰城す。
	9月20日	屋島に遊猟す。
	9月25日	遊猟す。廿六日・廿七日、同し。
	9月29日	遊猟して留まること一日。
	10月19日	遊猟して宇足津村に宿す。留まること三日。
	10月21日	宇足津を發して、象頭山に登り、羽床村に宿す。途中、遊猟す。
	10月22日	帰城す。途中、遊猟す。
	11月5日	遊猟して引田村に宿す。留まること九日。六日、隠谷に猟す。八日、城山に猟す。十一日、蕪越に猟す。十二日、浅田原に猟す。十三日、帰城す。
	11月18日	遊猟して(拝賜の鷹を以て雁及鴉を獲たり。水戸世子贈る所の鷹を以て鷺を獲たり) 木太郷に宿す。十九日、帰城す。
	11月25日	一宮村に遊猟して、留まること一日。廿六日、帰城す。
	11月晦日	下屋敷にて調馬。暇途に放鷹す。
	12月2日	遊猟して林村に宿す。三日、帰城す。
12月6日	遊猟す。八日・十八日・廿二日・廿五日・廿八日、同し。	
12月10日	志度村に遊猟して留まること四日。	
12月16日	栗林荘に至り、放鷹して石清尾山に至る。	
12月20日	遊猟す。廿二日・二十五日、同し。	
正保4年 (1647)	正月7日	遊猟す。十日・十四日・十六日・十八日・廿一日、同し。
	3月4日	引田村に猟し、留まること八日。十一日、帰城す。
	3月10日	大猟。寺僧・町年寄・組頭に猟を観せしむ。鹿肉を町人に賜ふ。
慶安元年 (1648)	8月9日	栗林に遊ぶ。鳥銃にて青鷺を獲たり。
	8月28日	小田浦に遊猟し、留まること四日。九月朔日、小田浦より還る。
	9月3日	新馬場にて鹿を騎射す。
	9月4日	長尾山に遊ぶ。饗を老中に賜ふ。
	9月6日	放鷹し、克軍寺に至る。朝膳を献す。七日、同し。

年	月 日	歴 史 事 項
慶安元年 (1648)	9月15日	放鷹す。
	9月16日	遊猟す。廿日、同し。
	10月2日	放鷹す。
	10月3日	木太郷に遊猟して一宿す。
	10月4日	放鷹して帰城す。
	10月7日	放鷹す。
	10月8日	放鷹す。
	10月10日	放鷹す。
	11月6日	遊猟して野間村に至る。一宿す。
	11月11日	遊猟して遂に有馬大学宅に臨む。朝膳を献す。
	11月18日	鳥銃を放ち、青鷺を獲たり。
	11月22日	引田村に猟し、留まること十二日。
	11月23日	猟場を観る。
	11月25日	放鷹す。
	11月28日	城山に遊猟す。
	12月2日	蕪越の猟場に至り、行列を観る。
	12月3日	伊座村に遊猟して、高原徳寿に行列を觀せしむ。鹿五頭を獲たり。
	12月4日	大猟。鹿九十頭・猪一頭を獲たり。五日、志度村に至り、留まること四日。
	12月6日	志度原に遊猟す。八日、遊猟す。九日、志度村を發し、帰城す。
12月13日	放鷹す。十八日・廿日・廿五日、同し。	
慶安2年 (1649)	正月7日	遊猟す。八日・十三日・廿五日、同し。
	正月25日	放鷹す。
	2月朔日	遊猟す。十四日・十八日。
慶安3年 (1650)	4月13日	遊猟す。
	11月16日	放鷹す。十八日・廿二日・廿五日・廿六日、同し。
	12月朔日	放鷹して六条村に宿す。二日、帰城す。
	12月18日	舟に乗りて小田山に至り、遊猟して留まること三日。廿一日、帰城す。
	12月20日	官府山に遊猟し、志度村に宿す。
慶安4年 (1651)	12月26日	放鷹す。
	正月7日	放鷹す。十四日、同し。
	2月22日	放鷹して栗林に至る。
	2月25日	遊猟して引田村に宿す。留まること六日。廿七日、鹿七十五頭を獵獲す。
	2月29日	小田山に猟し、鹿四十一頭を獲たり。三月朔日、帰城す。
	4月12日	栗林に於いて八哥鳥を放つ。
承応2年 (1653)	4月	水主中において鉄砲打ち候義并諸鳥殺生仕り候事、堅く停止せしむる者也（源英様御代令条之書抜）。
	5月2日	引田村に遊猟して、留まること一日。三日、帰城す。
	5月16日	蕪越・城山にて遊猟す。
	6月2日	遂に栗林莊に至り、鳥銃を以て青鷺を獲たり。
	6月14日	栗林莊に至り、自ら鳥銃を放ちて鳥を打つ。十九日、栗林莊に至り、鳥銃を以て鳥を打つ。
	7月4日	栗林莊に至り、青鷺を獲たり。
	8月16日	猿飼山に猟す。
	8月25日	官府山に猟す。鹿一頭を獲たり。
	8月26日	遊猟して鹿一頭を獲たり。廿七日、獲有り。
	8月28日	引田村に至り、留まること三日。廿九日、與治山に猟す。晦日、小田浦に至り帰城す。
	9月14日	放鷹す。
	9月25日	遊猟して北郷に宿す。廿六日、帰城す。
	11月18日	放鷹す。
	11月26日	遊猟して北郷に至る。
	12月朔日	御鷹師共、御鷹遣いに参り、在々にて百姓をせこ林に出し候様に相聞え候（源英様御代令条之書抜）。
承応3年 (1654)	12月5日	放鷹す。
	正月8日	遊猟す。
	正月18日	遊猟す。
	3月7日	引田村に至り、留まること七日。十一日、騎にて帰來村（山田郡）に至り、列卒を観る。

年	月 日	歴 史 事 項
承応3年 (1654)	3月12日	帰来村に猟す。鹿四十余を獲たり。公、自ら酒を酌み、諸士に賜ふ。十四日、帰城す。
	4月5日	栗林荘に至り、鳥銃を以て青鷺を打つ。遣使興正寺旅館に至り、贈有りて獲たる所の青鷺を遣わす。
明暦元年 (1655)	9月29日	御城下近辺并在々に至る迄、諸鳥殺生仕り候事、跡々より堅く御法度に候得共(源英様御代令条之書抜)。
	11月	引田村にて狩りを行う。
明暦2年 (1656)	閏4月2日	栗林に至り、鳥銃を以て鷺を獲たり。
	5月14日	栗林に至り、鳥銃を以て青鷺を獲たり。
	8月10日	官符山制札板(官符山御殿之近所東西南北へ一切出入仕り間敷候由文言也)五枚(源英様御代令条之書抜)。
	8月24日	官府山に猟す。留まること九日。九月四日、帰城す。
	10月18日	北郷に遊び、宿に留まる。十九日、帰城す。
	10月27日	遊猟す。
	12月8日	栗林に至り、遂に遊猟す。
明暦3年 (1657)	12月12日	遊猟す。十八日・十九日、同じ
	正月18日	北郷に遊猟す。
	8月17日	舟遊して小田浦に至り、留まること十七日。
万治元年 (1658)	8月23日	遊猟す。廿七日・九月三日、同じ。九月四日、帰城す。
	9月17日	小田浦に遊猟し、留まること七日。廿三日、小田浦より帰る。
	11月11日	林村に放鷹す。
	11月18日	北郷に遊猟す。
	11月27日	香西山に遊猟して、遂に根来山に至る。一宿す。廿八日、遊猟す。公、自ら鹿四頭を獲たり。
万治2年 (1659)	12月12日	放鷹す。
	12月22日	引田山御鹿狩に付御法度之條々を申し渡す(源英様御代令条之書抜)。
	閏12月19日	御鷹場煮ても作物荒し候はゞ、かごしなと致し、鳥おひ申し様にと仰せ出され候間(源英様御代令条之書抜)。
	3月3日	引田浦にて鳥狩を行う。
万治3年 (1660)	正月14日	根来山・乃生崎・木曾にて鹿打ち申す義、自今以後御法度之由、申し触れ候得と源英様御代令条之書抜)。
	11月3日	官府山に猟し、留まること四日。七日、帰城す。
寛文4年 (1664)	8月4日	舟に乗りて官府山に至り逗留す。十一日、官府山より還る。
	10月2日	放鷹す。
	11月2日	饗(鶴)を老臣に賜ふ。
	11月26日	燕越山に猟す。鹿二百余頭を獲たり。世子、燕越西に猟す。廿七日、引田より返る。
	12月朔日	引田城山・与治山にて鹿狩を行う。
寛文6年 (1666)	12月7日	饗(鶴)を老臣に賜ふ。
	12月22日	饗(鶴)を諸臣(小姓頭・用人、横目に至る)に賜ふ。
	9月4日	官府に至り、留まること十四日。十七日、帰城す。
	10月6日	加藤出羽守、鷹匠をして来て大鷹を贈らしむ。
	11月16日	飯城して、饗(鶴)を老中・大番頭・奉行に賜ふ。
	11月22日	喜多村に遊猟す。
	12月3日	栗林荘に至り、饗(鶴)を群臣に賜ふ。
寛文7年 (1667)	12月24日	饗(鶴)を群臣に賜ふ。
	正月晦日	加古川に至り、遊猟して大蔵谷に憩ひ、兵庫に宿す。
	2月8日	庄野に憩ひ、四日市に宿す。鳥銃を以て遊猟す。
寛文8年 (1668)	2月9日	熱田に至る。放鷹す。十二日、放鷹す。十五日、放鷹す。十八日、遊猟す。
	9月13日	官府に至り、十九日庵治、廿日、帰城す。
寛文10年 (1670)	10月21日	林郷に放鷹す。
	11月朔日	木太郷に放鷹す。
	12月9日	放鷹す。

(『英公実録』『暦世年譜』等より作成)

これに倣って領内での鷹狩を行うとともに、後継者の条件として「鷹つかひ」が挙げられるなど、鷹狩が江戸初期の藩主に要求される重要な資質の一つであったことが分かる。武家の鷹狩は元服を済ませて初めて可能であったが、例えば、黒田長政は、実戦経験の乏しい嫡子忠之の教育方針を次のように示している。(傍線部は筆者。)

御留守中行跡之事 (一二六三号)

- 一、読物無油断可仕候、一日ニ紙数式枚宛読可申事。
 - 一、文毎日三宛、如本書可申事。
 - 一、馬責前ニ成候ハ、乗候而、其外むさとなや申間敷事。
 - 一、法印留守中、鷹つかひ可申事。
- 一、鳥并犬以下、町ニ有之を取間敷候事。
- 右之条々相背申間敷候、横目之者被付置之由候間、御帰国之刻被御遂穿鑿候而、行跡悪敷ハ、唯今被付置小姓并刀・脇差・馬迄も可被取返候、其迄付候而居申者迄も、曲事ニ可被仰付候、為其如此候、以上。

(慶長十八年)二月十日

忠長 御書版

進上

長政様

第四条で「鷹つかひ」についての指示があるほか、鷹野(鷹狩)については、「毎日鷹野へ出候やうに可申候、麦など損候ハぬ様ニ少人数にて可申付候」(一二六一号)と小規模な鷹野を毎日行うことや、慶長二十年二月二十五日付けの長政書状(一二六〇、一二六五号)では高禄の家臣に供をさせ、鷹野に折々出かけるよう指示している。これには大規模な鷹狩に軍事訓練の機能があり、忠長の実戦不足を補う目的があったとされている²⁸⁾。

鷹場は留場とも称され、領主が「鷹狩を行う場所」で禁猟区としたところで、様々な規制や負担が課せられた。鷹狩による獲物は、領主間の献上物、贈答品となり、鷹場はそうした儀礼関係を支える場として存在していた。また、鷹が御鷹と呼ばれたように、鷹場は身分制社会においては権力者の象徴として存在していた²⁹⁾。鷹狩に関連した地名として、『東讃郡村免名録』に「阿野郡南山田下村畑屋敷免鷹所・鷹飛」、『全讃史』に「鷹林山 香東郡安原の奥阿讃の交に在り」、『増補三代物語』には「安原郷安原上村 ○御鷹山 物言川之上也」と記されているほか、「鷹の巢」(琴南町仲野)という地名や「鷹の巢山」(綾上町)という山が現存している。

b 鹿狩

頼重は寛永十九年(一六四二)八月十五日に小田へ、同二十日

には舟で引田へ鹿狩に出掛けているが、同年十月三十日には引田の与治山で勢子を集めて鹿狩を行い、鹿三匹と兎二頭を獲ている。寛永二十年二月には二五日に舟で引田に着き、二六日には城山で鹿四頭を獲ている。そのうち二匹は頼重が鉄砲で撃ち、二八日には鹿を二五頭獲たうち九頭は鉄砲で、二頭は弓で頼重が射たと『英公実録』に記されている。『小神野夜話』には「一、英公、官府山・与治山等度々鹿狩被遊候、与治山にて向う鹿を御かけ留被遊候」と記されるように、頼重は讃岐に帰国した折、度々官府山や与治山へ行つて鹿狩を行っている³⁰⁾。例えば、『英公実録』には記録に残っているだけでも十二回、与治山で狩りをしており、頼重の『麓塵集』には「小田といふ所に狩せしによもすがら鹿のこゑを聞て、名にしあふ小田の庵にかりふしてよもすがらさく鹿の声かな」という秋の歌が載せられており、小田でもよく鹿狩をしたことが分かる。

軍事訓練の要素が強い鷹狩には、追鳥狩・鹿狩があった。追鳥狩は雉狩が多く、戦陣を模して行われ、鹿狩は騎馬隊や鉄砲隊を繰り出して大規模に行われた。多くは小規模なもので、一般的に二、三日前に御成日が指定されることが多かったが、規模の大きな鷹狩は、一年以上前から村々の百姓らに知らされ、勢子人足の動員や鷹場の整備が行われた。高松藩では、万治元年

(二六五八) 十二月廿二日に次のような細々とした「引田山御鹿狩二付、御法度之條々」が出されている³¹⁾。

一、来正二月ニ、引田与次山御鹿狩可被為遊旨被仰出候由、六良右衛門書付ヲ以被申渡候故、勢子大将衆纏支度可仕旨相触申候、并御供之衆中江ハ逢次第、夫々ニ嘶候得ル之よし、六郎左衛門被申候、勢子大将□之義、此方部屋ニ帳ヲ作り書付、参次第二付置可申候。

引田山御鹿狩二付、御法度之條々

一、不入綺羅、仕間敷事。

一、供之面々勢子大将并下々等、在之宿ニ而無形義不仕、百姓等ニ私ヲ不可申付、人馬むさと遣ヒ田畑等荒申間敷事。

一、横目致指図之義、勢子大将ヲ始少も違乱不可在之、足軽共横目勢子大将之下知ヲ違乱不申様ニ、頭々急度申付べき事。

一、物頭共ハ、勢子之跡先ヲ押江、罷在横目と心ヲ合セ指図可在事。

一、於狩場如何様之申分在之といふ共勘忍仕、至高松ニ可沙汰ス之事。

一、郷勢子たりといふとも、むさと杖ヲあつるべからず事。

一、ぞうじ等、宿二而買可申事。

一、薪等も、宿二而買可申事。但壹束四分宛也。

一、勢子大将共、貝ヲ持、やくそくヲ定可申事。

右者、御法度之由、中島源左衛門方ニ而横目中罷在申渡候。

また、寛文四年（一六六四）十一月の引田与治山での大鹿狩り

には、嗣子頼常、三男頼兼とともに、家老彦坂織部以下百名近い藩士を従えて、家中の嫡子は言うに及ばず二男三男も皆参加し、

総大将には大目付の神尾久大夫が仰せつけられた。領内から集めた総勢子は五千十人、これに足軽七十七人を加え、これを五組に分け、各組には勢子大将を六人ずつ配した。大将は各自の馬印

を揚げて勢子百六十七、八人ずつを一組として指揮し、これに政所が一人、組頭が二人ずつ配属されるという大掛かりなものだった。さらに五つの組毎に物頭・大横目・歩行目付が一人ずつ配分

されて違法の取締りや統制を保つよう御法度を定めて、諸士に申し渡している。それより以前、勢子大将の神尾久太夫方では足軽

大将・横目・勢子大将が集まって、当日の具体的な狩り方について申し合わせを行っている。その際の申合書付には、次のように

記されている⁽²⁰⁾。

一、勢子大将 壹番 宿 白鳥

(中略)

二番 宿 白鳥

(中略)

三番 宿 三本松

(中略)

四番 宿 三本松

(中略)

五番 宿 三本松

(中略)

一、惣勢子五千十人

外二

一、三十人 政所

一、六十人 組頭

一、十人 大政所

一、六人 手代

右勢子大将壹人ニ勢子百六十七八人宛、政所壹人ニ組頭貳人、

さいさい印有ル。

一、足軽七十七人惣勢子二割入候。

御供ニ参候衆

大久保右衛門八

間嶋伊右衛門

米原惣兵衛

大森勘解由

大久保次郎左衛門

白井内膳

緒方伊左衛門

ノ

一番手から五番手の各組の物頭や勢子大将には、それぞれの旗印定められており、各方面から山の麓を取り巻いて山頂に向かつて鹿を追いあげていった。この時鹿を仕留めたといわれる頼重の長刀が、九代藩主松平頼恕から高松松平家の菩提寺法然寺に寄贈されている。その箱書には「英公御長刀。是我太祖英公之眉尖刀、其所嘗鹿於与治山狩者也。公恒愛之、後因納諸其墓上寢、鳥嗟乎太祖手沢之所存、亦猶想見其毅武矣。今命修裝作函藏之以永伝後昆云。 文政巳丑年孟春日 源頼恕謹識 印印」と記されている。また、この鹿狩で手柄を上げた者にはその名を書き留め、

これを戦場で武功をたてたのと同じく、名誉のこととした。このように鹿狩は戦の演習でもあり、家臣はもちろん領民を巻き込み大勢を動員して行われたのである^⑧。

鴨部小田の官府山での鹿狩は慶安三年（一六五〇）に始まり、その頃狩場が設けられ、別館も造られたものと思われる。『三代物語』には「官府山 下庄にあり、英公の時別館ありしばしば遊獵す」とあり、『東讃郡村免名録』の鴨部下庄村には「官府免」がみえる。この地が鹿狩の狩場として選ばれたのは、官府山が御殿山とも呼ばれ、獵場として格好の地形であったことと鴨庄大串に藩の牧場があつて軍馬を飼育・養成していたことが影響したものと考えられる。

鹿狩には、鹿や猪による田畠の損害を除くとともに、藩士の心身を鍛錬し、（平時に居て乱を忘れないための軍事訓練と士氣の高揚ために）武を練り兵を指揮する技を鍛え、地の利を明らかにし、また農民たちに接してその風俗や言動を見て、国政の可否を察し、藩主の武威を示すなどの政治的な効果があつたと考えられる。鹿は古代から復活・再生を象徴する靈獣として崇敬され、儀礼的狩獵の獲物とされていたので、近世においても特に鹿狩が藩主の遊獵として重視されたものと推測される。そして政治儀礼としての鹿狩は、支配者が一定領域を占有して、その地域の支配権を

掌握していることを内外に示す政治的行為でもあったのである⁽³⁴⁾。

c 高松藩の放鷹制度と鷹匠

松平頼重が高松に入封した寛永十九年の『讃州高松分限帳』には、百五十石の鷹匠頭平尾又市をはじめとして、四名の鷹匠（石塚清右衛門・吉原文太夫・松崎勘七・飯泉大八）と二名の餌指（甚太郎・又右衛門）が高松藩の放鷹制度を支える役人として配属されていたことが分かる。これら七名は下館時代からの頼重の家臣で⁽³⁵⁾、特に鷹匠は近世兵書の行軍図解で主将の座右に位置されるなど、藩主との結び付きも強く、世襲性が濃い特異な技術者集団であったと考えられ、吉原家と松崎家は特にこれ以降も長く高松藩の放鷹制度を支える中心的な家であったことが表4の高松藩分限帳などから分かる。

『高松藩士由緒記』（高松市歴史資料館蔵）によれば、天明年間（一七八一～一七八八）、高松藩には鷹師頭吉原文太夫のほか、手鷹匠一名（十二石三人）、鷹師二名（九石三人）、鷹師小頭二名（七石三人）、手鷹匠格一名（七石三人）、鷹匠二名（七石三人）、鷹匠鳥見一名（七石三人）の合計十名がいたことが分かる。鷹匠鳥見という役職は、寛文年間（一六六一～一六七三）に「光宗徳右衛門 代々鷹匠鳥見」とみえ、これより以前に設けられたものと考えられ、この背景には、享保期に行われた幕府の鷹場制度改革

の影響で、それまでの「鷹匠中心の鷹狩」から地方支配を強化する「鳥見中心の鷹場制度」へと大きく変化したと関係がありそうである。各種分限帳などによれば、高松藩には鷹匠（師）頭・御鷹方頭―手鷹匠（師）、鷹匠（師）小頭―鷹匠（師）―鷹匠鳥見―鷹匠鳥見格―鷹匠鳥見並、餌指―犬牽などの放鷹職制が存在していたと思われる。このような放鷹職制の整備は、「御鷹之鳥」の下賜儀礼や鷹巢山・鷹狩場の維持などを相俟って藩の放鷹制度として成立し、藩体制の確立や幕藩制的身分社会の構築に大きな役割を果たした⁽³⁶⁾。

鷹匠頭は鷹匠や餌差・犬牽などを管轄し、鷹狩の際には指揮官となり、鷹の飼育所である御鷹部屋を管理した。鷹匠は鷹師とも呼ばれ、放鷹（鷹狩）に使う鷹の飼育・訓練などをはじめ鷹に関する事を掌り、配下には餌指や犬牽・中間などがいた。安永八年（一七七九）三月の「御鷹方御中江泊り鷹野ニ罷出候節」（別所家文書『安永八亥御用留』）によれば「一、御鷹師・餌指・御中間人数三応し、老日老人草鞋老足宛請取可申候」とあり、鷹野（鷹狩）の際に村方が鷹師・餌指・中間用の草鞋を用意していたことが分かる。藩の放鷹制度を維持するためには鷹の供給が不可欠であったので、巢鷹探しも行った。鷹は松の太木の高い枝上に巢をかける特性があり、外敵に襲わなければ、毎年、同じ巢に卵を産

表4 讃岐高松藩の鷹匠等一覧

年代	氏名	内容	出典史料等
寛永19年 (1642)	平尾又市	一、金十両 平尾又市 鷹匠頭 一、百五十石 平尾又市	『下館分限帳』 『讃岐高松藩分限帳』
寛永19年 (1642)	松崎助七	一、初二十五俵 御鷹師 松崎助七	『下館分限帳』
寛永19年 (1642)	松崎勘七	鷹匠 一、切米取 松崎勘七	『讃岐高松藩分限帳』
寛永19年 (1642)	吉原文太夫	一、初二十俵 御鷹師 吉原文太夫 鷹匠 一、切米取 吉原文太夫	『下館分限帳』 『讃岐高松藩分限帳』
寛永19年 (1642)	飯原大八	一、初二十俵 御鷹師 飯原大八 鷹匠 一、切米取 飯原大八	『下館分限帳』 『讃岐高松藩分限帳』
寛永19年 (1642)	石塚清右衛門	一、初二十俵 鷹餌飼 石塚清右衛門 鷹匠 一、切米取 石塚清右衛門	『下館分限帳』 『讃岐高松藩分限帳』
寛永19年 (1642)	長右衛門	一、初五十俵 餌指 長右衛門	『下館分限帳』
寛永19年 (1642)	又右衛門	一、初二十六俵 餌指 又右衛門 餌指 一、切米取 又右衛門	『下館分限帳』 『高松藩祖松平頼重傳』
寛永19年 (1642)	勘四(太)郎	一、初二十俵 餌指 勘四(太)郎 餌指 一、切米取 甚太郎	『下館分限帳』 『高松藩祖松平頼重傳』
寛永19年 (1642)	弥右衛門	一、初二十俵 餌指 弥右衛門	『下館分限帳』
寛永19年 (1642)	伊藤新之丞	伊藤新之丞 代々鷹匠	『高松藩士由緒記』 (高松市歴史資料館)
寛文年間 (1661~73)	光宗徳右衛門	光宗徳右衛門 代々鷹匠鳥見	『高松市史』 (高松市役所)
寛文年間 (1661~73)	桑名広内	桑名広内 鷹(匠)より徒士となる	『高松藩士由緒記』 (高松市歴史資料館)
寛文年間か (1661~73)	伊藤庄助 加藤園左衛門	伊藤庄助 本家伊藤新之丞別家代々鷹匠 当 庄助鷹師 加藤直次郎 先祖園左衛門 餌指から徒士 となる	『高松藩士由緒記』 (高松市歴史資料館)
延宝4年 (1676)	松崎勘右衛門	松崎勘右衛門 先祖勘右衛門 本家勘七次 男 延宝四年餌指より鷹匠となる。その子 勘右衛門 鷹匠小頭。その子勘右衛門 鷹 匠。その子才助 鷹匠。	『高松藩士由緒記』 (高松市歴史資料館)
享保年間 (1716~36)	吉原文太夫 松崎林蔵	吉原文太夫 代々鷹匠頭 百石 松崎林蔵 鷹匠小頭 九石三人	『高松藩士由緒記』 (高松市歴史資料館)
延享年間 (1744~47)	吉原文太夫	吉原文太夫養子近藤惣左衛門弟也 鷹師頭 西頭格 足軽頭 百石 使者格	『高松藩士由緒記』 (高松市歴史資料館)
延享年間 (1744~47)	福家権十郎	福家権十郎 鷹方(香川郡西川部村)	『高松郷中帯刀人別・高松 領郷士連名録』
宝暦7年 (1757)	香西茂右衛門	香西茂右衛門 代々鷹匠 手鷹匠 十石三人	『宝暦七年松平讃岐守様家 中附』(西村家文書)
宝暦8年 (1758)	吉原文太夫	吉原文太夫 右之通鷹師頭より申来候事	『宝暦八寅御用留』 (別所家文書)
宝暦10年 (1760)	香西茂右衛門	香西茂右衛門 代々鷹匠 手鷹匠 十石三人	『宝暦十年分限帳』 (鴨居家文書)
宝暦年間 (1751~64)	伊藤権之丞高居 松崎勘右衛門・惣 右衛門	伊藤権之丞高居 鷹師小頭 十三石三人 松崎勘右衛門・惣右衛門 鷹師小頭 九石 三人	『高松藩士由緒記』 (高松市歴史資料館)
天明7年 (1787)	松崎作太夫 和田甚兵衛	松崎作太夫 先祖より代々鷹匠 七石三人 和田甚兵衛 代々鷹匠 七石三人	『天明七未年十一月廿七日 改 讃岐高松藩分限帳』 (西尾家所蔵)

年代	氏名	内容	出典史料等
天明年間 (1781~88)	吉原文太夫 松崎林左衛門 伊藤庄助・岩次 香西新兵衛 松崎勘右衛門 伊藤作兵衛・権之丞 和田喜四郎 光宗伝内繁芳	吉原文太夫 実弟 鷹師頭 松崎林左衛門 手鷹匠 十二石三人 伊藤庄助・岩次 鷹師 九石三人 香西新兵衛 鷹匠 七石三人 松崎勘右衛門 鷹匠 七石三人 伊藤作兵衛・権之丞 鷹匠 鷹師小頭 七石三人 和田喜四郎 代々鷹匠鳥見 七石三人 光宗伝内繁芳 鷹匠鳥見 手鷹匠格 七石三人	『高松藩士由緒記』 (高松市歴史資料館)
文化7年 (1811)	吉原文大夫	御鷹方 吉原文大夫	『源襄様御代御令條之内書抜』
文化8年 (1812)	吉原文大夫	鷹方頭 吉原文大夫	『源襄様御代御令條之内書抜』
文化11年 (1815)	吉原文大夫	鷹師頭 吉原文大夫	『源襄様御代御令條之内書抜』
文化12年 (1816)	吉原文大夫	御鷹方頭 吉原文大夫	『源襄様御代御令條之内書抜』
文化年間 (1804~17)	松崎才助・勘右衛門	松崎才助 鷹匠 松崎勘右衛門 鷹匠小頭 十石三人	『高松藩士由緒記』 (高松市歴史資料館)
文化年間 (1804~17)	松崎卯平・宇兵衛	松崎卯平・宇兵衛 鷹匠 九石三人	『高松藩士由緒記』 (高松市歴史資料館)
文化年間 (1804~17)	香西新兵衛・吉五郎	香西新兵衛・吉五郎 阿賀次郎助子 手鷹匠 鷹師 七石三人	『高松藩士由緒記』 (高松市歴史資料館)
文化年間 (1804~17)	光宗次平・鋼之助	光宗次平・鋼之助 鷹師	『高松藩士由緒記』 (高松市歴史資料館)
文化年間 (1804~17)	和田丹次郎・岩八	和田丹次郎・岩八 鷹匠 隠居 十二人	『高松藩士由緒記』 (高松市歴史資料館)
文化・文政年間 (1804~29)	国分米之助・七左衛門 森崎兼之助・留六	国分米之助・七左衛門 鷹師頭・小姓・使番・門番頭・横目・町奉行 二百石 森崎兼之助・留六 鷹師	『文化・文政頃讃岐高松藩分限帳』(鎌田共済会郷土博物館)
文政年間 (1818~29)	鈴木欽五	鈴木欽五 横目・小姓頭・鷹師頭・大坂留守居 二百五十石(内町)	『高松城下武家屋敷住人録上下』(五星文庫)
文政年間 (1818~29)	和田甚兵衛 光宗伝内・伝之助・剛之助	和田甚兵衛 手鷹匠・鷹匠小頭 十二石三人 光宗伝内・伝之助・剛之助 手鷹匠格 七石三人	『文政年間讃岐高松藩分限帳』(香川県立図書館)
天保7年 (1836)	松崎卯之助 伊藤作兵衛 和田茂左衛門 香西吉五郎 香西新兵衛 和田甚太郎 加藤岡次 加藤新吾 清野安之助 松崎勘七	松崎卯之助 手鷹匠格 鷹匠小頭 十石三人 伊藤作兵衛 与鷹匠 七石三人 和田茂左衛門 鷹匠・鷹匠鳥見 七石三人 香西吉五郎 手鷹匠 七石三人 香西新兵衛 手鷹匠 七石三人 和田甚太郎 鷹匠 六石三人 加藤岡次 鷹師・鷹匠鳥見 五石三人 加藤新吾 鷹匠鳥見並 三石三人 清野安之助 鷹匠鳥見並 三石三人 松崎勘七 鷹師小頭	『天保七年改讃岐高松藩分限録』(鎌田共済会郷土博物館)
天保12年 (1841)	伊藤莊助	伊藤莊助 鷹師小頭・手鷹匠 十石三人	『天保十二年姓名書高松藩分限帳』(個人蔵)
天保年間 (1830~43)	吉原文太夫	吉原文太夫 鷹師頭・使番 百石(亀阜町)	『高松城下武家屋敷住人録上下』(五星文庫)
嘉永年間 (1848~53)	吉原文太夫・滝次 松崎久一	吉原文太夫・滝次 鷹師格 百石 松崎久一 手鷹匠格 八石三人	『嘉永年間高松藩分限帳』

年代	氏名	内容	出典史料等
安政5年 (1858)	松崎林左衛門 香西吉五郎 和田喜四郎 伊藤権之丞・新之丞 光宗丈助・次兵衛 加藤金之丞 松崎包之助	松崎林左衛門 鷹匠鳥見・鷹匠小頭格 七石三人 香西吉五郎 鷹匠鳥見・手鷹匠 六石三人 和田喜四郎 鷹匠鳥見 六石三人 伊藤権之丞・新之丞 鷹匠鳥見 六石三人 光宗丈助・次兵衛 鷹匠鳥見・手鷹匠格 五石三人 加藤金之丞 鷹匠鳥見 五石三人 松崎包之助 鷹匠鳥見並・隠居 三人	『安政五年六月から八月高松藩分限帳』（香川県立図書館）
文久3年 (1863)	村越才助 伊藤善次・基世 松崎岩蔵 石川清兵衛 東原喜十郎 加藤十太郎 清野市左衛門	村越才助 江府手鷹匠格 十両三人 伊藤善次・基世 鷹匠鳥見 七石三人 松崎岩蔵 鷹匠鳥見並 七石三人 石川清兵衛 江府千駄木鷹匠同心 銀七枚 東原喜十郎 鷹匠鳥見格 六石三人 加藤十太郎 鷹匠鳥見格・鷹匠鳥見 六石三人 清野市左衛門 鷹匠鳥見格 五石三人	『文久三年四月月上旬高松藩分限帳』（香川県立図書館）
慶應2年 (1866)	高山吉平	高山吉平 鷹匠鳥見 六石三人	『慶應二年二月高松藩分限帳』（香川県立図書館）
慶應3年 (1867)	光宗茂八	光宗茂八 鷹匠鳥見格 六石三人	『慶應三年高松藩分限帳』（香川県立図書館）

*寛永十六年の『生駒家分限帳』（松浦文庫、瀬戸内海歴史民俗資料館蔵）によれば、生駒藩にも高二百石の平塚清八をはじめとした十二人の鷹匠と、切米六石・三人扶持の久兵衛をはじめとした七人の餌指がいたことがわかる

み、ヒナを育てる性質を持っていた。藩はその場所を「鷹の巢」と呼び、鷹巢山として入山を制限するとともに、鷹の巢だけでなく木々の伐採などを含めて山全体を管理したのである。このように鷹が生息する鷹巢山や鷹取山を手中に収めることは、新領主にとって領内山野支配の拠点を押える政治的な意味をもち極めて重要な行為であった。

鳥見は鷹場の維持・管理をするとともに、治安の維持や石高調査・野間余業等在方産業の把握と統制、街道筋や鷹場の橋・道などの修復整備の指示、石高調査、祭礼・興行等諸行事の把握と統制、法令伝達経路の整備など、農民支配の多岐細部にわたっており、地方支配により深く関係していたため、身分的地位的には鷹匠よりも低かった。宝暦四年（一七五四）の「戌春郷中江申渡之覚」（別所家文書『宝暦四戊御用留』）によれば「一、鉄炮持致徘徊候義者、兼而重キ御法度ニ候所、既ニ当正月十三日西植田村、二月廿六日於三本松村も、鉄炮持候者ヲ、鳥見之毛の目附追駈候所、鉄炮者捨置き逃去り候、（下略）」とあり、鳥見が郷中の治安維持業務に携わっていることが分かる。

餌差は鷹匠の下にあつて、鷹の餌の捕獲を役割とし、饅頭笠の独特の風俗で、腰に籠、手に長いもち竿を持って雀などの小鳥や堂鳩などを捕ったとされる。穂先にねばねばしたトリモチを塗っ

た竹竿を手に小鳥を探した。胸には各種の鳥笛をぶら下げて、鳥の種類ごとに専用の笛を吹いて呼び寄せた。鷹を飼育するための施設を御鷹部屋といったが、彦根藩では餌差一人で一日に雀十羽と鳩三羽を御鷹部屋に納めることになっていた⁽³⁷⁾。餌指は集団で住んで餌指町を形成することが多く、高松藩・丸亀藩でも鷹匠町と餌指町が近くに設けられており、『讃岐国名勝図会』等によれば、高松藩では御鷹部屋と御鷹屋敷が御林（現栗林公園）の東に設けられていたことが分かる⁽³⁸⁾。

鷹狩に使用する犬を鷹犬といい、犬牽は鷹犬の訓練を役割とし、狩猟の際には勢子人足とともに、獲物を追い出すために鷹犬を使った。鷹犬は御鷹部屋に付属した犬部屋で飼育訓練されるのが通例であったので、高松藩でも御鷹部屋に隣接して犬部屋が設けられていたものと推測される。

近世前期の高松城と城下町の景観を描いた「高松城下町図屏風」（香川県立ミュージアム蔵）には、城下から東へ向かう街道筋に、鷹匠と犬牽の一行が描かれている。鷹匠は白い衣服を着用して菅笠を被り、左手には鷹を据えて、右腰には餌袋を留めている。鷹は羽根が青い色に描かれ、源順の『和名抄』には「『広雅』によれば、「一歳の鷹は黄鷹と名付ける。二歳の鷹は撫鷹と名付ける。三歳の鷹は青鷹・白鷹と名付ける。今按ずるに、青鷹・白

鷹とは色に随った名である」とあるので、おそらく三歳の青鷹であろう。一方、犬牽は緑色の布布を着て帽子を被り、右手には赤い首輪を巻いた白い犬を縋で牽いて鷹匠に従っている⁽³⁹⁾。のち別所家文書『文化二丑年・丑年御用留・十一月』（香川県立文書館蔵）には「十一月五日、一、鷹匠・餌指・犬引等宿手形取集指出候様申来候事」とあり、鷹匠・餌指・犬引等が一つのグループを組んで村方を廻っていたことが分かる。

『英公実録』には、比較的遠方で行う「遊獵」に関する記事とともに、正保三年（一六四六）七月十八日条には「放鷹シ、栗林莊ニ至ル」、八月二日条にも「放鷹。四日、同シ」とあり、この頃から「遊獵」に代わって城下近郊で行う「放鷹」行為の記事が多く見られるようになる。「遊獵」が軍事的訓練の要素が強かったのに対して、「放鷹」には領内における礼的秩序を保つ機能があったので、幕政における武断主義から文治主義への転換がその背景にあると考えられ、藩主の政治的性格も武威による支配から文治による支配へと移行していく過渡期的現象とみることができる。

② 松平頼重の「舟遊」…海の支配 a 舟遊

『英公実録』の寛永十九年（一六四二）六月廿七日条には「甲島二遊ヒ、漁ヲ観ル」とあり、七月には男木島・瀬居島、八月に

は男木島・小田浦・引田浦・庵治・屋島・甲島、閏九月には屋島・志度・庵治・甲島、十月には五日、七日、九日、十一日、十七日、十九日、廿日、廿四日と連日のように「舟遊」に出掛けている。寛永二十年正月十四日には甲島で瀬を、正保四年（一六四七）三月廿五日には舟遊して鳥銃で海驢を撃って獲っている。

頼重の「舟遊」は、表5のように行き先が領内島嶼部を中心に他方面にわたるとともに、寛永二十年（一六四三）二月廿七日には「船に乗りて阿波海に至る。小鳴門を望み、遂に大鳴門に至り潮を観る」とあり、阿波の鳴門にまで舟を出している。また、同年三月廿日には「舟遊シテ紅峯麓ニ至リ、饗ヲ諸士ニ賜フ。廿二日、同シ」とあり、続く四月四日にも「舟遊シテ鯛ヲ網スルヲ觀ル。紅峯麓ニ至リ、饗ヲ老臣ニ賜フ。茶ヲ賜フ」とあるように、「舟遊」して島嶼部に着いた後には家臣を饗応していることからすれば、頼重の「舟遊」は家臣を随従し船団を組んで行われたものと考えられる。すなわち、新領主が船団を組んで海上航行を行うことで、領地近海の海上情報を把握するとともに、海上示威行動を行うことよって海上支配権を領内各地に誇示することを狙ったものと思われる^⑩。また、幕府から「西国中国の目附」を命じられていたことから、瀬戸内海航行ルート^⑪の把握と水軍力の維持増強のためにも頻繁な「舟遊」が必要であったのではないか

表5 松平頼重の「舟遊」関連記事

年	月 日	歴 史 事 項
寛永19年 (1642)	6月27日	甲島に遊び、漁を観る。
	7月20日	舟遊して諸島を検す。鱒濱・大槌・小槌・塩飽牛島等に至り、大島・京女郎・備前川口を遠望す。
	7月25日	男木島に舟遊す。
	7月29日	瀬居島に舟遊す。
	8月6日	石清尾山に至り、遂に男木島に舟遊す。
	8月10日	晩、舟遊す。
	8月15日	小田浦に舟遊し、男木島辺に至る。
	8月19日	舟遊し、引田浦に泊す。
	8月20日	引田山に猟し、舟に乗りて帰城す。
	8月26日	庵治に舟遊す。
	8月28日	屋島に遊び、檀浦に至る。佐藤嗣信墳墓を観て、遂に甲島に舟遊す。
	閏9月5日	舟遊して屋島及八栗山に至る。
	閏9月10日	舟遊して志度寺に至る。
	閏9月13日	別荘に至り、舟に乗りて帰る。
	閏9月16日	舟遊して庵治村に至る。
	閏9月20日	遊ひして甲島に至る。廿一日も同し。
	10月5日	舟遊す。九日・十一日・十三日・十五日・十七日・十九日・廿四日、同し。
	11月7日	舟遊す。九日・十二日・十四日・十六日・廿日、同し。
	11月11日	船藏に至り、舟（彩鶴丸）を造るを観る。
	12月2日	新屋敷に至り、遂に船藏に至りて、舟（彩鶴丸）を造るを観る。三日、同し。
12月3日	舟遊す。五日・八日、同し。	
12月14日	舟遊す。十六日・廿一日・廿二日・廿七日、同し。	
12月16日	舟遊して甲島に至る。	

年	月 日	歴 史 事 項
寛永20年 (1643)	正月14日	舟遊して甲島に至り、瀬を駆る。
	正月26日	舟遊して男木島に至る。
	2月朔日	舟遊して茶屋に至り、船蔵に過る。
	2月9日	舟遊して甲島に至る。
	2月11日	舟に乗りて新屋敷に至る。船蔵に入り、船を観る。
	2月17日	舟遊す。
	2月19日	舟遊して甲島に至り、瀬を駆る。
	2月27日	舟に乗りて阿波海に至る。小鳴門を望み、遂に大鳴門に至り、潮を観る。
	3月朔日	舟遊す。
	3月2日	舟遊して江尻に至り、魚を網するを観る。且つ忘貝を拾ふ。
	3月3日	舟遊して男木島に至る。
	3月4日	本丸に至り、城溝に於いて魚を網す。夜、舟遊す。
	3月7日	舟遊す。十八日、同じ。
	3月20日	舟遊して紅峯麓に至り、饗を諸士に賜ふ。廿二日、同じ。
	3月25日	舟遊して甲島・綴島に至る。
	3月26日	舟遊して大島に至る。廿七日・廿九日、同じ。
	4月4日	舟遊して鯛を網するを観る。紅峯麓に至り、饗を老臣に賜ふ。茶を賜ふ。
	4月5日	夜、香西に至り、魚を漁す。使を遣わして筑州・豫州に至らしむ。
	4月7日	船蔵に至り、船を観る。
	4月9日	舟遊して大島に至り、魚を網するを観る。
	4月11日	遊猟して遂に船蔵に至り、船を観る。
	4月21日	船蔵に至る。廿四日・廿七日・廿八日、同じ。
	4月26日	新船成る。船蔵に至り、之を観る。
	5月2日	船蔵に至り、船を観る。六日・七日・九日、同じ。
	5月7日	舟遊して男木島に至る。佐藤次信碑を八島檀浦に建つ。
寛永21年 (1644)	8月15日	舟を海に浮かべて、月を観る。
	9月朔日	舟遊して魚を網するを観、志度浦に至る。
	9月6日	甲島に舟遊ひして、魚を網するを観る。
	9月晦日	舟遊す。
	10月2日	舟遊す。五日、同じ。
正保2年 (1645)	11月15日	鏡島に舟遊す。
	11月28日	舟にて屋島に至る。
	正月11日	舟遊す。
正保3年 (1646)	正月28日	船手法令を出す。
	3月3日	男木島に舟遊す。老臣、遊びに陪す。
正保4年 (1647)	8月15日	舟を浮かへ月を賞す。
	8月19日	舟遊して甲島に至る。
	9月13日	小豆島に至り、留まること一日。
	10月10日	稲木島に至り、饗を老中・大番頭に賜ふ。
慶安元年 (1648)	10月18日	船蔵に至り、瀬を捕る。
	正月5日	乗舟初式有り。乗国丸に乗り、長崎鼻に至る。老臣、彩鷓丸に乗り、之に従ひ、稲木島に於いて饗を賜ふ。
	正月19日	舟に乗り、稲木島に至る。
	正月25日	舟に乗り、庵治に遊ぶ。留まること二日。廿六日、帰城す。
	3月15日	舟遊す。廿六日・晦日、同じ。
	3月21日	舟に乗り、稲木島に至る。
	3月25日	舟遊して鳥銃にて海驢を打つ。直島に泊す。
	3月26日	舟遊す。晦日、同じ。
	4月3日	舟遊す。五日・六日・十三日・廿五日・二十六日、同じ。
	4月4日	舟に乗りて権門に至り、飯屋を設けて、饗を老臣・番頭に賜ふ。
	4月8日	舟に乗り、庵治に至る。留まること五日。
	8月3日	舟遊す。
	8月6日	甲島に至る。
9月25日	舟遊す。	
10月5日	舟遊して島に泊す。	
10月13日	島を巡り、留まること十七日。廿九日、帰城す。	

年	月 日	歴 史 事 項
慶安 2 年 (1649)	12月 7 日	志度村に舟遊す。
	2月 7 日	舟遊す。
	3月 3 日	舟遊す。五日・十一日・十八日・廿日・廿五日・廿六日・晦日、同じ。
	4月 5 日	舟遊す。十二日・十九日、同じ。
慶安 3 年 (1650)	12月 4 日	大島に舟遊す。
慶安 4 年 (1651)	正月12日	男木島に舟遊す。
	正月28日	舟遊して小豆島に泊す。
	2月 3 日	舟遊す。十二日・十九日、同じ。
	3月 6 日	舟遊す。七日・八日・十二日・十三日・十五日・十八日・十九日・廿日・廿一日・廿五日・廿六日、同じ。
承応 2 年 (1653)	4月朔日	舟遊す。三日・十五日・十六日、同じ。
	4月21日	舟遊して塩飽島に泊す。
	4月22日	鯨濱に遊び、饗を諸士に賜ふ。廿五日・廿六日、同じ。
	4月25日	舟遊して大島に泊し、留まること一日。
	4月28日	舟遊して小権に泊し、海驢を獲たり。
	5月13日	舟に乗して志度に至り、騎にて引田村に至る、留まること六日。十四日、魚を網するを観る。十五日、舟遊す。十七日、舟に乗して通念島に至り、饗を扈從の士に賜ふ。
	6月10日	舟に乗りて西川口辺に至る。
承応 3 年 (1654)	6月11日	舟遊して塩飽島に泊す。十二日、諸島を巡り、中島に泊す。十三日、帰城す。
	6月29日	舟遊す。
	閏6月14日	舟遊して船蔵に至り、管膳を観る。
	8月24日	舟遊して小田浦に至り、留まること四日。
	2月 3 日	舟遊す。四日・五日・六日・九日、同じ。
	2月16日	舟遊す。
	2月18日	舟遊して、留まること一日。
	2月25日	舟遊して、留まること三日。小権に於いて饗を慈濟院福寿庵に賜ふ。
	2月29日	舟遊す。
	3月朔日	舟遊して、稲木島に於いて饗を慈濟院福寿庵に賜ふ。
	3月 5 日	舟遊して引田村に至り、塩飽島に泊す。留まること二日。
	3月 7 日	引田館に至り、留まること七日。
	3月16日	舟遊して海驢を獲たり。十八日、同じ。
	3月25日	舟遊して、留まること三日。
明暦 2 年 (1656)	4月 2 日	舟遊して稲木島に泊し、留まること二日。
	4月 6 日	舟遊す。
	4月 8 日	舟遊して香西浦の漁人浮木を獲るを観る。
	3月晦日	舟遊して鳥銃を以て海驢を獲たり。
	4月 2 日	舟遊して海驢を獲たり。
	4月15日	舟遊して與島に泊す。十六日、鳥銃を以て海驢を獲たり、帰城す。
	4月18日	舟遊す。
	4月26日	舟遊す。
	4月27日	舟遊して海驢を獲たり。
	5月15日	舟遊す。
	6月 9 日	舟遊す。
	6月14日	舟遊す。
	6月19日	舟遊して饗を老臣に賜ふ。
	6月28日	舟遊して鶴足郡に至り、宿す。
	6月29日	舟遊して男木島に泊す。
	7月17日	烟火を設け、老中・奉行をして舟に乗り之を観せしむ。
	明暦 3 年 (1657)	7月18日
8月朔日		舟遊して小田浦に泊す。二日、帰城す。
2月25日		舟遊して海驢二頭を獲たり。
2月晦日		舟遊す。
3月朔日		舟遊す。
3月 4 日		舟遊して鳥銃を以て海驢一頭を獲たり。

年	月 日	歴 史 事 項
明暦3年 (1657)	3月11日	舟遊す。
	3月12日	舟遊して海驢一頭を獲たり。十三日・十八日・十九日、同じ。
	3月25日	舟遊す。廿八日・廿九日、同じ。
	4月朔日	舟遊す。
	4月4日	舟遊す。六日・八日、同じ。舟中に於いて饗を老中に賜ふ。
	8月17日	舟遊して小田浦に至り、留まること十七日。十八日、官府山別館に在す。九月四日、帰城す。
万治2年 (1659)	2月25日	舟遊す。
	2月晦日	舟遊す。
	3月3日	舟遊して引田浦に至り、留まること二日。鳥銃を以て海驢を獲たり。
	3月14日	舟遊す。
	3月16日	舟遊して海驢を獲たり。十九日・廿五日、同じ。
	3月27日	舟遊す。
寛文元年 (1661)	4月2日	舟遊す。
	3月29日	舟遊す。
寛文4年 (1664)	4月11日	與島に舟遊して、逗留す。十二日、帰城す。
	4月4日	舟遊す。
寛文6年 (1666)	4月6日	舟遊す。
	7月24日	舟遊す。夜、舟に乗り宇足津に至る。將に金毘羅に詣でんとす。
	4月6日	舟遊す。
寛文7年 (1667)	4月25日	舟遊す。
	6月18日	舟遊す。
	正月	高松より西分へ釣りその外島方へ遊山にも御家中衆参らせ候事、無用に仕るべく候旨、仰出され候に付（源英様御代御令条之内書抜）
寛文10年 (1670)	4月5日	庵治に遊ぶ。留まること十三日。十八日、庵治より還る。
	9月晦日	舟遊す。花火を設ける。
寛文11年 (1671)	10月4日	船に乗り庵治を發して檀浦に至り、栗林に還る。
	2月4日	庵治に遊び、留まること廿九日。孫姫同伴。
	2月5日	舟遊す。六日・廿三日・廿八日、同じ。
	3月4日	庵治別荘に遊ぶ。留まること四十四日。
	3月7日	舟遊す。十一日・十三日・十八日・十九日・廿一日・廿六日・廿八日、同じ。
	4月朔日	舟遊す。二日・五日・六日・七日・九日・十一日・十五日・十八日、廿八日、同じ。
	4月13日	志度海に至り、鳥銃を以て海驢を打つ。
	4月20日	庵治別荘に遊ぶ。留まること三十七日。
	4月26日	舟遊す。
5月2日	舟遊す。四日・五日・六日・八日・十一日・十五日・十八日・廿一日・廿二日・廿三日・廿六日、同じ。	
	6月13日	飛龍丸にて舟遊し、直島に至る。
	6月15日	舟遊す。十六日・十七日・十九日、同じ。

(『英公実録』『暦世年譜』等より作成)

と推測される。そのため、「舟遊」の回数が初代頼重の時に最も多く、中でも讃岐入封直後の前期に集中している点に特徴がある。

b 諸島検

『英公実録』の寛永十九年七月廿日条には「舟遊シテ、諸島ヲ検ス。鱒濱・大槌・小槌・塩飽牛島等ニ至リ、大島・京女郎・備前川口ヲ遠望ス。直島辺ニ至リ、公臣高原次郎右衛門使来ル。使者二人各ニ帷子ニツラ賜フ」とあり、領内海上情報獲得と沿岸防備体制・番所設置が目的であったと考えられる。また、頼重は慶安元年（一六四八）十月十三日、島廻りといつて船奉行以下、随従の家臣を率いて十六挺立ての船に乗り、供船として五、六艘を連れて、瀬戸内海を西に進み、途中尾道・忠海・三田尻に停泊し、上関・下関に繫留をして小倉に到着し、二十九日に帰城している。多分に軍事的な要素が含まれていた、この十七日間の中国から九州まで瀬戸内海視察巡航について、頼重の紀行文である「つくしの道の記」（『英公外記別録』所収）には「公御年廿七、御船ニて下筋御遊歴ありしハ定て深き御主意あらせられしなるへけれど、当時ニありても極て御隠密の事たる申ニ及ハす、まして後世あまねく人の知るへきニあらず」とあり、また「消暑漫筆ニ、英公御船ニて長崎へ御出有しと申伝ふるハ、慶安元年戊子拾月なり、これハ御忍ひの事故、わざと詳ニ記さず、長崎までハ御出なし」と

記されている^①。この計画が秘密裏に行われた理由と背景には、頼重が幕府から「西国中国の目附」としての役割を期待されていたことがあると考えられる。

この後も頼重は、隠居後の元禄六年（一六九三）四月二十六日に藩士を下屋敷に集めて、「就中當国は島国故漕手に達者成ルものは分て第一之重宝也。面々平生召仕候下人ニも其心得可有事也」と訓示し、水軍力を重視していることが分かる^②。

安政四年（一八五七）の「西海見聞録」（佐々木家文書）は、志度浦番佐々木専右衛門が船奉行渡辺正樹や絵師・与力・浦番ら二十一名とともに、志度から長崎を往復した時の記録である。対馬や長崎・肥後などが含まれており、時代を越えて高松藩の西国大名監視という歴史的な性格の一端が示されたものと考えられる^③。

③ 松平頼重の「川遊」：川の支配

a 鵜飼

高松藩における鵜飼の初見史料は、『英公実録』の「正保元年（一六四四）八月九日、別荘に至り、御坊川に於て鵜を使ふを観る」という記事である。『英公日曆三』には「一、同（八月）九日、御坊川江御出鵜など御つか已也被成御覧御□取上り御帰り」と記されている。鵜飼は鷹狩とともに武将の好むところであった。

御坊川は、高松市香川町川東付近に源を発し、香東川の東側

表6 松平頼重の「川遊」関連記事

年	月 日	歴 史 事 項
寛永19年 (1642)	7月22日	音川に遊ぶ。香東川にて鮎御取り、音川まで御座なされ、夜五つお帰り、御殺生の鮎七百程なり(英公日曆)。
	8月3日	音川に遊ぶ。
	8月4日	御坊川に遊び、游泳して、別荘に至る。
	8月11日	御坊川に遊び、游泳して、魚を網し、遂に別荘に至る。午房川にて鮎七百ばかりを取る(英公日曆)。
寛永20年 (1643)	10月15日	魚を網す。
	4月26日	御坊川に至り、魚を網す。
寛永21年 (1644)	8月9日	別荘に至り、御坊川に於いて鵜を使ふを観る。
	8月14日	御坊川に遊び、魚を網するを観る。遂に栗林荘に至る。
	8月25日	御坊川に遊び、魚を網し、遂に栗林荘に至る。
	9月3日	御坊川に遊び、魚を網し、遂に栗林荘に至る。
正保2年 (1645)	7月21日	鮎滝に至る。
	7月22日	魚を網す。
	8月16日	坂田村に遊び、鮎を網す。
正保3年 (1646)	8月	坂田村にて鮎千六百を捕る(英公日曆)。
正保4年 (1647)	8月2日	鮎滝に至る。
承応2年 (1653)	4月	鮎川札(是より川上に於いて一切魚とる間敷者也。此川筋に於いて一切魚をとるましき者也)を香西川に立て申し候(源英様御代御令条之内書抜)。
	5月7日	香西に至る。十日、両川口壁書を改むる。
	6月25日	音川に遊び、新館に宿す。廿六日、羽床村に宿す。廿七日、鵜足津に宿す。廿八日、帰城す。
	7月25日	瀧宮川に遊ぶ。廿六日、中通川に至り、宇多津に宿す。廿八日、帰城す。
	8月19日	飯田川に至り、鮎を捕る。
明暦2年 (1656)	8月24日	御坊川に建て申し候魚取り申し間敷之札(源英様御代御令条之内書抜)。
明暦3年 (1657)	7月26日	(領内十一の)池々にて魚取り間敷由、札御立て成され候間(源英様御代御令条之内書抜)。
寛文4年 (1664)	6月20日	音川に遊ぶ。廿三日、音川より栗林に帰る。
寛文6年 (1666)	8月11日	山田川に遊び、鮎を網す。十二日、山田川より帰る。
	8月23日	音川に至り、留まること三日。廿五日、音川より帰る。
	8月28日	音川に至る。
寛文8年 (1668)	6月10日	山田川に遊ぶ。十二日、山田川より還る。
	6月24日	音川に遊ぶ。廿五日、音川より還る。
	8月11日	音川に遊ぶ。
寛文10年 (1670)	8月6日	音川及岩部に遊ぶ。留まること十日に至る。廿日、世子来る。以て音川より還る也。
寛文11年 (1671)	7月3日	岩部に遊ぶ。留まること六日。八日、栗林に帰る。
元禄13年 (1700)	5月24日	
文化2年 (1805)	7月3日	安原村川筋で藩主御膳御用の鮎を山足軽共に網で取らせる(塩江町史)。
	7月6日	岩部川で六月十四日からの十三日間に藩主御膳御用の鮎を取る(塩江町史)。香東川筋の安原下村では年々御留川に指定されていたが、今年は藩主が留守年なので、下し川にしてほしい旨を願い出る(別所家文書「文化二丑年御留留」)。

(『英公実録』『英公日曆』等より作成)

を平行して北流し、高松市木太町付近で詰田川に合流する、全長九・五キロメートルの河川で、近世には「午房川」とも呼ばれていた。城下近郊でしかも水量が豊富な御坊川は、明暦二年（一六五六）八月廿四日には「御坊川ニ建申候魚取申間敷之札」とあり、藩から御留川とされ、魚獵禁止の立札が立てられている⁴⁴。

御坊川流域には、藩主の栗林荘のほか、老臣彦坂織部玄隆の静観荘や重臣谷直馬の詠帰亭、御坊川橋南東には朝比奈泰光の朝比奈屋敷などの別荘があり、政治的にも重要な川と捉えていたようである。『高松市史』には「至別荘於御坊川令放鵜捕魚云々」等とあり、この時、頼重が立ち寄ったといわれる別荘は御坊川流域の東濱村花畑にあった生駒時代の別荘で、後に頼重が老臣の彦坂織部玄隆に与えた静観荘のことであろう⁴⁵。

一般に鵜飼は、「放ち鵜飼」から手綱式の「繋ぎ鵜飼」へ、昼川から夜川へ、徒歩使いから船鵜飼へ変遷してきた⁴⁶。高松藩の鵜飼は「放ち鵜」とあるところから、川鵜を使って昼間に徒歩で行う「放ち鵜飼」であったと推測され、のちに海鵜を使って夜間に行う手綱式の「船鵜飼」ではなかったと思われる。

鵜は元来、集団で生活することを特色とし、多くは内海や池・河川など人の身近な環境に生息していたので、鵜に関わる地名が高松藩領内にも残っている。例えば、津田町鶴羽の鵜部山・鵜部

の鼻、白鳥町の鵜峠、綾川町の鵜生池、香南町の鵜生谷などで、鵜足郡の郡名の由来についても、『全讃史』には、水不足で困っていたところ、鵜が数十羽集まって地を掘るとそこから清泉が湧き出たことから「鵜にて足れり」となったと伝えられている。

b 川遊

『英公実録』には「寛永十九年（一六四二）七月廿二日、音川ニ遊フ。同年八月三日、音川ニ遊フ。八月四日、御坊川ニ遊ヒ、游泳シテ遂ニ別荘ニ至ル。八月十一日、御坊川ニ遊ヒ、游泳シテ、魚ヲ網シテ遂ニ別荘ニ至ル」とあるが、さらに詳しくは『英公日曆二』に、寛永十九年に「一、同（七月）廿二日、香東川江御出被成候ニ付道ニ而鳥三ツ御鉄砲ニ而御遊、夫ヨリ香東川ニテ鮎御取り、音川迄被成御座夜五ツ御帰り御殺生之鮎七百程ナリ。（中略）一、八月十三日、午房川江御出水御阿比被成、夫ヨリ御帰り御阿ミ御遊候而鮎七百斗被取申候」と記されている。

これらをはじめとして頼重は、『英公実録』等によれば（表6）、合計二九回の「川遊」に出掛けている。表2によれば、場所的に最も多かったのは、九回の音川で、次いで七回の御坊川、以下三回の岩部川、鮎滝・山田川・坂田村の各二回、飯田川・滝宮川の各一回であった。割合から見ると、音川が全体の三一・〇％、

次いで御坊川が二四・一%と多かったが、香東川流域の音川・岩部川・鮎滝を合わせると十四回と最も多く、全体の四八・三%を占めていた。時期的にみると、前期の寛永・正保期が最も多く全体の四七・八%を占め、次いで後期の寛文期が三九・一%で、中期は承応期のみで一三・〇%と少なかった。季節的には、八月が五五・二%と最も多く、次いで七月が二〇・七%、六月が十三・八%と、夏場に多かった。目的別にみると、鮎取りが五一・七%、魚網が十七・二%、遊泳が六・九%、鵜飼が三・四%であった。

近世大名にとって夏は「川かり」の季節であった。「川かり」とは川で行われた漁と思われ、深溝松平家の四代藩主松平家忠の日記によれば、「川かりニ越候、入あゆ」とあり、主に鮎漁を目的としたものであったと考えられる。領主による鷹狩・川狩などは贈答儀礼と密接な関係を持ち、しかも領内山野河海の用益権とも深くかかわっていたとされている^①。

頼重の在任後期にあたる寛文十年（一六七〇）には「八月六日、天守造営成ル。同月同日、音川及岩部ニ遊フ。留マルコト十日ニ至ル。公姫・公子、公ニ従フ。同月十日、岩部ヨリ環ル。公子・頼母・図書・亀千代・竹松来ル。公ニ従ヒ音川ヨリ帰ル。同月十三日、猿楽有リ、世子・諸公子来リテ観ル。廿一日モ同シ。同

月十四日、世子来ル。世子ヲ以テ音川へ往ク也。同月十五日、諸公子来リテ謁ス。同月廿日、世子来タリ、以テ音川ヨリ環ル也」とあるように、音川や岩部の別荘に頼常をはじめ家族を呼んで猿楽などを楽しんでいる。鮎取りや魚網などが多かった前期の「川遊」と比較して、その性格が変わってきていることが分かる。

頼重は、高松城を中心にして、栗林荘・お山屋敷・お花畑の下屋敷、音川・岩部・伏石・庵治の別荘、引田・官府山の別館、春日村の和泉屋敷、甲島・乃生岬の舟遊時の小屋などを領内各地に設けて、これらの間を歴代藩主が定期的に移動することでネットワーク化を図り、鵜鷹遣遥の際の休憩所・宿泊所として利用するとともに、藩主の権威を領内に浸透させて地方支配の拠点としたり、いざという時には軍事拠点にも転用できるよう取り計らったものと考えられる。

c 魚網

頼重は、寛永十九年五月に讃岐高松へ入封すると、六月にはお城の堀で網を入れて鮎を獲ったのを初めとして、七月には香東川から音川までの間で鮎七百匹を獲り、八月には御坊川でも鮎七百匹を獲っている。『英公実録』によれば、寛永二十年にも「三月四日、本丸ニ至リ、城溝ニ於テ魚ヲ網ス。四月四日、舟遊シ、鯛ヲ網スルヲ観ル。四月廿六日、御坊川ニ至リ、魚ヲ網ス」とあり、

正保元年（一六四四）には「八月十四日、御坊川ニ遊ヒ、魚ヲ網スルヲ覩ル。遂ニ栗林莊ニ至ル。八月廿五日、御坊川ニ遊ヒ、魚ヲ網シテ遂ニ栗林莊ニ至ル。九月三日、御坊川ニ遊ヒ、魚ヲ網シテ遂ニ栗林莊ニ至ル」とあり、御坊川で魚を網した後、栗林莊へ行くのが恒例であったようだ。また、『英公日曆三』にも「正保二年（一六四五）七月廿一日、鮎滝ニ至ル。同廿二日、魚ヲ網ス。八月十六日、坂田村ニ遊ヒ、鮎ヲ網ス」とあり、正保三年八月には坂田村で鮎千六百匹を獲り、承応二年（一六五三）八月には飯田川で鮎狩りをしている。

魚の種類では鮎が一番多く、しかも獲れた数量まで細かく記載しているところからみれば、鮎が特別な存在であったことがわかる。鮎は「川魚の王」といわれ、古来より戦いの吉凶を占った伝承もあり、縁起の良い魚とされてきた。川と海を回遊するサケ目アユ科の魚で、独特の香りを持つので香魚と呼ばれたり、溪流に棲むので溪鱧とか、一年で一生涯を終えるので年魚とか呼ばれた。

近世大名は鶴匠制度や鮎上納制度を設けたりして、領内の鮎の確保に努めている。大名領主は自分が賞味する御膳用だけでなく、自領内の名産品を各方面に音物として贈答するために、大量の鮎を必要としたのである。そこで鮎の獲れる川を藩の御留川に指定するとともに、鮎を御留魚に定める藩もあった。大洲藩で

は、領内数か所の川に鮎目付を置いて、禁漁するなどして鮎漁を管理していたが⁴⁸、高松藩では、次の史料によって山足軽らに扶持米を与えて鮎を捕獲させていたことが分かる⁴⁹。

請取相渡申米之事

一、米貳斗四升 計立

此人数四十八人 但壹人二付五合宛

右是者香川郡安原村川筋にて卯年御膳御用の鮎山足軽共に為打申に付為御扶持方米請取相渡申所実正也、仍如件。

元禄拾三辰年五月廿四日

安西治右衛門

岡治兵衛 殿

（裏書） 三村与右衛門 印

永井 甚六 印

今村久左衛門

『英公実録』等によれば、藩主が自ら出掛けて鮎を獲った場所は、香東川・音川・牛蒡川・坂田村・飯田川・山田川・岩部川の七か所であるが、特に香東川筋（香東川・音川・岩部川）での鮎漁は地域社会を巻き込む形で行われていた。文化二年（一八〇

(五)の別所家御用留によれば、「香東川筋鮎、当年者御留主之段
下し川ニ被任せ」とあり、香東川筋は「年々御留川に仰付けら
れ」ていたが、今年も藩主が留守年であるので川の一部を下し川
にしてほしい旨、安原下村庄屋が願ひ出ている。その願書中
には「落鮎之節ハ稠敷毎度落捨申義ニ御座候」と記され、また御用
留にも「鮎数凡式万之積、当年鮎育方」とあることから、鮎漁の
規模と数量のほどが知られる⁵⁰。香東川は阿讃山脈の大滝山付
近に源を發し、香川町岩崎橋付近で平野部に出て扇状地の上をほ
ぼ北流して、途中から二股に分かれて瀬戸内海に注ぐ河川で、支
流を含むと延長七六キロメートルにも及ぶ、高松城下近郊では最
も長い川である。この川及びその流域を押えることは、高松藩主
の領内統治にとって重要なことであつたと思われる。頼重は香東
川筋の音川と岩部に別荘を造るとともに、度々鮎獲りに訪れてい
る。

このほか、讃岐の近世地誌類には鮎の名産品と鮎に纏わる地名
が載せられており、高松藩では鮎獵が各地で盛んに行われていた
ことが分かる。中でも白鳥郷湊村の湊川鮎、安原郷安原下村の音
川鮎、長尾郷炭所西村の常包川溪鱈が名品として知られていた。
『増補三代物語』には「白鳥郷湊村 湊川鮎 名物。安原郷安原
下村 音川鮎 名品。長尾郷炭所西村 常包川溪鱈 名品」とあ

り⁵¹、梶原藍水の『讃岐国名勝図会』には「香川郡東安原村
土産 煙草・溪鱈。鵜足郡常包川 鮎」とある。『讃岐廻遊記』
にも「同所(滝の宮) 鮎滝川。初夏の頃より小鮎、岩間の流水を
慕ひ登り下り、一入景色増れり」、「鮎滝。中通村に有。春末より
夏秋にかけて鮎川上へ登る事よき見物也」とある⁵²。また、鮎
関連地名として、香東郡井原の鮎滝川や、『東讃郡村免名録』に
みえる「寒川郡田面村鮎婦免、香川郡東安原下村鮎滝井手上免・
下免、野神免音川、池内村鵜生原免・小鵜生原免、阿野郡南福家
村川向免鵜野」が挙げられる。

三 初代讃岐高松藩主松平頼重の藩政における「饗応儀礼」の特
徴

(一) 松平頼重の「饗応儀礼」の実態…主従関係の構築と領内

支配体制の確立

① 下館時代

『英公日曆』によれば、頼重は「同三日(寛永十六年十一月三
日)、八ッ過下館江御着御祝之次第」とあり、下館に入封すると、
早速に着任の祝宴を催している。翌四日には「同日(四日)、四
ッ時分中山備膳ニ御前ニ而御食被下候。但御相伴ニ而其刻さもじ

の御小脇差被下候。右之御振舞ハ江戸罷帰候ニ付而也。其刻大殿様より御借分之大番衆江御振舞被下候様子ハ江戸へ罷皈候ニ付而也」とあり、江戸から帰藩した中山備膳に対して食事の振舞と左文字の小脇差の下し物を行い、その労をねぎらうとともに、水戸藩の父徳川頼房から借りた大番衆が江戸へ帰るので饗宴も行ってゐる。

五日には家中をあげての祝宴があり、大老彦坂織部以下興津所左衛門ら群臣に熨斗杯を出して入封祝いをしてゐる。その際には「一、同五日、御蔵之後ニ而小鳥六ツ御さし被成候。夫より直ニ御帰り御祝の御次第。右京様御装束御熨斗目御長袴、一番に御熨斗、其次御銚子出ル御前江上ル夫ニ而納ル、式献目御前ニ上ル彦坂織部江被下候而御前江上ル、夫より興津所左衛門ニ被下又、御前ニ上ル、其時土器三ツ御足打ニのせ出ル御前へ上ル、大森八左衛門、間島半右衛門、星野平左衛門ニ被下何レも盃持立三献目御前江上ル、其土器足打ニのせ御前江出ス、上モ被召上被下候。御禮の次第、彦坂織部、興津所左衛門、石井仁右衛門、佐野八兵衛、大森八左衛門、間島半右衛門、星野平左衛門此分太刀折紙」とあり、この時すでに祝宴の際の服装や式三献の手順・方式、太刀折紙などの拝領品について、格式に応じた饗応儀礼が成立していたことが分かる。七日夜には「一、同日（十一月七日）、夜五

ツ時過下館出家社人御禮之次第、（中略）右之分今晚御書院ニ而御目見有之」とあり、御書院で領内三八の出家社人から就封の御祝いを受けてゐる。

また「一、同日（十日）、八ツ過御鷹之雁ニ而御家中へ御振舞被下候、但御書院ニ而。一、同十一日、御鷹野ニ御出被成御こぶしにして取し不申候。御鉄砲にて鴨ニツ被遊候。夫より具下田之田之堀ニ而御とうあみ被遊鯉十本上り申候。具下田之町ニ而御晝辦當御つかひ被成候。一、同十六日、雁ニツ鷺ニツ大殿様江被進候。一、同十九日之晩、御家中御振舞被成候。御茶被下候次第。御書院ニ而何レも同時に御振舞被下候。一番ニ御年寄衆不殘罷出、其次御小姓衆罷出候而扱御腰物番衆御納戸衆書出御手前ニ而御茶被下、御書院番大番衆は御書院ニ而御茶御出被成被下候。同日（十九日）、江戸御飛脚被遣候。大殿様江雁ニツ鷺一ツ被進候」とあり、頼重は、下館着任の翌日（十一月四日）から連日のように狩猟・漁撈に出掛けるとともに、その収穫物を父である水戸藩主頼房へ進物したり、家臣に対する振舞や御茶饗応の際に使つてゐる⁵³。

② 高松時代

『英公実録』の寛永十九年六月十日条には「朝夕、茶ヲ群臣ニ賜フ。朝、肥田頼母・石井仁右衛門・本多三右衛門・佐野八兵衛

ニ賜フ。晩ニ松平半左衛門・間島半右衛門・大森八左衛門・岡部拙斎・玄又ニ賜フ」とあり、その後も「十一日朝夕、茶会有リ。十二日茶会有リ。十三日同」と四日間にあつて、家格に応じて重臣たちに御茶の供応を行つてゐる。『英公外記』によれば、この時の御茶は濃茶であつたという。頼重は御茶を好み、それを体制的な秩序の維持強化のために巧みに利用している。万治・寛文ころに千宗守（官休庵）を召し抱えて茶頭とし、寛文六年（一六六六）十月二日には御林の別邸で年寄と石清尾八幡宮造營奉行として努力した朝比奈甚左衛門を御茶で慰勞している。

同年六月十八日条には「群臣ニ禄ヲ賜ヒ禄ヲ加フ。諸士宅ヲ巡檢ス。肥田和泉・彦坂織部之ニ従フ」とあり、家録を与え、家老を従えて家臣宅を巡檢している。同じく八月十日条には「肥田和泉政勝宅ニ臨ミ、和泉并妻子及家長ニ賜フ。差有リ。和泉ヨリ進上有リ」とあり、同月廿五日条にも「彦坂織部玄隆宅ニ臨ミ、織部及家長ニ賜フ。差有リ。織部ヨリ進上有リ」と続き、家老宅に御成してその勞をねぎらい、妻子にも下賜品を施すなどして、主従関係の確認を行つてゐる。御成の数が多かつた家老などの重臣は、殊の外藩主からの信頼が厚かつたと考えられる。御成では盃を下賜し、刀を与えることを通例とし、母・妻・子にも下賜したとされる。

承応二年（一六五三）五月廿二日条には「花畑ニ於テ諸士ニ饗ヲ賜フ。廿四日モ同シ」とあり、当時花畑にあつた下屋敷でも諸士を饗応している。また、承応三年二月には、引田で狩りをし、大獵であつたので、帰城の後、同月廿二日と廿四日に城中東の丸で能を催して、家中に拝見を許し、直島の高原徳寿老にも列席を許すなど、事に応じて家臣たちを城内に招いて慰勞している。さらに八朔に当たる寛文八年八月朔日には、老人藩士二十二人を年寄部屋へ召し寄せて、鳥籠の間でお目見えを許し、帷子や銀子などの記念品を与えて、その勞に報いてゐる⁽⁵⁴⁾。

元禄六年（一六九三）四月二十六日には、当時隠居していた高松郊外宮脇村の下屋敷に、今般、さる方より鶴を貰つたので料理をし一同に馳走する、という名目で家臣たちを呼び集めて頼重は、料理のできるまでの間と言つて、日頃の劍術、槍、乗馬等の稽古、中でも水泳と鉄砲の稽古の大切さを述べ、老若に関わらず武道の鍛錬に努めることを訓示するとともに、家臣たちの部下の扱い方についての注意や、旗奉行以下それぞれの役職についての職務上の注意等を例を引きながら細々と訓戒してゐる⁽⁵⁵⁾。鶴料理という特別な意味を持つ料理を前にして、頼重は二代藩主頼常への藩政権限の移譲をスムーズに力強くするために、藩士の意識改革と体制強化を狙つたものと考えられる。

表7 松平頼重の「饗応儀礼」関連記事

『英公実録』にみる高松藩の儀礼・儀式（『高松市史』高松市役所、昭和八年、四九三頁～四九六頁）

年 月 日	儀礼・儀式
寛永十六年七月廿九日	將軍家光から放鷹で獲た雲雀を賜る。後、恒例と為る（『増補高松藩記』）。
寛永十八年正月廿五日	頼重、父徳川頼房に従い、下総山野に遊獵す。二月十日、獲る所の野鴨を家光に献す（『増補高松藩記』）。
寛永十九年五月 十日	朝夕、茶を群臣に賜ふ。
五月十一日	朝夕、茶会有り。
五月十二日	茶会有り、十三日同
五月十六日	嘉祥式有り 中山市正在高松、儀二預り出席。
七月 七日	七夕式有り。
七月十五日	群臣朝見す。中元式有り。
七月廿八日	群臣朝見す。
八月 朔日	群臣朝見す。
八月 十日	肥田和泉政勝宅に臨み、和泉并妻子及家長に賜ふ。差有り。和泉より進上有り。
八月廿五日	彦坂織部玄隆宅に臨み、織部及家長に賜ふ。差有り。織部より進上有り。
九月十二日	朝夕、茶を老臣に賜ふ。
十三日	茶を番頭に賜ふ。
十五日	群臣朝見す。栗林荘に遊び、馬を調える。
十七日	馬を調える。
廿八日	群臣朝見す。
閏九月 朔日	群臣朝見す。
五日	茶会有り。六日・七日・十二日・十五日・廿日・廿一日・廿六日、茶会有り。
九日	茶を老臣に賜ふ
十二日	太鼓門の内にて馬を調える。
十三日	二の丸に於いて徒士の弓銃を観る。
十五日	群臣朝見す。
廿三日	浄願寺祭に於いて 英勝院の千部法会を行ふ。廿七日に至る。
廿八日	群臣朝見す。
十月 朔日	群臣朝見す。茶会有り、加藤数馬主と為す。
九日	亥亥式有り。
十日	茶を侍臣に賜ふ。
十五日	群臣朝見す。晩、茶を老臣に賜ふ。
十八日	広間に於いて饗を水戸役者に賜ひ、狂言を観る。
廿日	蹴鞠
廿三日	浄願寺に詣て、英勝院の主を拝す。
廿六日	封内を巡検し、国分村に憩ひ、福江村に至る。福善池に於いて白鳥を獲る。宇足津村に宿す。白鳥を膳して、饗を老中・番頭に賜ふ。
廿八日	群臣朝見す。
十一月 五日	金光院、謁見し、饗を賜ふ。領間に於いて茶を賜ふ。
六日	饗を諸士に賜ふ。白鳥を獲る所を膳し、領間に於いて茶を賜ふ。
十五日	群臣朝見す。
廿八日	群臣朝見す。彦坂織部を使ひに遣わし、江戸に至りて歳暮及新歳を賀して進献有り。進献之品は水戸公の指揮に従ふ。
十二月 三日	岡部拙斎宅に臨む。
七日	茶を群臣に賜ふ。
十二日	別荘に至り、諸士調馬を観る。
十五日	群臣朝見す。
十八日	除夜式有り。
廿日	煤払式有り。
廿三日	浄願寺に詣でる。
廿八日	群臣朝見す。
晦日	歳暮式有り。
寛永二十年正月 朔日	三献式有り。群臣より新歳賀を受く。吉書式有り、公自ら和歌二首を作る。（初登城）
二日	掃初式有り。弓場初式有り。夜、謡初式有り。式に囃有り、宴を群臣に賜ふ。大小姓・大番及其餘の士。
四日	二の丸に至り、射を講す。新餅式有り。（僧侶年禮）
五日	乗舟初式有り。彩鶴丸に乗りて長崎鼻に至る。（町惣年寄登城）

年 月 日	儀礼・儀式
六日	寺僧社人朝見し、新歳を賀す。金光院、朝見す。
七日	若菜式有り、調馬。(若菜粥、弓始)
八日	(道場稽古始)
十日	(十日戎、初金毘羅)
十一日	(餅直し、歳開)
十四日	(年越)
十五日	豆粥式有り。群臣朝見す。蹴鞠有り(玄関前)。茶を老臣に賜ふ。(小豆粥、松納)
十六日	(藪入、八栗詣)
廿日	甲冑餅式有り。
廿三日	浄願寺に詣て英勝院の主を拝す。
廿五日	(初天神)
廿六日	(白峰詣)
廿八日	群臣朝見す。
二月 朔日	群臣朝見す。
初午	(稻荷詣)
節分	(節分)
上丁日	(釋奠)
八日	茶を侍臣に賜ふ。
十日	太鼓門内にて調馬。肥田和泉宅に臨す。
十一日	二の丸に至り、射を講す。廿三日、同し。
十三日	西濱にて調馬
十五日	群臣朝見す。肥田和泉宅に臨す(涅槃会)
十六日	茶会有り。
廿一日	城溝邊にて調馬
廿四日	蹴鞠
三月 三日	上巳式有り。群臣朝見す。(雛祭)
十日	茶会有り。
廿一日	蹴鞠。(彼岸会、中日)
廿四日	太鼓門内にて調馬。
廿八日	群臣朝見す。諸士に職を転し、禄を賜ふ。
四月 朔日	群臣朝見す。諸士に禄を賜ふ。二の丸に至り、射を講す。
三日	広間前にて射を講す。
四日	舟遊鯛ヲ網スルヲ觀ル、紅峯麓ニ至リ、老臣ニ饗ヲ賜フ。茶ヲ賜フ。
六日	調馬太鼓門内
八日	(灌仏会)
十五日	群臣朝見す。
十六日	新屋敷に至り、饗を老臣に賜ふ。数寄屋に於いて茶を賜ふ。囃有り。
十八日	城溝邊にて調馬
廿日	城溝邊にて射を講す。扇を以て的と為し、之を射る。
五月 朔日	群臣に饗を賜ひ、饗して朝見す。
三日	玄関前にて蹴鞠。彦坂織部門前にて調馬。(二、三日 石清尾神社市立)
五日	端午式有り。
七日	石井仁右衛門宅に臨す。恩賜妻子に及び、茶会有り。
十日	将江戸ニ往ント船高松ヲ發ス、群臣ニ丸ニ於謁見。
廿一日	芝邸ニ移徒ス。有移徒式、賜盃於老臣。
廿九日	大將軍使使者川口茂右衛門、勞其東觀、後恒例ト為ス。(['増補高松藩記』十頁)
六月 二日	登營、大將軍ニ謁シ、献ズル所有リ。後恒例ト為ス。(['増補高松藩記』十頁)
十六日	(志度寺詣)
七月 朔日	(法然寺務虫干)
七日	(七夕祭)
十三日	(~十五日 孟蘭盆会)
廿六日	(月見)
八月 朔日	(八朔)
十四日	(~十五日 八幡宮祀)
十五日	(觀月)
九月 九日	(重陽)
十三日	(十三夜)
彼岸	(後彼岸会)

年 月 日	儀礼・儀式
十月初亥日	(玄猪)
十一月 八日	(韃祭)
十五日	(石清尾宮庭燎祭)
十二月 八日	(針供養)
十三日	(煤払)
三十一日	(大晦日)
寛永二十一年正月 四日	受群臣歳首賀、賜盃。
六日	紀伊公及世子尾張世子邸ニ至り、太刀・折紙ヲ贈ル。遂ニ養珠院邸ニ至り、銀三枚ヲ贈ル。
七日	有若菜式。尾紀兩世子及水戸兩公子各来、新歳ヲ賀ス。太刀・折紙ヲ贈ル。有三献式。
十四日	有三献式。
十五日	台駕詣増上寺、長袴。
十七日	紅葉山ニ詣ズ、狩衣。東照宮ニ拝禮。
十八日	増上寺ニ詣テ拝禮ス。
廿日	有甲冑餅式。水戸公邸ニ至り、世子館ニ過ス。各有甲冑餅式。
廿一日	増上寺ニ詣ス。二十四日まで毎日
八月 七日	船高松ニ至ル。
十二日	群臣朝見し、新歳を賀す。
十五日	群臣朝見す。
十七日	寺僧社人及金光院朝見し、新歳を賀す。町年寄、同じ。
廿二日	茶を老臣に賜ふ(朝夕)。
廿四日	茶を諸臣に賜ふ(朝夕)。
廿六日	大須賀郷右衛門宅に臨す。恩賜有り、妻子に及ふ。
廿八日	群臣朝見す。茶を侍醫に賜ふ。
晦日	饗を諸臣に賜ふ。
九月 九日	重陽式有り。
十月 八日	玄猪式有り。
十一月 三日	大久保主計宅ニ臨ム。恩賜有り、父母ニ及ブ。
正保元年十一月 朔日	狩于大内郡引田村與治山。(『増補高松藩記』十一頁)
正保二年 正月 朔日	新歳式有り。狩衣、三献式有り。群臣の歳首賀を受く。
二日	弓馬及鳥銃初式有り。掃初式有り。夜、謡初式有り。
三日	饗を諸臣(水懸之式を勤る者)に賜ふ。
四日	新餅を供す。夜、猿樂有り。
五日	乗舟初式有り。
六日	寺僧社人の賀を受ける。金光院・克軍寺・萬濃池守、同じ。
七日	饗を金光院に賜ふ。盃を賜ふ。
九日	饗を諸臣に賜ふ。除夜式有り。
十日	饗を諸臣に賜ふ。前日に同じ。
十五日	群臣朝見す。
十九日	老臣ニ饗ヲ賜フ。
廿日	番頭ニ茶ヲ賜フ。有甲冑餅式。
廿三日	浄願寺ニ詣ル。長袴拝礼。
廿五日	諸士(馬ヲ出ス者)ニ饗ヲ賜フ。
二月 朔日	群臣朝見す。引田村に獵し、留まること八日。七日、饗を引田村に於いて組頭及郷政所四十余人に賜ふ。八日、帰城す。(鹿78頭を獲る)
十五日	群臣朝見す。金光院、謁見す。
廿五日	茶ヲ老臣ニ賜フ。朝夕。
廿六日	茶ヲ侍臣ニ賜フ。朝夕。廿八日・晦日同シ。
廿八日	群臣朝見す。法令を群臣に命ず。
三月 三日	群臣賀ヲ受ケル。有上巳式。
八日	茶屋ニ遊ビ花ヲ看ル。諸臣ニ饗ヲ賜フ。囃子有り。使ヲ遣シ、江戸ニ至リ賀ヲ拝ス。
(中略)	
七月十五日	有中元式。群臣朝見。
廿三日	寺僧社人新歳賀ヲ受ケル。
八月 朔日	群臣歳首賀ヲ受ケル。
九月 九日	有重陽式。群臣朝見。
十月 二日	有玄猪式。
正保三年 二月廿六日	諸有司感賞す(『増補高松藩記』)。

年 月 日	儀礼・儀式
五月	閣老、我が老臣を召して、その事業を褒賞す（『増補高松藩記』）。
六月十六日	大將軍久世大和守ヲ遣シ、巢鷹ヲ賜フ。
七月	公、帰藩ス。是ヨリ先六月十日大將軍ヨリ暇ヲ賜ヒ、雙鷹一馬ヲ加賜ス。恒例ト為ス。（『増補高松藩記』十二頁～十三頁）
八月	引田村に狩す（『増補高松藩記』十三頁）
十月 十日	稲木島に至り、饗を老中・大番頭に賜ふ。
廿六日	猿樂有り、饗を諸士に賜ふ。三十日、足輕・諸士の若党・郡中の政所、之を觀せしむ。
十月廿一日	新茶屋に於いて饗を老中・番頭に賜ふ。鷹・雁を放つ。
正保四年 正月 朔日	新歳式有り。二日・三日同シ。群臣の新歳賀を受く。
二日	吉書式有り。夜、謡初式有り。
三日	乗馬初式有り。
四日	新餅を供す。
五日	乗船初式有り。
六日	寺僧社人の新歳賀を受く。金光院及町年寄等、同シ。
七日	若菜式有り。
十五日	豆粥を供す。
廿日	甲冑餅式有り。
二月廿五日	移徒式有り。群臣朝賀す。
三月 十日	大獵。寺僧・町年寄・組頭に獵を觀せしむ。鹿肉を町人に賜ふ。
四月廿二日	鯨濱ニ遊ヒ諸士ニ饗ヲ賜フ。廿五日・廿六日同シ。
六月十六日	有嘉祥式。
七月 朔日	有生辰式。
十一日	有生靈魂式。
十五日	有中元式。
九月廿四日	有首途式。（四月二十六日にもあり）
十月廿三日	五月東觀、路次久能山東照廟ヲ趨拜ス。大將軍使番丹後守ヲ使ヒ、放鷹獲ル所之雁ヲ賜フ。後恒例ト為ス。（『増補高松藩記』十三頁）
慶安元年 十月 三日	肥田和泉宅に臨む。呉服五領・綿廿把を賜ふ。
五日	彦坂織部宅に臨む。肥田和泉に同しく恩賜す。
十一月十一日	遊獵して遂に有馬大学宅に臨む。朝膳を献す。
十一月廿九日	公臣高原徳寿來る。饗有り、十二月朔日同シ。十二月三日、伊座村に遊獵して、高原徳寿に行列を觀せしむ。鹿五頭を獲る。
十二月廿一日	大久保主計宅に臨む。呉服五領・綿二十把を賜ふ。
慶安二年 二月十九日	橋本大学宅に臨む。綿・塩・鶴を賜ふ。
廿二日	茶を老臣・番頭等に賜ふ。
八月廿八日	上使石川弥左衛門來りて、鷹之雲雀を賜ふ。
閏十月 二日	登城（半袴）拜謁し、帰国の暇を賜ひ、拜賜（馬・鷹）有り。
慶安四年 三月 三日	興正寺門跡使をして來らしめ贈有り、鷹條を遣わす。
承応元年 正月廿五日	登城し、白頬白鳥を献す。
承応二年 五月 五日	群臣朝見す。花畑に於いて饗を老中に賜ふ。
承応三年 七月廿三日	上使斎藤左源太來たりて鷹之雲雀を賜ふ。
明暦元年 正月廿七日	上使石川弥左衛門來たりて鷹之雁を賜ふ。
万治元年 四月廿八日	大將軍、使番加藤平内ヲ使ヒ、放鷹獲ル所之鶴ヲ賜フ。（『増補高松藩記』十九頁）
万治二年十一月廿三日	五月東觀。大將軍、使番弓削田源七ヲ使ヒ、放鷹獲ル所之鶴ヲ賜フ。後恒例ト為ス。（『増補高松藩記』二十頁）
寛文元年十二月廿二日	大將軍、奏者松平備前守ヲ遣セ、放鷹獲ル所之白雁ヲ賜フ。（『増補高松藩記』二十頁）
寛文五年 二月	頼重、頼常と共に東觀。廿八日、家光、頼重を召して放鷹親獲る所之雁を賜ふ。（『増補高松藩記』二十六頁）
延宝二年 三月廿九日	御登城、御座之間ニ於ヒテ御目見、兼々願之通、在所へ御暇被下候間、心儘に養生可仕候。慰として御掛物被下置候由上意、則御上段際へ御進み、御手つから印月江之墨蹟御拜領、猶又毎之通御鷹御馬被下置候、気色養生仕、頓而參府可仕旨上意之アリ。（実録）
延宝三年閏四月十一日	頼重、將軍家光から放鷹之鶴を賜ふ。（『増補高松藩記』三十七頁）

（『英公実録』『増補高松藩記』等より作成）

③讃岐高松藩の年中行事と儀礼

『英公実録』には、讃岐高松藩における日常的な年中行事や家中で行われた種々の儀礼に関する記録が載せられており、近世大名の武家儀礼の一端を知ることができる。年中行事は幕府の例に倣って、整備されたと考えられ、表7のように正月朔日の新歳式・三献式・吉書式、二日の掃初式・弓場初式・鳥銃初式・謡初式、四日の新餅式、五日の乗舟初式、七日の若菜式・調馬、十五日の豆粥式、廿日の甲冑餅式、廿三日の浄願寺詣、二月二十五日の移徒式、三月三日の上巳式、五月五日の端午式、六月十六日の嘉祥式、七月朔日の生辰式、七日の七夕式、十一日の生霊魂式、十五日の中元式、九月九日の重陽式、廿四日の首途式、十月八日の亥猪式、十二月十八日の除夜式、廿日の煤払式、晦日の歳暮式、このほか蹴鞠・調馬・講射などが定期的に行われている。幕府でも、大名・諸士に対する定例の御礼（將軍謁見日）は、正月三箇日、五節句（七種・上巳・端午・七夕・重陽）、六月十六日の嘉祥、十月亥の日の玄猪、それに毎月の朔日、十五日、二十八日には月次御礼の出仕があった⁽⁵⁶⁾。

正月参賀儀礼は年頭儀礼または年始儀礼といわれ、年中行事の中でも武家社会の身分秩序を包括的に示す重要な行事であった。正月元日の新歳式は、江戸では登城して將軍に拝謁し、太

刀折紙を献上した。水戸家や英勝院生母などの邸へ行って年頭の挨拶をし、在国の時は、家老以下の家臣からの賀詞を受けた。家臣が多かったので二、三日にも同様に賀詞を受けた。承応三年（一六五四）からは早朝に、直垂で克軍寺へ参り、大猷院家光の靈前に拝礼し、寛文三年（一六六三）以後は、浄願寺・広昌寺へも参り、父頼房・母久昌院の靈前に拝礼して、その後新歳式をすることを例とした。正月二日の事始式は、諸事を始めて行う式で乗馬始・弓始・鳥銃始・吉書始・謡始などが行われ、四日の新餅式には、新餅を供えた。五日の乗船始は、船に乗り始める式で、七日の若菜式には、七種の菜を汁にして食べると万病を除くので粥に入れて食べた。十五日の豆粥式には、小豆粥を食した。廿日の甲冑餅式には、正月に鎧に備えた餅を煮て食べて祝った。

三月三日の上巳式には、自分に似た人形を作って水に流し、不祥を去ることが行われた。この日、草餅を備えて祈ったところ、天下がよく治まったのを吉礼とし、桃酒を飲み、草餅を食べることも行われた。

五月五日の端午式には、蘭の湯に浴して邪気を払ったが、後菖蒲湯に入り菖蒲酒を飲むようになった。

六月十六日の嘉祥式は、嘉定とも書き、宋の寧宗の時の年号で、室町時代からかけ弓を射て負けた者が、嘉定通宝十六文を出

して食物を買い、勝った者に祝いをしたことから、十六日を嘉通(勝つ)に附会して、喜び祝う風が始まったものである。

七月七日の七夕式は、牽牛・織女の二星が一年に一度相会する夜なので、この二星を祭って織物・裁縫技術の上達を祈った。のちには恋愛や出産、音楽や詩歌の才能、書道の上達を祈った。十五日の中元式は、盆に百味の飲食を盛って、僧を供養したことから始まったもので、精霊棚を作り、棚経を読んで死者を供養した。

八月朔日の八朔は、田の実である稲が実った時節なので、たのむの意味で八朔の憑とか憑の節句と称して新穀などの物品を贈答して祝う民間風習があったが、鎌倉中期から武家の君臣間で贈答が行われるようになり、室町時代には幕府の重要な儀式になった。江戸幕府では天正十八年八月朔日に家康が江戸へ入城したのにちなみ、年始に次いでこの祝日として祝うようになった。幕府へは太刀・馬代を献上し、武家でも品物の贈答が行われた。

九月九日の重陽式は、延寿の効があると信ぜられた菊酒を飲む風があり、陽気の重なるこの日を祝い酒を飲むことが行われた。

十月上の亥の日の玄猪式は、この日に餅を食すれば万病を除き、子孫が繁栄すると言われたことから始まり、この日餅を藩主に差上げ、玄猪の祝いといって家臣にも賜った。

十二月二十日の煤払式は、煤を払い、豆腐を差上げ家臣にも下された行事である。十二月晦日の歳暮式は、追儺・鬼やらいい、中国で昔大晦日に病気を与えると考えられていた鬼を追い払って一年中の邪気を払ったのに倣って、良い新年を迎える式で、のち節分の豆まきに変わった。

このほか、月次儀礼は毎月の朔望、つまり一日と十五日及び月末の二十八日にそれぞれ登城して藩主に拝謁し、嘉祥には菓子、玄猪には餅を藩主から下賜されたと思われる。毎月の月次御礼のあとには家督相続の御礼など様々な御目見え行事が行われた。

このようにして高松藩の年中行事は、藩の諸制度や藩組織の確立などと並行して儀礼化が進み、その儀礼面の整備を通じて家臣団を統制して、藩体制を確立していったのである。しかし、儀式の主体はあくまでも藩主で、家臣たちは毎年のように行われる年中行事や儀礼に参加する中で、藩主への拝謁行為を通じて藩主との主従関係や自らの身分・格式を再認識していくところに政治的意味があった。

(二) 松平頼重の「饗応儀礼」の政治的役割

① 主従関係の構築と再確認

日本では、古代から政務と儀式とは一体不可分の関係にあり、

政治を考える上で儀礼や儀式の研究は欠かせないものとなっていた⁵⁷。高松藩では、藩成立当初から幕府の例に倣って、領内における年中行事や献上・下賜儀礼等の政治的儀礼制度を整え、家中統制や領民統治に活かしている。

初代高松藩主松平頼重は、表7のように入封間もない寛永十九年（一六四二）五月十日から十三日まで連日茶会を催して、家臣に「賜茶」を施すなど、事あるごとに茶会を通じて、家臣との関係強化に努めている。『英公実録』には「寛永十九年五月十日、朝夕賜茶於群臣。五月十一日、朝夕有茶会。五月十二日、有茶会、十三日同。（中略）九月十二日、朝夕賜茶於老臣。九月十三日、賜茶於番頭」「寛永二十年正月二日、於群臣ニ宴ヲ賜フ、大小姓・大番及其餘ノ士」などあり、定期的に格式の順に家臣を招いて茶・宴・饗会を催し、その共同飲食を通じて君臣関係の再確認を行っている。その後も、『定公事蹟』の安永五年（一七七六）六月十九日条には「近年中御入部御祝儀として御家中以下へ御料理可被下旨被仰出候、十一月十五日・十九日・廿一日・廿三日、御城ニ於ヒテ御能被仰付、御家内様方御饗、御家中の面々隠居嫡子迄、御朱印地并御領中の社人出家郷侍ども、御能見物被仰付、御料理被下、郷町にて役義相勤候者并家持町人、白砂ニ於ヒテ御能見物、赤飯御酒等被下候。同日御儉約に付、数十

年中絶致居候年頭の御禮に、御重臣ども御太刀目録、其以下鳥目披露御盃被下候義、并御謡初・嘉祥・玄猪等の御儀式、此後御作法の通被仰付旨被仰出候。廿三日、御入部の御祝儀として、総百姓共へ当月相納候御勘定米代銀、一石に付一文目宛御下げ被下、并に近年痛み百姓共へ度々に御貸被下候米六千五百石、返納御免被下候」とあり、高松藩では藩主が入封の際には、「御入部御祝儀」として料理・能見物・赤飯・御酒・米代銀の施しなどが家中以下百姓に至るまであったことが分かる。

さらに寛永二十年五月七日には石井仁右衛門宅に御成して、その妻子に恩賜の物を供して茶会を開いたり、寛永二十一年八月廿六日には「大須賀郷右衛門宅ニ臨ム。恩賜有り、妻子ニ及フ」とあり、十一月三日にも「大久保主計宅ニ臨ム。恩賜有り、父母ニ及フ」と、度々重臣宅に御成してその労をねぎらうとともに、妻子の内助の功等にも気を配っている。

また、「寛永十九年十月廿六日、巡検封内憩国分村至福江村、於福善池獲白鳥。宿宇足津村、膳白鳥賜饗於老中番頭。十一月六日、賜饗於諸士、膳所獲白鳥於領間賜茶」「寛永二十年正月二日、於群臣ニ宴ヲ賜フ、大小姓・大番及其餘ノ士。四月四日、舟遊鯛ヲ網スルヲ觀ル、紅峯麓ニ至リ、老臣ニ饗ヲ賜フ。茶ヲ賜フ。五月朔日、群臣ニ饗ヲ賜ヒ、饗畢リ朝見」とあり、領内巡検の際に

捕獲した白鳥を膳にして老中・番頭にも饗応するなどしている。併せて寛永十九年五月廿一日には、江戸芝邸で「賜盃於老臣」、寛永二十一年正月四日には「受群臣歳首賀、賜盃」とあり、老臣・群臣らに対して「賜盃」行為を行っている。

松平頼重自身も将軍家に対して、寛永十九年（一六四二）十一月廿八日に「遣使彦坂織部至江戸賀歳暮及新歳有進献、進献之品従水戸公指揮」、翌年六月二日には「登宮、大將軍ニ謁シ、献スル所有リ。後恒例ト為ス」と、献上儀礼を行っている。それに対して将軍家からは「正保三年六月十六日、大將軍久世大和守ヲ遣シ、巢鷹ヲ賜フ。七月、公帰藩。是ヨリ先六月十日大將軍暇ヲ賜ヒ、雙鷹一馬ヲ加賜フ。恒例ト為ス」とあり、参府・帰藩の折などには鷹や馬を下賜されていたことが分かる⁵⁸。

このように近世の献上・下賜儀礼は、藩領内だけでなく将軍家を中心とした全国的な幕藩体制を維持継続していくための献上システムの流れに沿って、上位者に献上されるとともに、必要に応じて、その一部が下位者に下賜されていたのである。高松藩でも、遊猟や舟遊・川遊を通じて獲た鳥類や魚介類が饗応儀礼に使われたものと推測される。

『英公実録』によれば、寛永十九年閏九月廿三日条に「浄願寺蔡ニ於ヒテ英勝院ノ千部法会ヲ行フ。廿七日ニ至ル」とあり、以

後祥月命日の廿三日には必ず浄願寺に詣でて英勝院の主を拝している。英勝院は徳川家康の側室で、家康はもちろん二代将軍秀忠や三代将軍家光からも信頼が厚く、家康との子市姫が四歳で亡くなるなど、水戸藩祖である父頼房の養母となり、頼重の誕生や将軍家光への謁見、大名への取り立てなどで尽力をした人物である。

頼重にとっては、祖父家康に繋がる恩人であり、その霊を家臣を従えて丁重に弔うことは、自らが徳川将軍家に繋がる正統な藩政継承者であることを自他ともに認めさせる政治的効果と主従関係を再確認する意義があった。このように頼重は、徳川将軍家及び父頼房に関係した葬儀・墓参儀礼や領内有力社寺への参拝儀礼を家臣随行で行うことによって、その都度藩主権威と主従関係の確認をしっかりとしたのである。

国替に伴って、新藩主は前藩主が旧家臣・領民との間で創り出してきた主従関係を、改めて構築しなければならなかった。この再構築は、将軍への御目見・拝謁、朝廷からの任官、将軍からの大名取り立て、領知宛行状の交付などの一連の過程を経てはじめて、正式に新藩主として認められ、家臣・領民もそれを承認することによって、両者の主従関係が安定的なものになるのである。従って、新藩主は領内に入ると、遊猟や舟遊などを通じて新領地・領海を把握するとともに、領民に対しては新藩主の権威と力

を示し、家臣に対しては年中行事や賜茶・賜饗などの下賜・饗応儀礼を通じて主従関係の再確認をしてみたものと考えられる。

② 領内統治機構の整備と領内支配体制の確立

頼重は讃岐高松に入封すると、高松城の修復や上水道を敷設して城下町の整備に努めるとともに、慶安四年（一六五二）には「法令十三か条」、寛文四年（一六六四）には「諸士軍役人数割」を定めて家臣団編成と家中統制を行い、寛文五年から同十一年までの「亥ノ内検地」や同十二年の「山検地」などを通じて前代の遺制を一掃して新しい藩の財政や藩士の俸禄制度を確立するなど、藩体制の確立と領内統治機構の整備を進めている。その際にもこれらの表の改革と併せて饗応儀礼などの機会を通じて、改革を実現するために家臣や領民に対して領内統治の正統性と主従関係の再確認を行っている。

高松藩では毎月朔日・十五日・廿八日には群臣を集めて朝見するとともに、『英公実録』によれば、正月朔日には群臣から、六日には金光院・克軍寺など社僧社人や満濃池守、町年寄などから新年の賀を受けることを恒例としていた。後代になるが、文化元年（一八〇四）と文化七年には、町方の町年寄・売上人・出入町人に対して、次のような献上・着座に関する触れが出され、献上儀礼の再確認を通じて町方支配や身分秩序の徹底化が図られてい

るところから推測すれば、頼重時代にも家格・格式に応じて御目見の日時や着座の場所を変え、身分秩序を目に見える形で形成していったものと思われる⁵⁹⁾。

御目見ニ罷出候町年寄并御売上ケ人・御出入町人共都而惣献上、座席之義文化元子十二月相触候通、町年寄共着座其次江御売上人・御出入町人共可罷在事之間、右之心得ニ而着座致、尚例年之出来之者共江も此段急度申聞置候様可仕候、但町年寄共茂古役之者より次第ヲ付着座可仕候、弥明六日年頭御礼被為請候間朝六つ時已前町奉行所江相揃可申候、尤例年出来之者共江も右同断役所迄罷出候様可申通候、刻限油断有間敷候、以上

（文化七年）正月五日

朝倉十左衛門

また、『英公実録』には「正保二年二月朔日、引田村ニ獵シ、留ルコト八日。七日引田村ニ於ヒテ組頭及近郷政所四十四人ニ饗ヲ賜フ」とあり、頼重は、地方役人に対して、狩猟の際に近郷の政所・組頭を集めて饗を施す「賜饗」行為を行っている。

近世前期になると、各大名は広い意味での公儀の構成員となつて単に軍役を果たすだけでなく、近世的な治者として変身せざる

を得なくなつた。幕藩政治も武威による支配から儀式典礼（儀礼）を支配の装置として利用するようになり、その時点から儀礼は政治と無関係では成立しえなくなつた。このような政治文化や意識の変化に伴い、幕府や藩の行事の中に様々な象徴的儀礼が生まれ、社会集団の統合や序列化のための装置として政治的に利用されていくようになった。様々な儀礼の執行には、その参加形態に応じて社会内部の身分関係を整理して、参加者に執行者の權威を知らしめる役割を果たした。例えば、献上儀礼における贈答行為は、モノを贈る側の主体的な判断によるものではなく、幕府が諸大名などの家格・身分に応じて、献上・贈答の品物・数量を取り決めていた。藩領内でも藩主が家臣や町方・地方など地域社会に対して同様に行つたと考えられ、献上品は献上されることによつてその役割を終えるのではなく、時に共食の対象や下賜品ともなつて幕藩制的身分秩序を形成するための装置となり、幕藩支配体制を支える機能を果たしたのである^⑥。『穆公遺訓諸役書記』（『香川県史』の資料編・近世史料Ⅰ）によれば、高松藩の贈答儀礼を司る役職として、御用人の下に「御贈答方」が置かれていたことが分かる。

大名の諸献上は將軍と大名との主従関係に基づくもので、軍役・勤役・役儀と同様に、大名の責務であり、所領安堵に対する

奉公の一つとされていた。すなわち、幕府への産物献上は諸大名が所領安堵に対する円滑な領内支配の証として全国統治者である將軍へ献じたもので、御鷹の獲物の下賜は、將軍による山野支配権の象徴と捉えられていた。そこでは産物献上儀礼と御鷹の鳥等の下賜儀礼は一对のものと考えられており、鷹狩は領主が行う象徴的行為であり、頼重が行つた「遊獵」行為もこのような大きな流れの中で捉えることができる。また、産物献上儀礼をめぐる贈答行為の背景には、幕府と藩、藩と地域社会という支配関係の重層性が存在し、讃岐高松藩における鯛・鯖子・串海鼠などの月次献上と浦に対する漁業権の保障とは密接な関係があつて、献上儀礼そのものが幕府・藩・地域社会の隅々に至るまで幕藩体制を浸透させる政治的儀礼システムであつたといえる。そこに頼重の「舟遊」や「魚網」などは象徴的行為として関連していたものと思われる。つまり、産物の贈答・下賜儀礼は領主支配や山野河海支配の在り方の反映でもあり、領内産物献上システムの構築と藩体制の確立とは連動していたと考えられる。

③高松藩における鷹をめぐる贈答儀礼と鷹の鳥の下賜儀礼

江戸時代には、鷹が時の権力の象徴的な存在として位置づけられ、將軍の所有物である鷹は特に「御鷹」と呼ばれ、「武威」の象徴とされた。また、將軍から諸大名へ贈られる公的な鳥は「御

鷹之鳥」と呼ばれて、家格によって拝領の基準が定められていた。「御鷹之鳥」には鶴・雁・雲雀の三種類があつて、それぞれの家格や官位官職に応じて下賜されている。例えば、『公儀向聞書』（国立国会図書館蔵）には「鶴拝領 一、国持之外鶴拝領松平讃岐守頼重・保科筑前守」とあり、国持大名以外で鶴を拝領できた者は高松藩の松平頼重と会津藩の保科正経だけであつた。このように「御鷹之鳥」は家格を反映して、將軍と自己の家の關係を象徴的に物語る存在であつた⁶¹。（傍線部は筆者。）

鶴拝領

- 一、御両殿、御三人方、国持衆少将以上、在府勿論、雖在国宿繼を以被遣之、天和二年より宿繼にて被遣事止之、但御三家江ハ被遣之。

- 一、国持衆為侍従人、在府之時計鶴拝領之。
- 一、国持侍従之人も家督相続以後五・七年之内者雁拝領之。
- 一、国主之外鶴拝領、松平讃岐守頼重、保科筑前守。（下線部は筆者）

- 一、保科肥後守隠居、井伊掃部頭任職、藤堂和泉守隠居、上使二而鶴拝領。

- 一、雅楽頭於 御前鶴拝領、阿部豊後守隠居へハ或上使或息

播磨守江 上使二而鶴拝領。

- 一、国持之総領四品以上拝領、尤父江戸之時も被下之、右之外御門葉雖侍従以雁拝領、老中、若年寄、御城代、松平美作守、酒井河内守於 御前雁拝領、京都所司代以宿繼遣之、国持並之衆、四品衆、御譜代之城主拝領之、詰衆、寺社奉行、奏者番衆於殿中拝領之、外様大名二而南部大膳大夫隠居、立花紅雪鷹拝領也、天和二年より四品以上計拝領、南部大膳大夫ハ如先規五位二而被下之。

雲雀

- 一、御両殿、御三人方、国持衆、御連枝方、御譜代衆城主之分、并女中二而松平新太郎母儀、同人内室本多中務大輔娘、天樹院様御腹、松平安芸守内室加賀中納言息女也、中納言内室ハ天樹院様御妹台徳院腹也、御両殿并紀伊御簾中江被遣之、但天和二年より御三家并甲府殿、千代姫君様計被遣之、其外相止。

『職掌録』（『新訂増補史籍集覽』第十二冊、臨川書店、一九六七年）の溜詰の項には「国元御暇の時御馬御鷹を賜ひ御座間に於て謁見す」とあり、溜問詰大名は、参勤交代の暇による帰国に際して將軍から鷹を下賜されることが恒例となつていた。高松松平家の系譜『松

平家記』(内閣文庫蔵「松平家記」卷之中)には、「是ハ大猷院殿より御免許にて、元祖頼重以来道中筋何れの領地に構なく鷹遣ひ来り、尾紀水三家の外例無之義にて代々眉目に仕候へ共」とあり、初代頼重以来、將軍から參勤交代時に「道中筋何れの領地に構なく鷹遣」うことが許可され、それを高松松平家では「眉目」なことと認識していたことが分かる。また、高松藩や彦根藩のように將軍から鷹を拝領した藩では、帰国後に領内で鷹狩を行い、そこで捕獲した鳥を「御鷹之鳥」として將軍への献上や幕閣への進呈が行われた。すなわち、この当時、鷹拝領から、領国での鷹狩、「御鷹之鳥」の献上、献上後の祝儀・祝宴に至るまでの、鷹の贈答をめぐる一連の儀礼が成立していたことが分かる⁽⁶²⁾。また、將軍自身も鷹狩を行い、獲た獲物を諸大名に下賜した「御鷹之鳥」については、国元での拝領の方が厚礼で、藩主は家中への盛大な「御振舞」の場を設けて共同飲食の儀礼を行った。このような振舞の場と饗応儀礼は、將軍と藩主との特別な関係を誇示する場であると同時に、家臣や町人に対する恩恵となつて藩主の權威を増し、藩主を中心とした家格的序列を再確認させる場となるなど、身分制社会維持の大きな役割を担っていた。一般に下賜儀礼は主従関係など身分秩序の維持に関わるもので、饗応儀礼は藩内社会集団への帰属意識を高めるものであったが、幕藩体制の確

立期に合わせて両者は一体的に機能するようになり、一つの儀礼として定着するようになったものと考えられる⁽⁶³⁾。

高松藩主は伝統的に鷹好きで、鷹を弘前藩の津軽家に度々「御所望」している。例えば、『弘前藩庁日記』によれば、高松藩の松平頼常には延宝三年(一六七五)九月二十五日から貞享元年(一六八四)十一月四日までの間に、ほぼ二年に一度の間隔で鷹を進呈しており、鷹の贈答を通じた大名間の幅広い交際関係を見て取ることができる⁽⁶⁴⁾。鷹には權威の象徴という側面と慶事・祝事に適したものという側面があり、贈答儀礼を通じて藩主と家臣という主従(タテ)関係の確認や、大名間における贈答を通じた交友(ヨコ)関係の構築にも大きな役割を果たしていた。すなわち、鷹をめぐる贈答儀礼は単なる一対一の贈答行為で終わるのではなく、その背後には鷹狩によつて獲た諸鳥の下賜・献上儀礼やその鷹の鳥の饗膳儀礼、鷹狩の際の供奉者・休息所への褒美の下賜儀礼などが重層的に繋がっており、その儀礼体系を駆使して藩体制の確立と幕藩制的な身分秩序の形成が行われていったものと考えられる。

四 藩政成立期における藩主の「鶉鷹逍遙」的行為の政治文化史的意義

(一) 領域(領土領海)の掌握

① 鷹狩による軍事訓練と御留山設定による領国支配の拠点づくり
頼重の祖父家康は、鷹狩の効用について次のように説いていと伝えられている。『中泉古老諸談』(『東照宮御実紀』附録巻二十四)には「おほよそ鷹狩は遊娯の為のみにあらず、遠く郊外に出て、下民の疾苦、土風を察するはいふまでもなし、筋骨労働し手足を軽捷ならしめ、風寒炎暑をいとはず奔走するにより、をのづから病など起ることなし」と民情視察とともに健康保持のためとし、大道寺友山の『岩淵夜話別集』(内閣文庫)には「おほよそ鷹狩はたゞ鳥獸を多く貪らん為のみならず、無事の時なりとて、上下共に身を安佚に取ては、手足たゆみておのづから急遽の用に立ぬものなり、されば鹿狩鷹狩などして、上も下も身をならし、乗物をすて、歩立にあんり、山坂を凌ぎ水流をかちわたりし、さまざま労働して身体を堅固にするなれ、かつは家人等剛弱の様をかうがへ見るにも便なり、家人もまた奔走駆馳するによりて、歩行達者になりて物の用に立なり、か、れば大名の狩するは全く軍法訓練のためなり」とあり、狩猟による軍事訓練の機能の

効能を説いている。このほか『東照宮御実紀』などの記事によれば、鷹狩の目的は①民情視察②軍事訓練③身体鍛錬④家臣団知行所支配の実態把握⑤家臣等の剛弱究明⑥色欲調節⑦士風刷新とその高揚⑧他領国の情勢探索⑨地方支配の拠点づくりなどがあり、多岐にわたっている⁶⁵⁾。

国替領主として讃岐高松に入封した松平頼重の場合は、一早く領内統治体制を築く必要があり、連日のように「遊獵」に出かけているが、その意図するところは第一に領内状況の実態把握と民情視察、第二に藩士の心身を鍛錬して戦時に備えての軍事訓練を行うとともに、藩政成立期において圧倒的な軍事力を領内に誇示することによって重要な地方支配の拠点づくりを行うことにあると推測される。特に鷹狩は將軍や大名の権威と統治権力を象徴する行為であり、政治的に重要な役割を担っていた。すなわち藩主が鷹狩に出掛けることは、その土地の所有関係を超越した支配権掌握を地元へ承認させるとともに、鷹狩によって捕獲した獲物を家臣や領民に振舞うことによって、彼らに主従関係や上下関係を再確認させるという政治的儀礼の意味を持っていた⁶⁶⁾。

鷹狩の中でも、特に軍事訓練の要素が強かった鹿狩は平時における戦の演習でもあり、大勢の藩士や地域農民を動員して行われる軍事的デモンストレーションであったと考えられる。鹿狩は実

際の戦陣を模して行われ、騎馬隊や鉄砲隊を繰り出して大規模に行われたが、事前に近隣農村に周知して狩場の整備や村々の百姓から勢子を動員するなど地域社会や領民を巻き込んで大掛かりに行われたところに政治的意義がある。また、その際に造られた御殿や御茶屋などの休宿施設や整備された御成街(海)道などは、いざという時の軍事施設や軍事道(海)路としての側面を持っていたと思われる⁶⁷⁾。こうして頼重は、鷹狩や鹿狩を通じて地方支配力を拡大・浸透させ、領内統治体制すなわち藩体制を確立していったものと考えられる。このような鷹狩のもつ歴史的性格と政治性は、土地の領有関係にも影響を及ぼし、藩主が鷹狩を行う狩場では、領民の用益権は制限され、藩主の用益権のほうが優越した。この事実を実際に鷹狩を行うことで、可視的に示すとともに、その管理や鷹狩・狩場に係る諸物資の上納義務を地元農村に課したのである。

『英公実録』には「寛永十九年」十月廿六日、封内ヲ巡検シ、国分村ニ憩ヒ、福江村に至ル」とあり、頼重は高松入封以来初めて領内巡検に出掛けているが、その後も各地に「遊獵」「舟遊」「川遊」の名目で「封内ヲ巡視」して領内の地理や民情の視察把握に努めている。中でも引田には「寛永十九年(一六四二)八月廿日、引田山ニ獵シ」をはじめとして毎年のように来て狩猟を行うなど、

「遊獵」に二四回、「舟遊」で四回の合計二八回も訪れている。これは頼重の「鵜鷹追遙」場所としては最大の回数で、頼重が阿波国との国境にあった引田をいかに政治的に重視していたかがわかる。引田城は、天正十五年(一五八七)に生駒親正によって海に張り出した城山の山頂に築かれた平山城で、中世以来瀬戸内海の海運・流通の中心地であった引田港と一体化したところに特徴があり、讃岐で最初の本格的な総石垣づくりの織豊系城郭でもあった。しかも引田の与治山には戦国時代に寒川氏の出城があり(『南海通記』)、歴史的にみても讃岐高松藩の統治には見逃すことのできない重要な地域として認識していたものと思われる⁶⁸⁾。従って頼重は、この国境沿いの要地を敢えて「遊獵」や「舟遊」の地として選び、陸上のみならず海上からも掌握しようと考えたものと推測される。併せて前藩主生駒氏が整備した城下町や政策に楔を打ち込み、新領主としての権威・権力を誇示するために、頼重は与治山遊獵の際に宿舎としていた積善坊に寺領十石を寄進したり、海上安全のために引田沖の通念島弁財天を再興して社領を寄進するなど、新しい国境の町づくりに対する布石を打っている。

高松藩では、慶安四年から安永七年にかけて御林という御直山、狩場としての御鷹山、羚羊保護のために設置した御留山という形で直轄林を設けるなど、林野制度の整備を行っている⁶⁹⁾。例

えば、高松市塩江町の竜王山は『全讃史』に「鷹林山 香東郡安原の奥阿讃の交に在り」と記されて御鷹山または鷹林と呼ばれ、高松藩主の鷹場であったと伝えられており、明暦二年（一六五〇）には鹿狩の場であった志度小田の官府山に、立ち入り禁止の制札が立てられ御留山の扱いを受けている⁽⁷⁰⁾。

明暦二年八月十日

一、官府山制札板五枚、小細工所江申越消せ、高嶋甚左衛門所より断被申故書せ、甚左衛門江相渡申候。是ハ官府山御殿之近所東西南北江一切出入仕間敷候由文言也。

官府山の近くには寒川郡鴨庄村の大串山に御林と牧場が設けられ、『英公外記』によれば、寛永二十年（一六四三）に「大串山（寒川郡鴨部下庄村）を牧として駒御放被成候」とあり、頼重時代から軍馬の供給地となっていて、これらが一つの線として結ばれていたことに頼重の明確な意図を感じる⁽⁷¹⁾。また、万治三年（一六六〇）には鹿狩の前に、根来山・乃生崎・木曾の一带に対して狩猟の禁止を申し渡して禁猟区とするなど、「遊猟」に関連付けて領内への支配力を強めている⁽⁷²⁾。

万治三年正月十四日

一、根来山乃生崎木曾ニ而鹿打申義、只今迄御免ニ而候得共、兎角鹿も打尽シ候事も不罷成、又鳥杯ヲ打申候事も在之様風聞之由、平山左右衛門、矢野次郎右衛門御老中江申達候ニ付、自今以後御法度之由申触候得と、御老中被仰候ニ付、御家中触状廻シ候。

留山の基本的性格は鉄砲打ちと森林伐採の禁止であったが、この留山制度とともに、鷹が巢を纏ふ山を鷹巢山として保護し、入山を制限して樹木の伐採を禁じる⁽⁷³⁾。鷹の巢の保護と巢鷹の獲得を目的としていたが、鷹巢山はもともと巢鷹の供給源と用材供給源としての機能を持ち併せていたので、鷹巢山と留山とは一体的に捉えられていた。高松藩には「鷹の巢」（琴南町仲野）という地名や「鷹の巢山」（綾上町）という山が現存している。

このように新領主である頼重は、領内山野支配の拠点となる狩場や留山・巢山の指定を通じてその拡大を図ることで、領国支配と藩主権力の伸張を目指していったのである。

②舟遊による水軍編成と西国・中国監視の役割

頼重は、寛永十九年（一六四二）二月二十八日に將軍家光から

讃岐高松への転封と「西国・中国ノ目附タラムコトヲ欲ス」（『英公実録』）との命を受けて、同年四月二十四日には前藩主生駒家の船団四十三艘を受取り、五月二十八日の讃岐入封に際しても紀伊徳川家から軍船二艘を贈呈され、頼重自身も入封と同時に二艘の大船を建造するなど、幕府の西国・中国監視役として必要な船団の編成と装備体制の充実に努めている。そして入封後は、六月二十七日を皮切りに翌寛永二十年五月二十日までの約一年間に合計五十二回の「舟遊」に出掛けている。この「舟遊」は、『英公実録』の寛永十九年七月廿日条に「舟遊シテ、諸島ヲ検ス」とあることから、単なる娯楽ではなく、領内の島及び沿海状況の調査を主目的にしていたことが分かる。頼重は、十月二十六日の「封内ヲ巡検シ」に先立って、この「舟遊」による諸島巡検と沿海状況の把握を優先したものと考えられる²⁸⁾。このように頼重の「舟遊」には、領国支配の基礎となる領海・領域の実態把握という対内的な要素と、幕府から命ぜられた「西国・中国ノ目附」としての役割を果たすために領地近海の海上情報を把握し、瀬戸内海沿岸航行ルートの確認という対外的な要素の二つの要素があったと考えられる。

また、この「舟遊」は家臣を率いて船団を編成して行われたと思われる。「舟遊」の後には「老臣・番頭」などを饗応する催しを行っている。このように頼重が入封直後から頻繁に「舟遊」を行った

背景には、船団を組んで領内沿海地域に海上示威行動を行うことで、新領主の海上支配権を領内各地に誇示するとともに、西国・中国の監視役として瀬戸内海航行ルートの把握と水軍力の維持増強を図る必要があったのではないかと推測される。

讃岐高松藩にとって自らの領海の実効支配と西国・中国の監視役としての役割執行のために、常に水軍力の維持増強と操船技術の水準維持に努めなければならない努力義務が課せられていた。その義務を果たすために、寛永十九年の『讃州高松分限帳』には、船大将渡迎大和の下に船頭十二人と江戸から召連れた船頭四人がいたことが分かる。このほか高松藩には、この頃、兵農分離や検地等の実施によって農村の「村」（地方）とは別に、漁村の一部に「浦」（浦方）が設けられ、漁業とともに藩主の帰城や参勤交代などの際に水主役を出す水主浦が三八ヶ浦、運上銀を貢納する運上浦が二五浦に設定されている。それぞれに浦役人が置かれて水主役や運上銀が徴収され、その代わりに漁業権が認められたのである。水主役には本水主と賃水主があり、高松藩の水主数は、本水主が十八浦・三三九人、賃水主が三八浦・五九九人であったが、特に水主数が多かったのは香西の二八人、引田の二二三一人、志度の一〇九人、津田の八〇人、庵治の七〇人などで、頼重が「舟遊」で立ち寄った浦と符合する。慶安元年（一六四八）十

月には、島廻りと称して船奉行以下の家臣を随行して中国地方沿岸地域を経て九州までの視察巡航を行っている。このようにして高松藩は藩体制を確立させる過程で、漁業運上を負担し、または水主役を勤める「浦」を新たな成立させて領内的に水軍力と財政力を支える体制を整えるときにも、西国・中国の監視役という役割を見据えて支配領域はもちろんのこと瀬戸内海沿海状況にも目を光らせたのである⁽⁷⁾。頼重は、延宝元年（一六七三）二月十九日に隠居願いが許されて帰国するに当たり、將軍家綱に七か条の献言上書をしているが、その中に次のような条項が見られる。「一、異国船罷り越し候節、その場所へ諸大名罷り出候義、いかがに存じ奉り候。海辺の諸大名は、領分の浦々仕置よく相守り罷りあり、浦辺これなき領主の分、御下知を以て寄り船の場所へ、御手当仰せ付けられて然るべきと存じ奉り候事」とあり、外国船が来航した場合、海辺の諸大名はそれぞれ自分の領分の浦々を十分取り締まっていると述べており、高松藩においても沿岸の警備体制が整っていたことが分かる。

③川遊による領内支配領域の拡大と御留川指定による御用鮎確保システムの確立

頼重は、高松に入封した寛永十九年（一六四二）に「一、同（七月）廿二日、香東川江御出被成候ニ付道ニ而鳥三ツ御鉄砲ニ而御

遊、夫ヨリ香東川ニテ鮎御取り、音川迄被成御座夜五ツ御帰り御殺生之鮎七百程ナリ」（『英公日曆二』）とあるように、以後「川遊」と称して香東川とその流域の音川・岩部川・鮎滝、午房（御坊）川、山田川、坂田川、飯田川、滝宮川に合計二九回出掛けている。鮎漁を目的としたものが多かったと思われ、捕獲した鮎の数まで細かく記録している点からみれば、高松藩においても「遊鮎」における鷹や「舟遊」における鯛と同じように、「川遊」における鮎は特別な存在であったことが分かる。大量の鮎を必要としたのは、藩主の御膳用だけでなく、家臣や各方面への贈答儀礼等に使われたものと思われる。そのため、高松藩では鮎の獲れる川を藩の御留川として指定するとともに、鮎を御留魚に定めて、その捕獲を禁止するなどして領内の鮎の確保に努めている。このように領主による鷹狩や川狩は、領内の山野河海の用益権や贈答儀礼とも密接な関係を持っていたと考えられている。

高松藩では、承応二年（一六五三）四月に香西川に対して御留川や御留魚に関する制札が出され、明暦二年（一六五六）八月にも御坊川に同様の制札が立てられていたことが分かる⁽⁸⁾。御留川は、江戸時代に河川・湖沼のうち、御用魚を確保するために藩主の川漁の場として一般漁師の立ち入りを禁止した場所で、運上金を支払うことで操業が許可され、運上場と呼ばれることもあつ

た。

承応二年四月

札

一、於此柴山ニ、万下木ともニほりとする間敷者也。

巳四月日

一、是より川上ニおいて、一切魚とる間敷者也。

巳四月日

一、此川筋ニおいて、一切魚ヲとるましき者也。

右之鮎川札香西川ニ立申し候。

右建札、夫々代官江相渡申候事。

明曆二年八月廿四日

一、御坊川ニ建申候魚取申間敷之札、八月廿三日迄ハ建候

歟、同廿四日何者歟取り候哉見江不申候由、所之者申来

候間、前方立申候通ニ調、窪谷作兵衛方江遣シ申候。

また、明曆二年八月、同三年七月には領内の溜め池に対しても

御留池の制札が立てられている。

明曆二年八月十八日

一、北条郡福江池、此前より建申札古ク罷成候由ニ而諸殺生

禁制壹枚書セ、并宇足郡川津村蓮池、是ハ当月より白

鳥付申候由ニ而、初而諸殺生禁制之札壹枚建申候。

明曆三年七月廿六日

一、小掛池 一、小田池 一、平池 一、立万池 一、条池

一、三谷池 一、神内池 一、城池

一、坂瀬池 一、男井間池 一、女井間池 一、蓮池。

右之池々ニ而魚取り間敷き由、札御立成され候間、若し相背

くニおゐてハ過料出申すべく候、主人ハ申すに及はず并下々

子供ニ至る迄、其の町切ニ裏屋借屋之者迄急度申し付くべく

候。則所々百姓共夫々宿まで付け届ニ参り候様ニ仰付けられ

候間、堅く相守るべき者也。

香東川筋（香東川・音川・岩部川）の鮎も御留川・御留魚に指

定されていたことが、別所家の『文化二丑年・丑年御用留・七月』

（香川県立文書館蔵）に「文化二年（一八〇五）七月六日、香東

川筋鮎之義ニ付安原下村政所七左衛門へ被仰出候事。香川郡兼安

原下村政所 七左衛門、香東川筋鮎、当年者御留主之段ニ下し川

ニ被任せ」とあるところから分かる。香東川筋の鮎漁は、同家御用留に「鮎数凡式万之積、当年鮎育方」とある通り、高松藩の中では最も重要な場所であったので、頼重は香東川筋の音川と岩部に別荘を造るとともに、度々鮎獲りに訪れている。従って、その鮎漁には庄屋をはじめとして地域社会を巻き込む形で大掛かりに行われたと思われる。例えば、御留川への藩主の「川遊」としての御成は、地域編成あるいは地域秩序の再編とも関係して、これまでの領民の既存権益を制限する形で藩主としての権威と権力を地元領民に誇示するとともに、藩の饗応儀礼等に使用する御用魚を確保するための重要な儀式の場でもあったので、扶持米を支給して御用鮎を確保するシステムを構築し、御成場所の整備にあたっては、周辺村落から人足を出させるなどして、「川遊」を通じて領内支配領域の拡大と御留川の指定による御用鮎確保システムを確立していったものと考えられる。この扶持米制度は、やがて別所家文書『文化二丑年・丑年御用留・十一月』に「同（十一月）十一日、安原川筋瀧張鮎連上銀請取申願之事」とあり、運上銀制度へと変更されていくのである。

（二）領国支配の正統性の確保

①狩る王の系譜と食す国の伝統

a 狩る王の系譜

古代中国の帝王は野獸を狩り、それを神への犠牲にしたときれ、「中原に鹿を追う」とは帝王が遂行すべき国家的な祭祀の犠牲として鹿を確保することで、それが王権の争奪を意味するようになったと伝えられている。また、戦争と近似する狩猟は、帝王の軍事力を誇示する行為でもあった。

日本でも『日本書紀』に狩猟に関する話が多く見られ、雄略天皇四年二月条には、葛城山で一事主という神と鹿狩を楽しんだ雄略天皇は「徳の有る天皇だ」と評され、天皇にとって狩猟は神との交流であり、そこで自然の力の象徴である野生動物を捕捉することが、そのまま社会の秩序を創る権力の源泉となったのである。桓武天皇の頻繁な狩猟は、平安京周縁の神々と交感して権力の及ぶ範囲を都の郊外にまで拡大していくという政治的な行為でもあったと考えられている。

また、野に出て神意を占う「祈狩」で良い獣が獲れば、戦争に勝利すると考えられていたので、狩猟は戦争とも直結し、律令国家では鷹狩が軍事の一部として位置付けられていた。武家政権になっても源頼朝は、建久四年（一一九三）に富士の裾野で大規模な巻狩を行い、統治者としての資格を神に問うている。室町時代には鷹やその獲物の献上・下賜儀礼化が進んで重要な政治文化

となり、信長や秀吉もこの先例を引き継いで朝廷の伝統的な権威を利用しようとしている⁽⁷⁶⁾。家康も自ら鷹狩を好んで行い権力者の実力を直接内外に示するとともに、鷹や鷹の獲物の献上・下賜儀礼をそのまま支配を象徴する国家的な儀礼として定着させて幕藩体制の維持強化に努めている。

頼重が国替領主として高松に入封して以来、連日のように「遊獵」に出掛けた政治的文化の背景には、このような「狩る王」の系譜があったと思われる。頼重が「遊獵」の中でも特に鹿狩を好んでよく行ったのも、鹿が王位を表し、鹿狩が戦争とよく似た狩猟形態であり、古代から権力者の軍事力を誇示する行為であったこととも関係していたと推測される。狩猟を通じて山の神と交流して自らの統治者としての資格を確認するとともに、家臣団や地元領民を動員して鹿狩という名の大規模で実戦的な戦時演習を行うことで新領主としての実力と正統性を明示的に表現したものと考えられる。

b 食す国の伝統

中国の『書経』周書洪範には「八政。一は食と曰す」とあり、「食」は国政の八大業務の筆頭に挙げられている。また、古代日本でも「食国（おすくに）」という語がしばしば文献に登場する。岡田精司氏は「各地から」献ぜられた、支配者の象徴としての神聖な食事

を高御座に坐した天皇が食べることにこそ（ヲスクニ）の実態があった」と述べ、八世紀頃には天皇が統治する国を「食国」と称したとしている⁽⁷⁷⁾。九世紀の説話集『日本霊異記』（下巻、第三九縁）には、「食す国の内の物は、みな国皇の物なり」とあり、王が国内の獲物を「食す」ことが重要で、「食す」ことそのものが統治を意味していた。そのため、各地の産物（山野河海の動物を含む）を貢納物として都に集めたのである。八世紀の『風土記』や十世紀の『延喜式』には諸国から納められ物産が多数記載されている。『延喜式』によれば、讃岐から交易雑物として鹿子皮が十五張、鹿革が二十張、年料雑薬として鹿角が五具、鹿茸が五具、貢進されしており、平安時代には狩猟が盛んであったことが分かる⁽⁷⁸⁾。

天皇は、これら地方から貢納される獐贄の鹿や猪を食さねばならなかった。それが天皇の地方支配を形式的、儀礼的に確認することでもあったためである。このように野生動物を狩ることが王の権力の源泉となり、また、その獲物を食することで政治的支配権を確認するという、動物を仲介とする政治は、武家社会になっても引き継がれ、特に鷹や鷹の鳥をめぐる贈答・下賜儀礼は連鎖性をもって身分の上下関係の確認や社会的秩序の形成に大きな役割を果たした。

このような食す国の伝統を踏まえて、頼重も領内で度々「遊獵」

や「舟遊」「川遊」を行った後で、そこで獲れた獲物などを自ら食するとともに、重臣や地元庄屋等を招いて下賜・饗応儀礼を催し、藩主の領域支配権と主従関係の再確認を行いつつ新領主としての支配の正統性を確保していったものと考えられる。

②領国支配者の条件

ドイツの社会学者マックス・ウェーバーは、支配の正当性に関する三類型として伝統的支配、カリスマ的支配、合法的支配を挙げている。幕藩領主の支配はこのうち伝統的支配の段階に属し、支配者の持つ伝統や家系・身分などに基づいて被支配者を服従させることで権力の正当性を担保したのである。正当性とは正しいかどうか、正統性とはその正当性の判断が正しい根拠や権限に基づいているかどうか、についての概念で、政治権力が権威化するための条件と言っている。そのため、正当性は「当たる正統性」、正統性は「統べる正統性」と呼ばれている¹⁹⁾。

日本の近世における正統性とは、血統の正しさと武家社会の伝統を正しく伝えていくことで、幕藩権力や幕藩体制が正当な権威に由来することを意味していた。幕府支配の正統性は、朝廷から征夷大將軍に補任することで付与され、それによって幕府は正當に公権力を行使する「公儀」となったが、領国支配の正統性は、その將軍から御目見の上大名として取り立てられることに

よって、初めて正當に藩主としての権力と権威を認められたのである。さらに政治的支配は、権力や強制力だけではその安定性を確保することはできず、被支配者側からの服従の同意を必要とした。その同意を得るには支配を正當なものとして受け入れさせる根拠としての正統性が必要であった。併せて武威による支配が内在化して、儀礼が支配のための装置として不可欠となり、そのような政治的儀礼が集団の統合や社会内部の身分関係を整序化するとともに、儀礼執行者の権威を知らしめて地域秩序を構築するために利用されるようになった。

例えば、頼重は、参勤交代時に將軍から「御鷹」を拝領した後、在国中に鷹狩を行って家臣らに饗応儀礼を施すことで、將軍権威と領国統治の正統性を意識させ、同時に藩主への忠誠心を醸成したのである。また、年中行事や贈答・下賜儀礼、饗応儀礼などを通じて統治者への同一化や連帯意識の強化を図ろうとしている。さらに領内の寺社や町方・村方には政治組織より古く儀礼組織が存在しており、併せて儀礼には領国統治のための象徴的装置が備わっていたので、それをどう扱うかは領国支配者としての藩主の重要な要件の一つであった。頼重は、領国支配に必要な寺社には所領を寄進して保護し、その信仰圏内を支配下に治めるとともに、町方・村方役人層には時機に応じて饗応して、領国経営への

協力者に仕立てている。このように儀礼には、政治の場において社会的秩序の形成に決定的な役割を担う力があつた。そこには、いわゆる「象徴」的なものがあり、同じ儀礼を行う者同士は同じ集団に属しているという帰属意識と一体感を生むとともに、主従関係の再確認や社会秩序の再編機能を通じて藩体制の確立に重要な役割を果たした。その後も高松藩では、領国支配の正統性を安定的に維持するために、幕府の年中儀礼を模して、表7のように藩の年中儀礼制度を整え、藩政における政治的な位置付けを行うとともに、様々な儀礼を通じて領国支配の正統性を空間的にも時間的にも引き継いでいったのである。

③ 儀礼的行為の象徴性と政治社会的機能

初代高松藩主松平頼重の行動記録である『英公実録』には、入封以来、寛永十九年五月十日条の「朝夕、茶ヲ群臣ニ賜フ」、同九月十五日条の「群臣下朝見ス。栗林荘ニ遊ヒ、馬ヲ調ヘル」ほか、「遊獵ス、放鷹ス、舟遊ス、川ニ遊フ、觀ル、臨ム、拝ス、捕ル、網ス、宿ス」などの象徴儀礼的行為の記述が多く見られる。このような藩主の象徴儀礼的行為が藩政成立期にどのような意味と役割を持っていたのであろうか。

L. ウイトゲンシュタインは「人間は儀礼的動物である」と言っており、いかなる文化も儀礼なしでは存在せず、儀礼のため

の組織を作ることが、政治組織への出発点であつたとされた⁸⁰。すなわち、儀礼にはもともと政治性があり、儀礼抜き社会は存在し得なかつたのである。古来、日本人は「見ル」という行為や言葉を大切にしてきた。例えば、天皇が統治することを「みそなはず」といい、正月七日に宮中で行われる白馬節会には、天皇が群臣を集めた前で白馬を見ることによつて、一年中の邪気が祓われるとされ、その際も天皇が「見ル」ことに政治文化的意義があつたと考えられている。このように「見ル」という行為の中には、単に視覚的に見るのではなく、対象物と一体になって、それを支配するという意味も含まれていたのである。

頼重が寛永二十年（一六四三）正月七日に「若菜式有り。馬ヲ調ヘル」とあるのも、このような「見ル」行為の伝統を踏まえたものであり、また、「遊獵」や「舟遊」「川遊」と称して、連日のように領内各地に出掛けて、そこでの漁師や農民の生業を見て回つたのも「見ル」行為の伝統や、天皇や国司が支配地の景色を見渡してその土地の五穀豊穰と領民の安寧を願つたとされる「国見」の精神にも繋がつた行為であつたと想像される。このように「見ル」行為を代表とする政治的象徴儀礼は、近世における領国統治の支配装置として重要な役割を担うとともに、領内各集団の統合と序列化にも深く関わつて藩主の権威を高め、藩体制を安定

的なものにしていく政治社会的機能を果たしたと考えられる。こうして藩主が自らの権威を高め、その権力を領国内に示す象徴的装置をとしての儀礼を重要視するようになる、藩主の役割も、初期の武断的な政治から「儀礼的秩序」を示すことに重点が移り、儀礼の執行者としての性格を強めていったものと推測される。例えば、一般に「群臣朝見」と「控の間」の出現が儀礼的秩序化の始まりとされているが、高松藩では『英公実録』の寛永十九年七月十五日条に「群臣朝見ス。中元式有り」とあり、この頃から藩内で儀礼的秩序化の動きが始まっていたことが分かる。このように家中や領民に対して、儀礼を通じて藩主の権威や権力を具体的な形で示すことで、藩体制の維持強化と領国統治の安定的運営を図っていったものと考えられる。

また、領国は権力だけではまとめることは難しく、領内諸集団を一つに結び付ける統合儀礼というものが必要であったため、頼重は寛永十九年十月二十三日に「淨願寺ニ詣テ英勝院ノ主ヲ拝ス」とあるように、徳川將軍家や水戸徳川家に繋がる死者供養と国家の安寧祈願を行うとともに、領内有力寺社に対しては伝統的権威の継承と正当性を付与して、頼重自身による土地精霊への表敬儀礼と領国の安全祈願などを行った。このようにして頼重は、高松松平家による領国統治の正統性を確保するとともに、領内諸集団

の統合意識と高松松平家の存続がすなわち領国安定につながるという政治的象徴性を作り上げていったものと考えられる。そのためにも藩主の存在を絶えず、様々な儀礼を通じて家中や領民に知らしめる必要があったのである。

一方、寛永期には大名の世襲化が進み、幕政運営の原理も「人」から「職」へと移行すると、藩政においても家筋を重んじる「家中」が形成されて階層序列的な身分秩序の中に家臣団が再編成され、主従関係もそれまでの属人的関係から、藩主家と家臣の家という「家」を軸とした関係へと変化していった。つまり、家臣にとってその存在は、主君の「家」の存続に依存するという体制が出来上がり、ここに「家」を基軸とする社会秩序が形成されていったのである。併せて職制も「人」を中心としたものから、家老合儀制が成立するなど「職」制機構を中心としたものへと変わり⁽⁸⁾、そこでは先例や儀礼が重視されるようになった。高松藩でも慶安四年（一六五二）二月に法令十三か条を出し、寛文元年（一六六〇）四月には諸士軍役の人数割を定めるなど家臣団統制や職制を整備するとともに、寛文五年から同十一年までの「亥ノ内検地」を通じて財政の基礎である在地支配力を強化していった。そして藩主権威と権力の象徴である高松城の天守閣が、寛文十年（一六七〇）八月に完成したのである。

(三) 家臣団編成と寺社・領民対策

①家臣団編成

頼重の家臣団は、下館入封に際して父である水戸藩主徳川頼房から付けられた家老の彦坂織部ら旧水戸藩士を基軸に形成されていた。頼重は、下館入封直後の寛永十六年(一六三九)十一月五日に家中をあげての祝宴が催し、彦坂織部以下群臣に鬩斗杯を出して入封祝いをしている。また、下館着任の翌日(十一月四日)から連日のように狩獵・漁撈に出掛けるとともに、その収穫物を父である水戸藩主頼房へ進物したり、家臣に対する振舞や御茶饗応の際に使っている、同月十日には、御鷹之雁を家中へ振舞い、同十九日には茶を年寄衆、小姓衆、腰物番衆、納戸衆の順番に振舞うなど、鷹の鳥料理や茶の湯を通じた饗応儀礼で家臣団の結束を図っている。寛永十九年に高松へ入封した際にも、『英公実録』五月十日条に「十日、朝夕、茶ヲ群臣ニ賜フ。十一日、朝夕、茶会有り。十二日茶会有り。十三日同」と四日間には、家格に応じて重臣たちに御茶の供応を行っている。同六月十八日条には「諸士宅ヲ巡検ス。肥田和泉・彦坂織部、之ニ従フ」とあり、家老を従えて家臣宅を巡検するなど、家臣団統制にも気を配っている。同じく八月十日条には「肥田和泉政勝カ宅ニ臨ミ、和泉并妻子及家長ニ賜フ。差有り。和泉ヨリ進上有り」とあり、同月二十五日条に

も「彦坂織部玄隆宅ニ臨ミ、織部及家長ニ賜フ。差有り。織部ヨリ進上有り」と続き、家老宅に御成してその労をねぎらうとともに、妻子にも下賜品を施すなどして、重臣家との主従関係の再確認を行っている。「御成」では藩主から盃を家臣に下賜し、刀を与えることを通例とし、母・妻・子にも下賜したとされるが、家臣のほうからも藩主に対して進上品を贈っていたことが分かる。このように「御成」では、進上儀礼と下賜儀礼が一体のものとして機能し、互酬性をもって主君と家臣の間で事あるごとに繰り返されることによって、ますます心情的な一体感を醸成するとともに、強固な主従関係の構築に寄与していったものと考えられる。フランスの社会学者マルセル・モースは『贈与論』(一九二五)の中で、人間社会には貨幣を使った交換原則にはおさまらない慣行が存在すると述べ、「未開」と呼ばれている社会でも、物のやり取りが贈り物として行われており、それを通して魂を交換しているということを見出した。外見的には物と物との交換であつても、そこで取り交わされるのは物以上の何かであるとしてこれを象徴交換と呼んだ。このように社会的機能をもつ贈与について、道徳的義務のシステムとして①贈り物を与える義務(提供の義務)②それを受ける義務(受容の義務)③お返し義務(返礼の義務)の三つを挙げている。そもそも贈答という言葉自体が返礼

の存在を前提にしており、受け取った者に対して返礼を義務付けており、この贈与の性質を互酬性と呼んだのである。

家臣団構成は軍事的編成を基本とし、その身分的秩序も軍時編成に基づく格制に求められていたが、藩政の展開が軍事による武威から政事による文治へ移っていくと、その格制も次第に形式化し、家臣団内部の身分秩序が儀礼格式によって表現されるようになっていったと考えられる⁸³⁾。高松藩では正保三年（一六四六）二月二十六日に「諸有司感賞ス」（『増補高松藩記』）、同十月には「廿六日、猿楽有り、饗ヲ諸士ニ賜フ。三十日、足軽・諸士ノ若党、郡中ノ政所ニ之ヲ觀セシム」とあり、さらに寛文八年（一六六八）八月朔日には、老人藩士二十二人を年寄部屋へ召し寄せて、鳥籠の間で「御目見」を許し、帷子や銀子などの記念品を与えて、その労に報いるなどしている。この頃になると、高松藩でも藩主と家臣団との体面儀礼の様式が「御成」から「御目見」へと変化していることが分かる。藩主が直接家臣の屋敷に出向く形式から、藩主が召出した上で家臣が集団で参上して御目見を受ける形式に変わることによって、家臣団に対する頼重の権威と地位が相対的に上昇したことを意味するようになったと考えられる⁸⁴⁾。

② 寺社対策

頼重は、神仏の信仰が厚く、高松に入封してからも度々神社や寺

院に参拝して宝物や寺領を寄進している。また、將軍や父母など近親・関係者の忌日には、丁重な仏事を催すとともに、必ず参拝するなど敬神崇仏の念が強かった。例えば、寛永十九年（一九四二）八月二十三日に徳川家ゆかりの英勝院が逝去すると、翌閏九月二十三日には「淨願寺ニ於テ、英勝院ノ千部法会ヲ行フ。二十七日ニ至ル」とあり、以後毎月二十三日には「淨願寺ニ詣テ、英勝院ノ主ヲ拝ス」とあるように丁重な仏事の下、その霊を弔っている。頼重が延宝元年（一六七三）二月十九日に隠居願いが許されて帰国するに当たり、家光以来の長年の厚恩に報いるため、將軍家綱に七か条の献言上書をしている中にも、頼重の宗教観がよく窺える内容がある。日本は神国であるが、近頃神の崇拜が廃れているので、諸大名に申し付け、昔から有名な社を復興して、神職社人別当にそれぞれ、その職務を厳正に務めるよう進言するとともに、近頃諸宗の寺が諸国に多くなり、住職の取締りが十分にできず、由緒ある古寺が廃れて新しい寺が立派になっているので、国々で一宗ごとに本寺をよく調べ、無用の寺は減らし古跡を取立て、わけもなく出家させぬよう諸大名に申し付けるなど、である⁸⁵⁾。

一方、『英公外記』（松平家文書）の寛文十一年（一六七二）五月二九日の条には「また願うに近世の僧徒口に奇異を談じ、他宗をそしり、姦曲を専らにする者あり、然ればすなわちその弊まさ

に吉利支丹に流れんとす、これ太公（頼重）の深く患うる所なり」とあるように、いたずらに奇異なことを言い、他宗をそしつたりする僧侶がいれば、その弊害はキリシタンと同じである、と言いつ切るなど、正邪の別をきちんとするとともに、寛文八年には領内にある小社を整理してその地の氏宮境内に寄せ宮させ、各郡の大庄屋に命じて、郡内の宮の由緒を社僧神主に書き上げさせた『御領分中宮由来』を提出させている。反対に寛永十年（一六三三）の法然寺の再興及び仏生山条目の制定、寛永二十年の白峯頓証寺の再興、寛永二十一年の岩清尾八幡宮の経営、寛文四年（一六六四）の白鳥宮の再興、慶安二年（一六四九）の金毘羅大門の寄進など、金毘羅・白峯寺・白鳥宮・岩清尾八幡宮などの由緒ある寺社に対しては手厚い保護を加えるとともに、法然寺の再興や菩提寺の淨願寺など新しい寺院の造営にも力を注いでいる。また、大内郡総鎮守水主神社に対する新しい神社勢力として優遇した白鳥宮へは京都から猪熊千倉を、法然寺には智恩院や増上寺などの高僧を招くなどして、有力寺社の格式向上とそれによる藩主の権威づけに努めている。このような領内に伝統を持つ有力寺社の保護と復興政策によって、頼重は領内宗教勢力とそれを信仰する領民の人心を掌握するとともに、やがて敷かれる寺請制度を基に幕藩制的秩序の形成を図っていったものと考えられる。

このように近世領主と存地信仰とは切り離せない関係を持ち、いわば領主的支配原理と伝統的宗教的支配原理が相俟って近世的な藩体制が確立されていったといえる⁸⁵⁾。

また、『英公実録』の寛永二十年正月六日条には「寺僧社人朝見シ、新歳ヲ賀ス。金光院、朝見ス」とあり、藩主が在国中は、正月六日に領内有力寺社の寺僧社人が高松城に参上して、新年の挨拶を行う儀礼が既にあつたことが分かる。その場合も、正保二年（一六四五）正月六日条には「寺僧社人ノ賀ヲ受ケル。金光院、克軍寺、萬濃池守、同シ」とあり、金光院と克軍寺は、他の寺僧社人とは別扱いとなるなど、寺社の格式に応じた儀礼制度が整いつつあることをうかがい知ることができる。

③領民対策

頼重が寛永十六年（一六三九）に下館に入封した時の町方支配の在り方について、享保十七年（一七三二）の『下町役人勤方覚』（田宮家文書）には「松平右京大夫頼重公様、新地五萬石ニテ當城江御入部被遊其節被仰付町並之儀御改、依之上町下町之往古より年寄役筋之者被召出、上町十人、下町二十人宛先規之通り御役儀苗字御赦免被成下、御目見被仰付御盃御料理御目録頂戴、町役人之儀ハ家屋居成御免地被仰付候」とあり、また「同御代年寄名主之儀、五節旬御禮二の丸迄上下ニテ御禮同御代町役人より外、町

内之者御城内へ袴着し申儀不相成候由申傳候」と記されているところから、頼重は以前からの者を召出して町役人に命じ、彼等を御目見の上、盃・料理・目録を下賜して優遇しながら、その伝統的な統制力を利用して領内を支配しようとしていたことが分かる⁽⁸⁶⁾。彼等を通じて行った入封業務の内容は、領内各町・各鄉村への支配法令の布告や旧貢租の実態把握、残存する旧臣層の所在調査と対策などで、水戸藩の民政方針が引き継がれていた。

高松藩でも同様の入封業務が行われたものと思われ、『英公実録』の寛永二十年八月十七日条には「寺僧社人及金光院朝見シ、新歳ヲ賀ス。町年寄、同シ」とあり、高松城下の町年寄が新年の賀式に訪れている。また、正保四年三月十日条には「大獵。寺僧・町年寄・組頭ニ獵ヲ觀セシム。鹿肉ヲ町人ニ賜フ」とあり、鹿狩を寺僧や町役人に觀せ、大獵であったので、その肉を町人にまで下賜している。さらに正保二年二月朔日条には「引田村ニ獵シ、留マルコト八日。七日、饗ヲ引田村ニ於テ組頭及郷政所四十余人ニ賜フ」とあり、正保三年十月廿六日条にも「猿樂有リ、饗ヲ諸士ニ賜フ。三十日、足輕・諸士ノ若党、郡中ノ政所ニ之ヲ觀セシム」とあるなど、村方役人層へも饗応儀礼を通じて藩政の協力者としての役割を期待するとともに、藩の意思伝達システムの構築を図っている。

このようにして頼重は、將軍家光からの「西国中国の目附た

れ」の命に応えて、寛永十九年十月二十六日から十一月一日まで最初の封内巡視に出かけ、領内把握と藩体制の確立に努めているが、ここでも町方・村方役人層や領民に対する饗応・下賜儀礼が重要な政治的意味をもって、領国支配や身分的秩序の形成に一役を買っていることが分かる。

おわりに

讃岐高松藩の成立には、①近世前期における西日本を中心とした国内外の政治情勢の変化、②讃岐の地政学的位置、③高松松平家の由緒と家格などが深く関わっていた。初代讃岐高松藩主松平頼重は、寛永十九年に讃岐高松への国替とともに、將軍家光から直接西国・中国の監視役を命ぜられている。讃岐は瀬戸内海に面した海上交通の要所で、古代から軍事的にも経済的にも重要な地政学的位置を占めていたので、幕府の海禁体制整備期にあたって、水戸初代藩主徳川頼房の長子で、家康の孫にもあたる御家門の松平頼重に「西国中国の目附」としての働きを期待して、瀬戸内海沿岸防備体制の強化の意味で配置したものと考えられる。すなわち、讃岐高松藩は成立の段階から西国・中国の監視役としての政治的役割を担わされていたのである。従って、初代藩主松平

頼重の領国経営も、この使命と役割を貫徹するために決してゆるがせにできない重要な政治課題であったと考えられる。

讃岐高松に入封して以降の松平頼重の行動は、『英公日曆』や『英公実録』などの日記・実録類によって知ることができる。そこで一番目立つのが、「遊獵」や「舟遊」などの「鵜鷹追遙」的行為が多いことである。鵜鷹追遙とは鵜を使つて漁をし、鷹を使つて狩りをする遊興であるが、武家社会には鵜飼と鷹狩とを合わせて「鵜鷹追遙」と呼ばれ、特に徳川家康はその効用を説き自ら実践している。頼重も祖父家康の例に倣つて、讃岐高松に入封以来、連日のように「遊獵」と称して鷹狩や鹿狩に、「舟遊」と称して沿岸諸島の巡検に、「川遊」と称して鵜飼や鮎取りに出掛けている。なぜ、松平頼重のように国替によって新領地に着任した大名が、このような「鵜鷹追遙」的行為を繰り返して熱心に行つたのであろうか。

まず「遊獵」のうち鷹狩は、大名の権威と統治権力を象徴する行為であり、政治的に重要な役割を担っていた。すなわち藩主が鷹狩に出掛けるということは、その土地の所有関係を超越した支配権掌握を内外に承認させるとともに、鷹狩によって捕獲した獲物を家臣や領民に振舞うことによつて、彼らに主従関係や上下関係を再確認させるという政治的儀礼の意味を持っていた。特に実

際の戦陣を模して大規模に行われる鹿狩は、一種の軍事訓練であるとともに、藩権力による軍事的デモンストレーションに当たり、藩主の「武威」を示すなどの政治的な効果があった。国替領主として讃岐高松に入封した松平頼重にとつて、一早く領内統治体制を築く必要がある、領内に圧倒的な軍事力を誇示する形で鷹狩を行うことで支配の正統性を確保するとともに、領内支配の拠点づくりを行つたものと推測される。將軍から諸大名へ贈られる公的な鳥は「御鷹之鳥」と呼ばれて、家格によつて拝領の基準が定められていたが、讃岐高松藩の松平頼重は、会津藩の保科正経とともに国持大名以外で唯一鶴を拝領されるなど、將軍家と特別な関係にあつたことが分かる。また、溜間詰大名であつた高松松平家では、参勤交代の暇による帰国に際して將軍から鷹を下賜されるのが恒例となつており、しかも道中での鷹狩も許されるなどの優遇を受けていたことを、「眉目」なこととして誇りに思つていた。このように「御鷹」を拝領した高松藩では、早速帰国後に領内で鷹狩を行い、そこで捕獲した鳥を「御鷹之鳥」として將軍への献上や幕閣への進呈を行う必要があつたのである。頼重の頻繁な「遊獵」行為の背景には、このような対幕府対策と領内統治対策の二側面があつたと考えられる。高松藩の放鷹制度を支える職制には、鷹匠頭―鷹匠―鳥見―餌指―犬牽などの役職があ

り、御鷹部屋・御鷹屋敷が御林の東に設けられて、藩主の放鷹行為に即応できるような体制が出来上がっていた。また、領内には御鷹山や鷹巣山などを御留山として入山を制限するとともに、鷹の巢だけでなく木々の伐採などを含めて山全体を管理することで、領内の山野支配の拠点を押える政治的な意味を持たせ、さらに鷹狩の際に造られた御殿や御茶屋などの休宿施設や御成街（海）道などは、いざという時の軍事施設や軍事道（海）路としての側面を持たせたと考えられる。こうして頼重は、鷹狩や鹿狩を通じて地方支配力を拡大・浸透させ、領内統治体制すなわち藩体制を確立していったのである。

次に「舟遊」については、頼重は、讃岐高松への入封にあたって幕府の西国・中国監視役として必要な船団の編成と装備体制の充実に努めるとともに、領内外の沿海諸島に家臣を従えて約一年間のうちに合計五十二回もの「舟遊」に出掛けている。こうした頻繁な「舟遊」の背景には、船団を組んで領内沿海地域に海上示威行動を行うことで、新領主の海上支配権を領内各地に誇示するとともに、西国・中国の監視役として瀬戸内海航行ルートの把握と水軍力の維持増強を図る必要があったのではないかと推測される。慶安元年には、島廻りと称して船奉行以下の家臣を随行して中国地方沿岸地域を経て九州までの視察巡航を行っている。讀

岐高松藩にとって自らの領海の実効支配と西国・中国の監視役としての役割執行のために、常に水軍力の維持増強と操船技術の水準維持に努めなければならなかった。そのため、高松藩には、農村の「村」（地方）とは別に、漁村の一部に「浦」（浦方）が設けられ、漁業とともに藩主の帰城や参勤交代などの際に水主役を出す水主浦が三八ヶ浦、運上銀を貢納する運上浦が二五浦に設けられた。特に水主数が多かったのは香西の一二八人、引田の一二三人、志度の一〇九人、津田の八〇人、庵治の七〇人などで、頼重が「舟遊」で立ち寄った浦と符合する。中でも引田には毎年のように来て狩猟を行うなど、「遊猟」に二四回、「舟遊」で四回の合計二八回も訪れている。頼重の「鵜鷹追遙」場所としては最大の回数で、頼重が阿波国との国境にあった引田をいかに政治的に重視していたかがわかる。このようにして頼重は「舟遊」を通じて、藩の水主役を勤める「浦」を新たな成立させて藩の水軍力の恒常的な維持強化を図るとともに、西国・中国の監視役という役割を見据えて支配領域はもちろんのこと瀬戸内海沿海状況にも目を光らせる体制を確立していったのである。

さらに頼重は、「川遊」と称して香東川とその流域の音川・岩部川・鮎滝、午房（御坊）川、山田川、坂田川、飯田川、滝宮川に合計二九回出掛けている。鮎漁を目的としたものが多かったと

思われ、捕獲した鮎の数まで細かく記録している点からみれば、高松藩においても「遊猟」における鷹や「舟遊」における鯛と同じように、「川遊」における鮎は特別な存在であったことが分かる。大量の鮎を必要としたのは、藩主の御膳用だけでなく、家臣や各方面への贈答儀礼等に使われたものと思われる。そのため、高松藩では鮎の獲れる川を藩の御留川として指定するとともに、鮎を御留川に定めて、その捕獲を禁止するなどして領内の鮎の確保に努めている。特に頼重は、音川と岩部に別荘を造るとともに、度々鮎獲りに訪れるなど、香東川筋の鮎漁を重視していた風がある。このような御留川への藩主の「川遊」としての御成は、地域編成あるいは地域秩序の再編とも関係して、庄屋をはじめとして地域社会を巻き込む形で大掛かりに行われ、領民の既存権益を制限する形で藩主としての権威と権力を地元領民に誇示するとともに、藩の饗応儀礼等に使用する御用魚を確保するための重要な儀式の場でもあったので、扶持米を支給して御用鮎を確保するシステムを構築したり、御成場所の整備にあたっては、周辺村落から人足を出させるなどして、「川遊」を通じて領内支配領域の拡大と御留川の指定による御用鮎確保システムを確立していったものと考えられる。

高松藩では、藩政の文治化に伴い、年中行事などが幕府の例に

做って整えられ、献上・下賜儀礼等の政治的儀礼制度も整備されていった。家臣たちが毎年のように行われる年中行事や儀礼に参加する中で、藩主への拜謁行為を通じて藩主との主従関係や自らの身分・格式を再認識していくという政治的セレモニーの重要性が藩政の上で認識されるようになり、家中統制や領民統治にもその手法が活かされるようになった。すなわち武威による支配が内在化して、儀礼が支配のための装置として不可欠となり、政治的な儀礼が集団の統合や社会内部の身分関係を整序化するとともに、儀礼執行者の権威を知らしめて地域秩序を構築するために利用されるようになったのである。儀礼にはもともと政治性があり、儀礼抜き社会は存在し得なかったが、ここにおいて、政務と儀式とが一体不可分の関係となり、藩主の「鵜鷹遣遥」的行為と「下賜・饗応儀礼」行為も一つの政治機能として作用し、君臣間の主従関係の構築や領内支配体制の確立に重要な役割を果たすようになったと考えられる。例えば、頼重は御茶を好み、それを体制的な秩序の維持強化のために巧みに利用している。入封間もなく連日のように茶会を催して、家臣に「賜茶」するなど茶会を通じて、家臣との関係強化に努めている。また、高松藩では、毎月朔日・十五日・廿八日に群臣を集めて朝見するとともに、献上・下賜儀礼の際には着座に関する決まりもあり、家格・格式に応じ

て御目見の日時や着座の場所を変えるなど、身分秩序を目に見え
る形で示している。

「鵜鷹道遥」的行為の源流に遡って考えてみれば、頼重が国替
領主として高松に入封して以来、連日のように「遊獵」に出掛け
た政治的文化的背景には、「狩る王」の系譜と「食す国」の伝統
があったと考えられる。古来、日本では野生動物を狩ることが王
の権力の源泉となり、また、その獲物を食することで政治的支配
権を確認するという、動物を仲介とする政治の伝統があり、これ
が武家社会になっても引き継がれ、特に鷹や鷹の鳥をめぐる贈
答・下賜儀礼は連鎖性をもって身分の上下関係の確認や社会的秩
序の形成に大きな役割を果たしてきた。このような「食す国」の
伝統を踏まえて、頼重も領内で度々「遊獵」や「舟遊」「川遊」
を行った後で、そこで獲れた獲物などを自ら食するとともに、重
臣や地元庄屋等を招いて下賜・饗応儀礼を催し、藩主の領域支配
権と主従関係の再確認を行いつつ新領主としての支配の正統性を
確保していったものと考えられる。この支配の正統性を安定的に
維持するために、高松藩では家中や領民に対して、様々な儀礼を
通じて藩主の権威や権力を高めるとともに、領内社会集団の統合
化と序列化を図って儀礼的社会秩序ともいべき社会体制を構築
していったものと考えられる。

まとめとして、讃岐高松藩は江戸期において、その地政学的位
置と時代背景から西国・中国の監視役としての政治的役割を担わ
されていた。そのため初代藩主松平頼重は、將軍家光からの「西
国中国の目附たれ」との命を受けて、国替領主としてその圧倒
的な軍力と將軍権威を背景に軍団と船団を組み、入封当初か
ら「遊獵」や「舟遊」等を通じて領内支配の正統性を確保すると
ともに、領内諸地域の実態の掌握と領内統治の拠点づくりを努め
ている。併せて「鵜鷹道遥」的行為のもつ儀礼的象徴性にも注目
して、家中や寺社・領民に対する献上・下賜儀礼を通じて主従関
係の確認と身分的秩序の形成にも意を配っている。「遊獵」では、
家臣を従えて大規模な鹿狩などを行うことで軍事的デモンスト
レーションによる藩主の権威と権力を領内に誇示するとともに、
支配領域の把握や民情視察を通じて領国支配の足固めを行ってい
る。また、「舟遊」では、船団を組んで、領内外の沿岸海域や瀬
戸内海の諸島を視察巡検して海上情報の把握に努めるとともに、
領内沿岸拠点に水主役を負担する浦を設置するなどして水軍力の
増強にも力を注いでいる。これらはいずれも西国・中国の監視役
としての役割を意識した行為であると考えられる。さらに「川
遊」では鵜飼や鮎取りと称して、内陸部に入り、御留川や御留魚
の指定を通じて領民の用益権を制限する形で藩主の権威と権力を

可視的に示すとともに、領内支配領域の拡大と藩権力による領内支配力の浸透を図ったものと思われる。これらを総合すると、いわば、「遊獵」は領内の山野の支配を、「舟遊」は海の支配を、「川遊」は河川流域の支配を意識して政治的意図をもって行われた行為であるといえる。目指すところは、西国・中国の監視役としての瀬戸内海航行ルートの実効支配力の強化と御家門大名としての揺るぎなき領国支配の基礎固めにあつたと考えられる。

一方、「遊獵」や「舟遊」「川遊」で捕えた獲物は、家中や寺社・領民に下賜・饗応儀礼を通じて振舞われることによって、藩主家に対する心情的一体感を醸成するとともに、その儀礼形式や場所・日時の違いによって主従関係の序列化を図るなど身分的秩序の形成に役立てたのである。また、頼重が高松に入封以来、連日のように「遊獵」「舟遊」「川遊」に出掛けた政治的文化的背景には、「狩る王」の系譜と「食す国」の伝統があつたと思われ、「遊獵」や「舟遊」「川遊」を行った後に、そこで獲れた獲物などを自ら食するとともに、度々重臣や地元庄屋等を招いて下賜・饗応儀礼を催し、藩主の領域支配権と主従関係の再確認を行いつつ新領主としての支配の正統性を確保しようとしている。ここにおいて、藩主の「鵜鷹遣遙」的行為は「下賜・饗応儀礼」行為と一体となって、藩政における政治文化史的意義と機能を持つようになったといえる。頼重は、この二つ

の象徴的行為を政治的に活用して家臣団統制や寺社・領民対策に用いて領国支配体制の確立に結び付けていったものと考えられる。

このようにして松平頼重は、藩政成立期において「遊獵」「舟遊」「川遊」などの「鵜鷹遣遙」的行為と「下賜・饗応儀礼」行為を一体的に結び付ける形で政治的意味を内包させ、領内の領域掌握と軍事的支配を強めるとともに、領国支配の正統性を確保するなど文化的支配も進めて、藩体制の確立と幕藩制的身分秩序の構築を目指していったものと考えられる。

註

(1) 戦後の讃岐藩政史研究には、児玉洋一『近世塩田の成立』日本学術振興会、一九六〇年。福家惣衛『香川県通史・古代・中世・近世編上田書店、一九六五年。川野正雄『近世小豆島社会経済史話』未来社、一九七三年。城福勇「博物好きの藩主松平頼恭」『香川大学教育学部研究報告』三六号、香川大学教育学部、一九七四年。佐々木潤之介「幕藩制の地域区分と農民的諸要求」『幕藩制国家論(下)』東大出版会、一九八四年。木原溥幸『香川県の歴史』山川出版社、一九九七年。同『近世の讃岐』美巧社、二〇〇〇年。同『地域に見る讃岐の近世』美巧社、二〇〇七年。同『藩政にみる讃岐の近世』美巧社、二〇〇九年。同『近世讃岐の藩財政と国産統制』溪水社、二〇〇九年。松原秀明「近世前期讃岐における宗教―宗教政策と信仰―」『香川県史』近世Ⅰ、香川県、一九八九年。岡俊二「近世初期・前期、讃岐国の本年貢徴収法」有元正雄先生退官記念論文集刊行会編『近世近代の社会と民衆』清文堂出版、一九九三年。胡光「高松藩の藩政改革と修史事業」『香川史学』二八号、二〇〇一年。同「統一政権と高松藩―四国の大名配置を

めぐって―』『地方史研究』三二九号、二〇〇七年。御厨義道「高松平家の成立と徳川御三家」『徳川御三家展』香川県歴史博物館、二〇〇〇年。拙稿「讃岐高松藩『切支丹宗徒人名録』に関する基礎的研究―高松藩におけるキリシタン禁制と幕藩制秩序の形成―」『高松大学研究紀要』五七号、二〇一二年などがある。

(2) 小宮木代良「幕藩政治史における儀礼的行為の位置付けについて」歴史学研究会編『歴史学研究』七〇三号、青木書店、一九九七年、八三頁〜八九頁。大友一雄「日本近世国家の権威と儀礼」吉川弘文館、一九九九年。同「近世の武家儀礼と江戸・江戸城」『日本史研究』四六三号、日本史研究会、二〇〇一年、四六頁。二木謙一「武家儀礼格式の研究」吉川弘文館、二〇〇三年。青木保「儀礼の象徴性」岩波書店、二〇〇六年。伊藤幹治「贈答の日本文化」筑摩書房、二〇一一年。桜井英治「贈与の歴史学」中央新書、二〇一一年など。

(3) 草薙金四郎『穆公御茶事記』讃岐史談会、一九五六年。松浦正一『高松藩祖松平頼重傳』松平公益会、一九六三年。松原秀明「諸大名の奉納物と代参の記録」『金毘羅庶民信仰資料集』年表編、金刀比羅宮社務所、一九八八年。御厨義道「高松藩主の『舟遊』について」香川県歴史博物館『調査研究報告』一号、二〇〇五年。同「高松平家の官位について」『ミュージアム調査研究報告(2)』二〇一〇年。同「高松平家における大名間交流」『四国地域史研究連絡協議会編』『四国の大名―近世大名の交流と文化―』岩田書院、二〇一一年など。

(4) 本原博幸「讃岐郷土の歴史」香川郷土文化研究会『讃岐郷土の文化と風土』香川県教育委員会、昭和五一年、一三二頁〜一三三頁。「交通地域」とは、「生存地域」相互間または「資源地域」との交通・輸送を行うために必要な経路で、他地域との交易や文化・技術伝播の可能性が高いとともに、他勢力から侵略される危険性もあつた。

(5) シーパワー論を唱えた十九世紀の米国海軍将校アルフレッド・セイヤー・マハンは、シーパワー獲得の条件として、国家の地理的

位置・土面積・人口・国民気質・統治機関の性質の五つを挙げている(マハン著・北村謙一訳『海上権力史論』原書房、二〇〇九年)。「大日本史料」慶長九年三月二八日条所収「讃州内御蔵米御勘条定状事」。笠谷和比古「近世武家社会の政治構造」吉川弘文館、一九九三年、七六頁〜七七頁。

(7) 『讃岐探索書』香川県史、九巻資料編、近世史料I、香川県、昭和六二年、五頁〜十頁。

(8) 金井圓校注『土芥寇讎記』新人物往来社、昭和六〇年、一三二頁。「人國記」巻下廿三(元禄十四年、江戸日本橋書林須原茂兵衛版、香川県立図書館蔵)には「讃岐、当国の風俗ハ氣質弱、邪智の人多し。武士の風別て諂強く、方便を以て立身をすべきなどと思ふなり。大内・寒川・三木・三野・山田等数郡、別て此風なりとぞ。按に当国ハ北に江海を受けたる国なり」とある。

(10) 『英公外記』(香川県立ミュージアム蔵)によれば、寛文二年(一六六二)に頼重は井伊直澄とともに、將軍家綱から、以後老中と同席して幕議に参画するよう命じられている。笠谷和比古「近世武家社会の政治構造」吉川弘文館、一九九三年、一五三頁、一五五頁。松尾美恵子「大名の殿席と家格」『徳川林政史研究紀要』昭和五五年度。

(11) 『頼重と光圀―高松と水戸を結ぶ兄弟の絆―』茨城県立歴史館、二〇一一年、七五頁〜七六頁。

(12) 水戸家の世子選定問題については、永井博「松平頼重と徳川光圀―水戸徳川家家督相続をめぐる―」茨城近世史研究会編『茨城史林』三三三号、二〇〇九年、三五頁〜四八頁が詳しい。山室恭子氏は「子がいなかった尾張・紀伊両家に遠慮して頼重の出生が隠された」こと(山室恭子「黄門さまと犬公方」文芸春秋社、一九九八年)、山本博文氏は「頼重がまだ側室にも迎えていない家臣の妹と関係を持って生まれた」(山本博文「水戸光圀の相続問題」『徳川將軍と天皇』中央公論社、一九九九年)ことに、頼重の存在が無視された理由を求め、そのために光圀が世子となったと結論を導いている。しかし、御厨義道氏は、頼重は寛永九年十二月に

京都慈濟院から呼び戻されたが、江戸で重い疱疹を患ったことから、「寛永十年の水戸家世子の決定は、当然のことながら単独の要因でなされたものではなく、健康状態も含めた頼房の子供たちの当主としての資質、將軍の介入、奥向における側室同士の力関係など、複数の要因が絡む中で決定されたものであり」としている（御厨義道「高松平家の成立と徳川御三家」『徳川御三家展』香川県歴史博物館、二〇〇〇年）。

(13) 頼重と光圀の関係については、光圀の（元禄八年）四月三日付け中山遠江守吉勝宛書状に「同腹之兄弟ハ源英計、其上自若年時分一所ニ生立、兄ニ而候ヘハ、諸事指引をも親同然ニ受申、雖兄弟多候、萬端各別之事ニ候」とあり、兄頼重に対して特別な感情をもっていたことがわかる（『頼重と光圀―高松と水戸を結ぶ兄弟の絆―』茨城県立歴史館、二〇一一年、七八頁、一〇七頁）。

(14) 「大猷院殿御実紀」巻四十一、国史大系『徳川実紀』寛永十六年七月十三日条に「水戸中納言頼房卿長子右京頼重年齢長じたればとて、常陸国下館にて新に五萬石を賜ふ。此地狭少なりといへども水戸城近ければ先賜はり、ゆくゆく加恩せらるべく思召せば、この後心いれて父黄門へ孝養なすべき旨面示したまふ」とある。このとき家光は頼房に対し「基方ハステ被申テ知被申間候、此方ニテ御ヒロヒ被成候間、御礼ニ不及」と述べたという（中村顧言「義公遺事」『水戸義公伝記逸話集』吉川弘文館、一九七八年）。また、「水戸紀年」（『茨城県史料』近世政治編Ⅰ、四四九頁）にも「寛永十六年七月十三日、大猷公自ラ頼重君ニ命シテ日常陸下館ハ水戸接近ノ地ナリ、故ニ今五萬石ニ封ス、後必加封アラント。又中山信吉ヲ召テコノ命アリ。此時マテ下館ニハ水谷伊勢守勝隆居ル」とある。これらから判断すれば、頼重に対する下館授封は将来の加増を前提としたものであったと考えられる。

(15) 下館市史編纂委員会編『下館市史』下館市史刊行会、一九六八年、二九二頁～三二二頁。『英公日曆』六冊は、讃岐高松藩が松平頼重の日常生活を記録した日帳をもとに江戸時代後期に整理編集したもので、英公とは頼重の諡名である。漢文調で書かれた『英公実

録』十三冊は、讃岐高松藩五代藩主松平頼恭が日帳をもとに他の家臣文書も加えて天明・明和期に編纂させたもので、頼重の誕生から延宝元年に隠居するまでの事蹟がまとめられている。この他に『英公外記』四冊とその附録四冊があり、『英公実録』に記載されていない、隠居後から元禄八年に七十四歳で没するまでの事柄が収められている。

(16) 永井博「松平頼重と徳川光圀―水戸徳川家家督相続をめぐって―」茨城近世史研究会編『茨城史料』三三三号、二〇〇九年、四六頁。「三浦市右衛門覚書」『新編香川叢書』史料編（二）、香川県教育委員会、一九九五年。

(17) 若尾政希編『大名評判記』の基礎的研究』、二〇〇六年、二一七頁。永年会編『増補高松藩記』永年会、一九三二年、七頁、十四頁。

(18) 藤野保「幕藩体制史の研究―権力構造の確立と展開―」吉川弘文館、一九六一年、二三八頁。胡光「統一政権と高松藩―四国の大名配置をめぐって―」『地方史研究』三二九号、地方史研究協議会、二〇〇七年、十八頁～十九頁。御厨義道「高松平家の成立と徳川御三家」『徳川御三家展』香川県歴史博物館、二〇〇〇年、一六四頁。

(19) 「つくしの道の記」（『英公外記別録』所収『歴史博物館整備に伴う収蔵資料目録平成五・六年度』「松平頼武資料」二八四、香川県教育委員会、一九九六年。御厨義道「高松藩主の『舟遊』について」香川県歴史博物館『調査研究報告』一号、二〇〇五年）。

(20) 大友一雄「鷹をめぐる贈答儀礼の構造―将軍（徳川）権威の一側面―」『国史学』一四八号、一九九二年。盛本昌広「戦国期の鷹献上の構造と贈答儀礼」『歴史学研究』六六二号、青木書店、一九九四年。福田千鶴「近世初期福岡藩における鷹場支配の展開」『展望日本歴史』十三、東京堂出版、二〇〇〇年。山名隆弘「戦国大名と鷹狩の研究」纂修社、二〇〇六年。鷹書研究会（中部大学）『鷹の書』文化出版、二〇〇八年。根崎光男「江戸幕府放鷹制度の研究」吉川弘文館、二〇〇八年。岡崎寛徳「鷹と将軍」講談社、二〇〇九年。宮内省式部職編纂『放鷹』（復刻版）吉川弘文館、二〇一〇

- 年。二本松泰子『中世鷹書の文化伝承』三弥井書店、二〇一一年。
大塚紀子『鷹匠の技とこころ』白水社、二〇一一年など。
- (22) 「小神野夜話」香川県教育委員会編『新編香川叢書・史料篇(一)』
新編香川叢書刊行企画委員会、一九七九年、八二七頁。松浦正一
『高松藩祖松平頼重傳』松平公益会、一九六三年、八頁〜九頁。
- (23) 前掲註(15)『下館市史』、三〇二頁〜三〇三頁。
- (24) 盛本昌弘『中世の贈与と負担』校倉書房、一九九七年、一三三頁、
一四〇頁、一四八頁、二三四頁、三〇四頁〜三〇五頁。
- (25) 内山俊身「水戸藩松平頼重の下館入封について―近世初頭の入封
業務と地域民衆―」茨城近世史研究会編『茨城史林』三十号、二
〇〇六年、三七頁〜三八頁。
- (26) 大石学「享保期における鷹場制度の再編・強化とその意義」『史海』
二三・二四合併号、東京学芸大学史学会、一九七七年、二頁〜三
頁。
- (27) 塚本学『生類をめぐる政治―元禄のフォークロア―』平凡社、
一九八三年、一三〇頁〜一三一頁。
- (28) 福田千鶴『幕藩制的秩序と御家騒動』校倉書房、一九九九年、一
〇二頁〜一〇六頁。
- (29) 村上直・根崎光男『鷹場史料の読み方・調べ方』雄山閣出版、
一九八五年、六一頁。
- (30) 「小神野夜話」香川県教育委員会編『新編香川叢書』史料篇(一)、
新編香川叢書刊行企画委員会、一九七九年、八二頁。『続讃岐国大
日記』(香川県『香川叢書』第二、名著出版、一九七二年、五二二三頁)
にも「同(寛文)四甲辰年、讃国鹿猪多ク田畠ヲ荒ス。大守頼重公、
大内郡與次山ニ遊獵シテ罹民ノ愁ヲ除ク。亦寒河郡管符山ニ獵ス」
と記されている。
- (31) 「源英様御代御令條之内書抜」香川県立文書館編『高松藩御令條之
内書抜』上巻、香川県文書館、一九九八年、五五頁〜五六頁。
- (32) 前掲註(31)、八二頁〜八六頁。
- (33) 白鳥町史編集委員会編『白鳥町史』白鳥町、一九八五年、一五四
頁〜一五五頁。引田町史編さん委員会編『引田町史』引田町、
一九九五年、二六五頁〜二六六頁。
- (34) 平林章仁『鹿と鳥の文化史―古代日本の儀礼と呪術―』白水社、
一九九二年、九四頁、一〇三頁。
- (35) 前掲註(22)『高松藩祖松平頼重傳』、「讃国高松分限帳」五八九頁、
五九三頁。「下館分限帳」五六九頁、五七六頁。
- (36) 井下香泉編『讃岐松平藩士由緒録』高松大学出版会、二〇〇二年。
琴南町八峯の佐野家は代々高松藩の御鷹師をしていたので、「御鷹
師」という屋号を名乗っている(琴南町誌編集委員会編『琴南町
誌』琴南町、一九八六年、九六七頁)。幕府の鷹職制については、
根崎光男『江戸幕府放鷹制度の研究』(吉川弘文館、二〇〇八年、
二二二頁、二二五頁〜二二六頁)に詳しい。
- (37) 大久保治男『鷹匠頭』等雑考(一)―彦根藩「御鷹頭取」の
研究の前置として―『駒沢大学政治学論集』駒沢大学法学部、
一九七八年、二七二頁。
- (38) 『増補三代物語』(坂口友太郎編、三代物語刊行会、一九九二年、
一八四頁)に「香川郡東部上之村 ○高丸 小地名 鷹匠餌指住
宅」とあり、万治元年(二六五八)四月九日の「源英様御代御
令條之内書抜」(『高松藩御令條之内書抜』上巻、香川県文書館、
一九九八年、五三頁)には「一、東御歩行長屋ト御鷹師町ト之間
道之東はしニ、ごもく杯捨候故、水道之水上之際ニ而候故、水悪
敷相成申ニ付、御老中江申達掃除為致」とある。また、元禄十五
年(一七〇二)十月廿三日の「源節様御代御令條之内書抜」(同上
『高松藩御令條之内書抜』上巻、一六七頁)には「一、御鷹部屋脇
木戸并御林南はづれ之処、此度新規ニ木戸被仰付候」とある。
- (39) 宮内省式部職編纂・発行『放鷹』一九三二年、一〇頁〜十一頁、
一四二頁〜一四三頁。
- (40) 古川祐貴「慶安期における沿岸警備体制」『日本歴史』七五八号、
吉川弘文館、二〇一一年、四六頁〜四七頁。
- (41) 前掲註(22)『高松藩祖松平頼重傳』、二三五頁〜二四三頁、六一六
頁。『歴史博物館整備に伴う収蔵資料目録平成五・六年度』(松平頼
重資料)二八四、香川県教育委員会、一九九六年。

- (42) 「大殿様御意之趣覚書」『香川県立文書館紀要』十二号、香川県立文書館、二〇〇八年、七六頁。
- (43) 徳山久夫「海軍史料に見る高松藩—高松城・西海見聞・海岸防備—」『瀬戸内海歴史民俗資料館紀要』一号、瀬戸内海歴史民俗資料館、一九八四年、一二三頁。
- (44) 前掲註(31)、五〇頁。
- (45) 高松市役所編輯『高松市史』臨川書店、一九三三年、四九七頁。
- (46) 可兒弘明『鵜飼—よみがえる民俗と伝承—』中公新書、一九六六年、一二五頁—一二六頁。
- (47) 盛本昌広『松平家忠日記』角川選書、一九九九年。同「松平家忠の生活」『日本中世の贈与と負担』校倉書房、一九九七年、一二三頁—一五三頁。
- (48) 前掲註(46)、六九頁—七〇頁。東昇「日本近世における土産・名物・時献上—伊予大洲藩における産物記録と鮎—」『洛北史学』十二号、洛北史学会、二〇一〇年。
- (49) 塩江町史編集委員会編・発行『塩江町史』一九七〇年、八八頁—八九頁。
- (50) 別所家文書『文化二丑年・丑年御用留・七月』(香川県立文書館)。「香川県の地名」平凡社、一九八九年、一四九頁—一五〇頁。
- (51) 坂口友太郎編『増補三代物語』三代物語刊行会、一九九二年、三八頁、二〇四頁、二九一頁。音川鮎については、安田健編『江戸後期諸国産物帳集成』第七卷、科学書院、平成十六年の巻之六「讃州府志」香東郡産物に「音川鮎 名品」とある。また、帯包川鮎については、『翁嫗夜話』に「長尾郷炭所西村 常包川溪鮎 名品」とある。
- (52) 「讃岐廻遊記」香川県編『香川叢書・第三』名著出版、一九七二年、一五四頁—一五五頁、一五九頁。
- (53) 前掲註(15)、三〇〇頁—三〇三頁。
- (54) 前掲註(22)『高松藩祖松平頼重傳』、二〇八頁—二〇九頁、四二三頁、四二九頁。
- (55) 「大殿様御意之趣覚書」『香川県立文書館紀要』十二号、香川県立文書館、二〇〇八年、七一頁—八二頁。西村慎太郎「宮中のシエフ、鶴をさばく—江戸時代の朝廷と庖丁道—」(吉川弘文館、二〇一二年)によれば、「鶴は千年、亀は万年」というように、鶴はめでたい鳥で、贈答品・献上品・下賜品としてよく用いられ、江戸時代には鶴の献上ないし鶴の下賜は主従関係を確認するツールの一つになったとされている。
- (56) 二木謙一「武家儀礼格式の研究」吉川弘文館、二〇〇三年、三四六頁。近年、家中からの節季儀礼祝儀に対する藩主発給の御内書を、家臣団統制や藩政確立過程と関連付けた研究が進んでいる。上野秀治「江戸幕府御内書の基礎的研究」『学習院大学史料館紀要』八号、一九九五年。福田千鶴「御内書」の史料学的研究の試み」『大名家文書の構造と機能に関する基礎的研究』二〇〇三年。兼平賢治「藩主御内書」の基礎的研究」『日本史研究』六〇五号、日本史研究会、二〇一三年。
- (57) 島田勇雄「食物儀礼史における「魚類」人見必大著・島田勇雄訳注「本朝食鑑4」平凡社、一九八〇年、三七九頁。
- (58) 前掲註(18)、十頁、十二頁—十三頁。これより以前、松平頼重は寛永十八年に元日の拝賀儀礼に参列していることがわかる(川島慶子「寛永期における幕府の大名序列化の過程—元日の拝賀儀礼の検討を通して—」西村圭子編『日本近世国家の諸相』東京堂出版、平成十一年、七一頁—七三頁)。大名家における人生儀礼は身分の獲得、年中儀礼は身分の確認を目的としており、年々繰り返される年中儀礼は、そこに参加する者たちの身分的な確認に重点が置かれた(大友一雄「近世武家社会の年中儀礼と人生儀礼—はじめの御目見に注目して—」『日本歴史』六三〇号、吉川弘文館、二〇〇〇年、五九頁)。
- (59) 「高松町年寄御用留」『香川県史』第十卷、香川県、一九八七年、四八五頁—四八六頁。頼重在任後半期にあたる寛永期には、主従制における「家」の重視と「家格」を基軸とした支配機構の再編成が進んだと考えられる(杣田善雄「將軍権力の確立」吉川弘文館、二〇一二年、二二八頁—二二九頁)。

- (60) 大友一雄「日本近世国家の権威と儀礼」吉川弘文館、一九九九年、一頁～六頁。盛本昌広「日本中世の贈与と負担」校倉書房、一九九七年、一二頁～一三頁。深谷克己「幕藩体制の支配秩序がつくられていく」歴史教育者協議会編『日本社会の歴史』上、大月書店、二〇〇二年、二〇七頁～二〇九頁。
- (61) 大友一雄「日本近世国家の権威と儀礼」吉川弘文館、一九九九年、二一七頁～二二五頁。『古事類苑』官位部三、吉川弘文館、一九七七年、一七四三頁～一七四四頁。金沢藩の「当用集」を分析した根崎光男「江戸幕府放鷹制度の研究」吉川弘文館、二〇〇八年、一八一頁～一八七頁。
- (62) 岡崎寛徳「近世武士社会における鷹贈答の構造―彦根藩井伊家を中心として―」藤野保編『近世国家の成立・展開と近代』雄山閣出版、平成十年、一五二頁～一六八頁。
- (63) 大友一雄「鷹をめぐる贈答儀礼の構造―將軍（徳川）権威の側面―」『国史学』一四八号、国史学会、一九九二年、五六頁～五七頁、九〇頁。前掲註(56)、二二四頁、二二七頁～二二八頁。前掲書(60)に同じ。二〇二頁～二一七頁。
- (64) 岡崎寛徳「鷹をめぐる大名の交際―津軽家を中心に―」『地方史研究』二八五号、地方史研究協議会、二〇〇〇年、三五頁～四八頁。同「享保期における鷹献上と幕藩関係―津軽家を事例として―」日本歴史学会編『日本歴史』六二二号、吉川弘文館、二〇〇〇年、六五頁。
- (65) 前掲註(29)、一四四頁。
- (66) 根崎光男「鷹狩りが守った江戸近郊の自然」農文協編『江戸時代にみる日本型環境保全の源流』農山漁村文化協会、二〇〇二年、一八八頁。同「將軍の鷹狩り」同成社、一九九九年、一頁～三頁、二四頁～三〇頁。
- (67) 前掲註(29)、一五〇頁。
- (68) 千田嘉博「引田城の構造と歴史的価値」橋詰茂「文献・絵画史料から見る引田城」(二〇一二年十一月三日「引田城シンポジウム」レジュメ)。引田町史編さん委員会編『引田町史』引田町、
- (69) 一九九五年、二六四頁～二六六頁、三九七頁。
丸尾寛「別所家文書にみる高松藩の郡林制度について」『香川県立文書館紀要』第十一号、香川県立文書館、二〇〇七年、三頁～四頁。
- (70) 前掲註(31)、五十頁～五十一頁。
- (71) 『讃岐国名勝図会』には「同所（鴨庄村）にあり海に出る事一里はかり慶安年中中国祖源英公命じて牧とす今多く良き馬を出す」とある。山本秀夫「讃岐高松藩の浦方支配に関する一試論」『香川県立文書館紀要』六号、香川県立文書館、二〇〇二年、一〇九頁～一一二頁。
- (72) 御厨義道「高松松平家の成立と徳川御三家」『徳川御三家展』香川県歴史博物館、二〇〇〇年、五八頁。
- (73) 前掲註(72)、一六三頁～一六四頁。
- (74) 山本秀夫「讃岐高松藩の浦と水主役」『香川県立文書館紀要』十号、香川県立文書館、二〇〇六年、四一頁～四二頁。香川県漁業史編さん委員会編『香川県漁業史』資料編、平成六年、七一頁～七二頁、七七頁。
- (75) 前掲註(31)、三五頁、五〇頁、五三頁。
- (76) 中澤克昭編『人と動物の日本史2（歴史のなかの動物たち）』吉川弘文館、二〇〇九年、四六頁～四八頁、五二頁、六二頁。
- (77) 岡田精司「古代王権の祭祀と神話」塙書房、一九七〇年、三〇頁。前掲註(31)、二頁～三頁。平林章仁「鹿と鳥の文化史―古代日本の儀礼と呪術―」白水社、一九九二年、一〇七頁～一〇八頁。
- (78) マックス・ウェーバー著・世良晃志郎訳「支配の諸類型」『経済と社会』第一部第三章、創文社、一九七〇年、十頁～十二頁。
- (79) 青木保「儀礼の象徴性」岩波書店、二〇〇六年、二三頁、一〇九頁。
- (80) 三宅正浩は「幕藩政治秩序の成立―大名からみた家光政権―」『日本史研究』五八二号、日本史研究会、二〇一一年、六〇頁。
- (81) 佐々木潤之介「藩家臣団の展開過程」『幕藩制国家論（下）』東大出版会、一九八四年、四四頁～四四八頁。笠谷和比古「近世武士社会の政治構造」吉川弘文館、一九九三年、一六四頁～一六五頁、

一七五頁。

(83) 東谷智「藤堂藩の成立と伊賀―藤堂高虎・高次・高久を素材にして―」『甲南大学紀要・文学編』一六二号、二〇一二年、三〇頁―三三頁。藤堂藩では寛文四年に「御成」から「御目見」へ対面儀礼の形式が変化している。

(84) 前掲註(22)『高松藩祖松平頼重傳』、四七二頁―四七九頁。

(85) 大友一雄「近世の武家儀礼と江戸・江戸城」『日本史研究』四六三号、日本史研究会、二〇〇一年、五九頁。

(86) 前掲註(15)『下館市史』、三二二頁―三二三頁。

〔付記〕 本稿作成に際して、貴重な史資料の閲覧等でお世話になった香川県立図書館、香川県立文書館、茨城県立歴史館、筑西市立図書館には末尾ながら謝意を表します。

研 究 紀 要

第58・59合併号

平成25年 2月25日 印刷

平成25年 2月28日 発行

編集発行 高 松 大 学
高 松 短 期 大 学
〒761-0194 高松市春日町960番地
TEL (087) 841-3255
FAX (087) 841-3064

印 刷 株式会社 美巧社
高松市多賀町1-8-10
TEL (087) 833-5811